

平成 29 年度文部科学省委託事業

高校生等への修学支援の効果及び
影響等に関する調査研究報告書

平成 30 年 3 月 31 日

武蔵野大学

平成 29 年度文部科学省委託事業
「高校生等への修学支援の効果及び影響等に関する調査研究」

目次

序章	調査研究の概要 (岩田弘三)	1
第 1 章	全国高校アンケート調査からみた就学支援金・奨学給付金制度 の効果と課題 (岩田弘三・小林雅之・濱中義隆・末富芳・吉田香奈・白川優治)	5
第 2 章	全国高校アンケート調査の設置課程別集計結果の要約とコメント (王傑)	33
第 3 章	全国高校アンケート調査からみた就学支援金・奨学給付金制度 ー設置課程に注目してー (吉田香奈)	53
第 4 章	全国高校アンケート調査からみた全日制高校の在学学生・就学支援金・ 奨学給付金制度の現状 (白川優治)	75
第 5 章	全国高校アンケート調査からみたスクールソーシャルワーカー・ スクールカウンセラーの実態 (小入羽秀敬)	83
第 6 章	保護者 WEB 調査データの基本的な集計 (日下田岳史・濱中義隆)	99
第 7 章	保護者 WEB 調査からみた教育費補助制度の利用状況と効果分析 (王帥)	115
第 8 章	高等学校における教育費補助政策の効果と課題 ー保護者 WEB 調査をもとにー (藤森宏明)	127
第 9 章	インタビュー調査を通じた高校生等への修学支援制度の成果と課題 ー教育委員会・高校・保護者調査の検討ー (末富芳)	145
終章	本調査研究をもとにした政策的インプリケーション (岩田弘三・小林雅之)	159
資料 1	高等専門学校・高等専修学校における修学支援状況に関する アンケート単純集計結果 (谷田川ルミ)	163
資料 2	高校、教育委員会、保護者、スクール・ソーシャルワーカー及び スクール・カウンセラーへのインタビュー調査記録	181

序章 調査研究の概要

岩田弘三

本章では、平成 29 年度文部科学省委託事業「高校生等への修学支援の効果及び影響等に関する調査研究」の概要を述べる。

1 事業の趣旨

平成 25 年以前の「公立高等学校等の授業料不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」のもとで実施されていた、高校生等への修学支援制度（以下、旧制度）では、以下のような課題のある点が指摘されてきた。(1)公立高校と私立高校に通う生徒の間では教育費負担に大きな格差があること。(2)低所得者世帯では教育費負担が依然として大きいこと、などの課題である。そこで、平成 26 年度からの高校等学校入学者を対象として、その問題の解消を目指したものが、平成 25 年の法改正であった。この修学支援制度（以下、新制度）は、さらに、同じ年度からの高校等の入学者を対象として、高校生等奨学給付金も創設されるなど、低所得世帯の高校生等への修学支援制度は大きく改善された。

なお、就学支援金についての旧制度から新制度への大きな変更点は、以下の 2 点である。(1)市町村民税所得割額が 30 万 4,200 円以上（年収 910 万円程度）という所得制限を導入し、それ以上の所得を有する世帯は、支給対象から除外したこと。(2)私立高校に通う生徒については、①市町村民税所得割額が 0 円つまり非課税（年収 250 万円未満程度）の場合、基本額の 2.5 倍の加算を、②市町村民税所得割額が 0～5 万 1,300 円未満（年収 250～350 万円程度）の場合、基本額の 2 倍の加算を、③市町村民税所得割額が 5 万 1,300～15 万 4,500 円未満（年収 350～590 万円程度）の場合、基本額の 1.5 倍の加算を行う形で、就学支援金の加算をこれまで以上に拡充したこと、である。

それでは、この制度改正が実際に、とくにどの層の高校生に、いかなる形で、どの程度の改善をもたらしたのか。あるいは、そこには何か課題はないのか。以上を、定性的・定量的に分析・把握することが、本調査研究の目的である。

2 事業の内容等

本事業では、次の 3 つのアプローチを中心に事業を実施した。

- 1) 全国の高等学校を対象とした、就学支援金・奨学給付金の効果・影響、ならびにその制度的課題を明らかにするためのアンケート調査。
- 2) 旧制度実施前、及び旧制度実施時期と比較して、家庭の経済的状況、子どもの進学状況などの面における新制度の効果を明らかにするための、保護者 WEB 調査。

3) 以上の2つの量的調査を質的に補うための、①高等学校、②スクール・ソーシャルワーカーもしくはスクール・カウンセラー、③都道府県教育委員会、④保護者に対する聞き取り調査。

以下、それぞれのアプローチの概略を述べる。

1) 高校アンケート調査

全国の高等学校を対象に、以下の点についてアンケート調査を実施し、就学支援金と奨学給付金の効果・課題を検証する。

- (a) ①平成29年度における就学支援金(支給加算者別)、及び奨学給付金の受給状況、②現行の就学支援金・奨学給付金制度の周知方法、③高校側からみた場合のそれらの効果及び課題。
- (b) 平成25年度および平成29年度における、生活保護世帯及び準保護世帯数の状況、ならびに中退の状況など。

2) 保護者 WEB 調査

平成27～29年に高校3年生であった子どもをもつ保護者を対象とするアンケート調査を行い、以下の分析を行う。(1)旧制度下の時期の平成27年の高校3年生と、新制度下の時期のそれ以降の高校3年生との、家庭の状況の比較をとおして、新制度の効果を検証する。(2)平成27～29年に高校3年生であった子どもに兄弟がいるケースを取り出し、それら兄弟が高校生であった時代との比較をとおして、(a)旧制度実施前、(b)旧制度下の時期、(c)新制度下の時期、の3つの期間の家庭の状況を比べ、新制度の効果を検証する。(3)以上のような比較の枠を超えて、複数の視点から、就学支援金・奨学給付金の効果・影響を検討する。

調査項目は、①家族構成、子どもの属性、②家計の状況、③子どもが高校生時代に経験したことや、高校卒業後の進路、④高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金などの、教育費補助制度の手続き経験、⑤教育費補助制度が回答者自身の家庭に及ぼした効果や制度の手続きに関する意見、⑥高校教育の費用負担のあり方に関する意見、などである。

この保護者 WEB 調査は、調査会社のウェブモニターに対して実施した。その結果、4,343人からの回答を得た。

3) インタビュー調査

上記1)・2)による量的調査を補い、定性的な面からより詳細な実状を把握するために、以下の4つを調査対象とするインタビュー調査を実施した。

- (a) 全国4都道府県の高校（東京都2高校・神奈川県1高校・大阪府5高校・北海道2高校）。
- (b) 大阪府教育委員会。
- (c) 大阪府・北海道のスクール・ソーシャルワーカー及びスクール・カウンセラー。
- (d) 北海道・福島県の保護者。

3 事業の実施体制

本事業を実施するための調査検討委員会を、以下の委員・研究協力者によって組織した。

委員（アイウエオ順、*は文部科学省「高校生等への修学支援に関する協力者会議」委員）

岩田 弘三	武蔵野大学・人間科学部・教授
江原 昭博	関西学院大学・教育学部・准教授
王 傑	東京大学・大学総合教育研究センター・特任研究員
王 帥	東京大学・社会科学研究所・特任研究員
大島 真夫	東京理科大学・教育支援機構・教職教育センター・講師
黄 文哲	兵庫大学・高等教育研究センター・特別研究員
古賀 正義	中央大学・文学部・教授
小入羽 秀敬	帝京大学・教育学部・講師
小林 雅之*	東京大学・大学総合教育研究センター・教授
島 一則	東北大学大学院・教育学研究科・准教授
白川 優治	千葉大学・国際教養学部・准教授
末富 芳*	日本大学・文理学部・教授
妹尾 涉	国立教育政策研究所・教育政策・評価研究部・総括研究官
濱中 淳子*	東京大学・高大接続センター・教授
濱中 義隆	国立教育政策研究所・高等教育研究部・総括研究官
日下田 岳史	大正大学・エンロールメント・マネジメント研究所・助教
藤森 宏明	北海道教育大学・教育学研究科・准教授
谷田川 ルミ	芝浦工業大学・工学部・准教授
吉田 香奈	広島大学教育本部・准教授
米澤 彰純	東北大学・インスティテューショナル・リサーチ室・室長、教授

研究協力者

呉 書雅 弘前大学・非常勤講師

4 役割分担等

事業内容	担当
総括	岩田
高校アンケート調査	白川・吉田・谷田川・王傑・小入羽・岩田
保護者 WEB 調査	濱中（義隆）・日下田・藤森・王帥
インタビュー調査	末富・小林・藤森・王傑・王帥・黄・大島・岩田
調査研究への専門的助言等	小林・濱中（淳子）・古賀・妹尾・島・米澤・江原・呉

5 事業期間・実施日程

(1) 事業期間

平成 29 年 9 月 4 日～平成 30 年 3 月 31 日。

(2) 事業実施日程

日程	事業の内容
平成 29 年 9 月 4 日	第 1 回調査検討委員会（調査実施日程、役割分担の確認など）
平成 29 年 9～10 月	高等学校・保護者・都道府県教育委員会に対する聞き取り調査の実施
平成 29 年 9 月 26 日	第 2 回調査検討委員会（聞き取り調査の報告、高校アンケート調査・保護者 WEB 調査の設計）
平成 29 年 10 月 7 日	第 1 回ワーキンググループ特別検討委員会（高校アンケート調査・保護者 WEB 調査の調査票の検討）
平成 29 年 10 月 31 日	第 2 回ワーキンググループ特別検討委員会（高校アンケート調査・保護者 WEB 調査の調査票の検討）
平成 29 年 10～11 月	高校アンケート調査の実施
平成 29 年 11 月	保護者 WEB 調査の実施
平成 29 年 12 月 7 日	第 7 回高校生等への修学支援に関する協力者会議での中間報告
平成 30 年 2 月 16 日	第 3 回調査検討委員会（調査報告書案の検討）
平成 30 年 3 月	調査研究報告書の提出

第1章 全国高校アンケート調査からみた就学支援金・奨学給付金制度の効果と課題

岩田弘三・小林雅之・濱中義隆・末富芳・吉田香奈・白川優治

1 はじめに

高等学校の側からみた場合に、現行の高等学校等就学支援金・高校生等奨学給付金（以下、単に就学支援金・奨学給付金）には、いかなる効果があったと認識しているのだろうか。また、どのような課題があると考えているのだろうか。本章では、この点について明らかにしていくことにする。その目的にそくして、われわれは、全国の高校を対象にアンケート調査を実施した。

調査の実施方法は以下のとおりである。

(1) 回答方式

調査票はエクセル・ファイルで作成し、①多肢選択形式の質問についてはプルダウン方式での回答を、②数値などを尋ねる質問、および自由記述形式の質問については直接記入での回答を依頼した。

(2) 調査方法

そのファイルを、文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室より、各都道府県教育委員会経由で全高校へ配信し、回答を記入したファイルを、研究代表者宛てメールを用いて送付してもらう方式で、アンケート回収を行った。なお、高校によっては、エクセル・ファイルの送付が困難な場合もあることを想定し、調査票は、エクセル・ファイル以外にワード・ファイルでも作成し、そこに記入したものを、PDFファイルで研究代表者宛てメールを用いて送付してもらう方式、もしくは高校修学支援室宛て FAX で送付してもらう方法も併用した。

(3) 調査時期

高校修学支援室からの教育委員会への送付は、10月30日である。回答返送期限は11月24日とした。ただし、この期日より遅れて返信されてきたものについては、12月10日分までの回収とした。

(4) 調査対象

高校のなかには、全日制・定時制・通信制課程を併置している学校や、分校を有する学

校も存在する。全日制・定時制・通信制といった課程区分で、2つ以上の課程を併設している学校については、それぞれの課程ごとにアンケートの依頼をした。分校についても同様である。

(5) 本章における分析対象

今回の調査は基本的には、高校を中心として設計されたものであった。ただし、少数とはいえ、高等専門学校・高等専修学校からの回答も寄せられた。

今回の調査における回収サンプルの学校種別、設置者別、全日制・定時制・通信制課程別の構成は、表1に示したとおりである。なお、表1に示した学校の他に、特別支援学校からの回答が2件あった。しかし、これらの学校は、「就学奨励費」(国補助)がなされているため、普通校で支給されている修学支援金制度の対象外となっているため、サンプルから除外した。

これらサンプルのうち、高等専門学校・高等専修学校については、計量的分析に十分耐えるだけのケースが確保できなかったため、以下、本章での分析対象は高校に絞ることにした。

全日制・定時制・通信制課程を併置している学校については、各課程を1単位(1校)と計算し、分校も1校と計算したとき、確定値が公表されている最新の『学校基本調査』をもとにすると、2016年度の高校数(中等教育学校を含む)は、5,632校となる。この数字を母数とすれば、高校での回収率は61.0%であった。

本章では、国公立高校と私立高校といった、設置者別の分析を中心に検討を進めていく。なお、集計は、図4を除いて、すべて無回答を除いた数字となっていることを、予め記しておきたい。

表1. 学校種・設置形態別サンプル構成

課程	全日制					定時制				通信制				総計	
	設置者 国立	公立 (都道府県立)	公立 (市町村立)	公立 (公立 大学 法人立)	私立 (学校 法人立)	計	公立 (都道府県立)	公立 (市町村立)	私立 (学校 法人立)	計	公立 (都道府県立)	私立 (学校 法人立)	私立 (学校 法人立)		計
高等学校	7	2012	76		806	2901	333	20	6	359	49	72	6	127	3387
中等教育 学校	3	15	3		6	27									27
高等専門 学校	5		1	1	2	9									9
高等専修 学校					10	10									10
総計	15	2027	80	1	824	2947	333	20	0	6	49	0	0	72	3433

表注) その他、特別支援学校からの回答が2校あった。

2 就学支援金・奨学給付金の周知方法

まず、図1をもとに、各高校が生徒に対してどのような手段を用いて、就学支援金・奨学給付金の周知を図っているのか、といった点から確認しておこう。

最初に、就学支援金についてみていこう。

(1) ほとんどすべての高校(97.9%)が、「全生徒に案内を文書で配布・案内」する形で周知している。さらに、この方法、もしくは「入学前に書類を配布して案内している」のどちらかで、周知を図っているとした高校は、99.58%に達する。

また、以上2つの方法は採用していないと答えた高校のなかでも、「その他」の周知方法として「担任が書類を持参して家庭訪問で手渡ししている」学校が1校、全生徒ではなく、「支給対象者全員に案内を文書で配布・案内している」学校が1校存在する。以上全てを含めれば、99.65%の高校が、少なくとも支給対象者全員に、案内を文書で配布・案内していることになる。

逆の見方をすれば、PTAや保護者会等での説明やホームページをとおしての説明などだけで、周知を済ましている高校が、0.35%存在することになる。

(2) 国公立高校では、「入学前に書類を配布して案内している」学校が9割を超えており、私立高校より多い。ただし、私立高校では、その代わりにホームページを使っての事前周知をしているが学校多い。

(3) 「問い合わせ担当者を置き、質問に対応している」学校も、私立高校で約8割、国公立高校で約7割にのぼる。

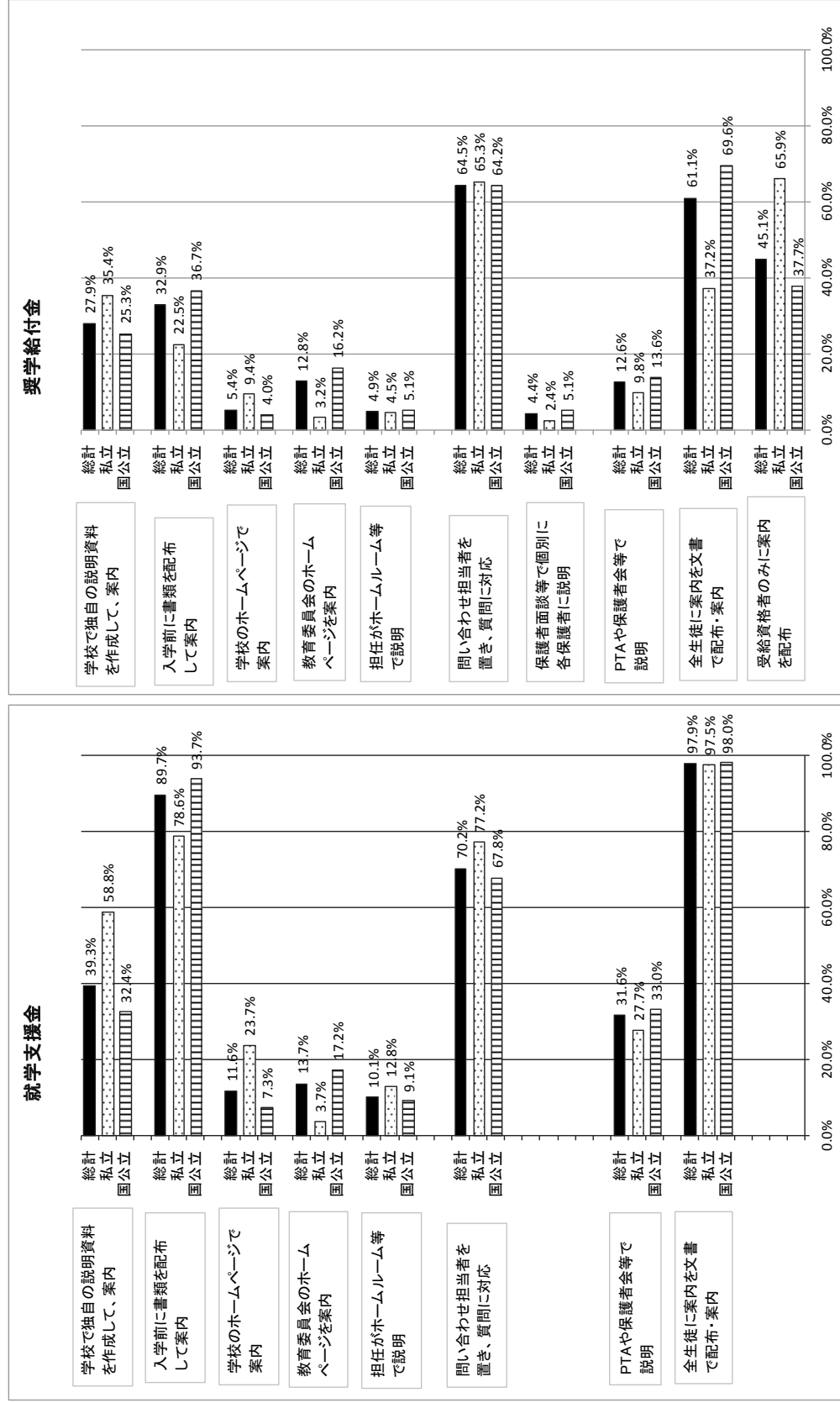
(4) 私立高校では、「学校で独自の説明資料を作成して、案内している」学校が35.4%と、国公立高校(25.3%)の約1.8倍にのぼる。

つぎに、奨学給付金についてみていこう。

(5) 「受給資格者のみに案内配布」もしくは「全生徒に案内を文書で配布・案内」のどちらかの方法による、生徒への直接の案内文章の配布で、ほとんどすべての高校(98.4%)が周知を図っている。ただし、国公立高校では「全生徒に案内を文書で配布・案内」が、私立高校では「受給資格者のみに案内配布」が、主流を占めている。

そして、これらの文章による案内方法、もしくは「入学前に書類を配布して案内している」のどちらかで、周知を図っているとした高校は、98.9%に達する。さらに、「その他」の周知方法の具体的な内容まで検討すると、1.0%は「受給資格者のみに案内配布」に該当する周知方法を採用しているとみなせる。よって、99.94%の高校が、入学前・入学後のいずれかの時期に、少なくとも受給対象者に文章の形で、周知徹底を図っていることになる。

ここでも逆の見方をすれば、PTAや保護者会等での説明やホームページをとおしての説明などだけで、周知を済ましている高校が、わずか0.06%とはいえ存在することになる。



図注) 奨学給付金については、「受給資格者のみに案内を配布・案内」の重複が、国公立で8.8%、私立で5.0%、全体で7.8%存在する。

図 1 . 周知方法

(6) ただし、「受給資格者のみに案内配布」＋「全生徒に案内を文書で配布・案内」といった文章による周知を除けば、その他の周知方法は、「入学前に書類を配布して案内している」を含めて、今回質問に取り上げた手段に限っていえば、奨学給付金の周知はいずれも就学支援金よりかなり劣る。

3 就学支援金・奨学給付金の申請書類を出さなかった生徒への働きかけ

それでは、各高校は、就学支援金・奨学給付金の申請書類を出さなかった生徒に対して、督促などをして、どの程度の働きかけを行っているのだろうか。この点をみたものが、図2である。

(1) 就学支援金については、申請書類（辞退申出書などを含む）を出さなかった生徒に対しては、国公立・私立高校ともに、約55%の学校が、ほとんど全員分が揃うまで、生徒に督促をかけている。

ただし、国公立高校では、ほとんど全校が大なり小なり督促を行っているのに対し、私立高校では、まったく督促を行っていない学校が、約1割存在する。このことが、私立高校における奨学給付金受給資格者の補足に、影響している可能性もある。この点については、後に図5で検討する。

(2) 奨学給付金についての督促は、就学支援金より幾分落ちる。

また、上の問題にからんで、私立高校の補足への熱意は、国公立高校に比べて、ごくわずかとはいえ劣る。

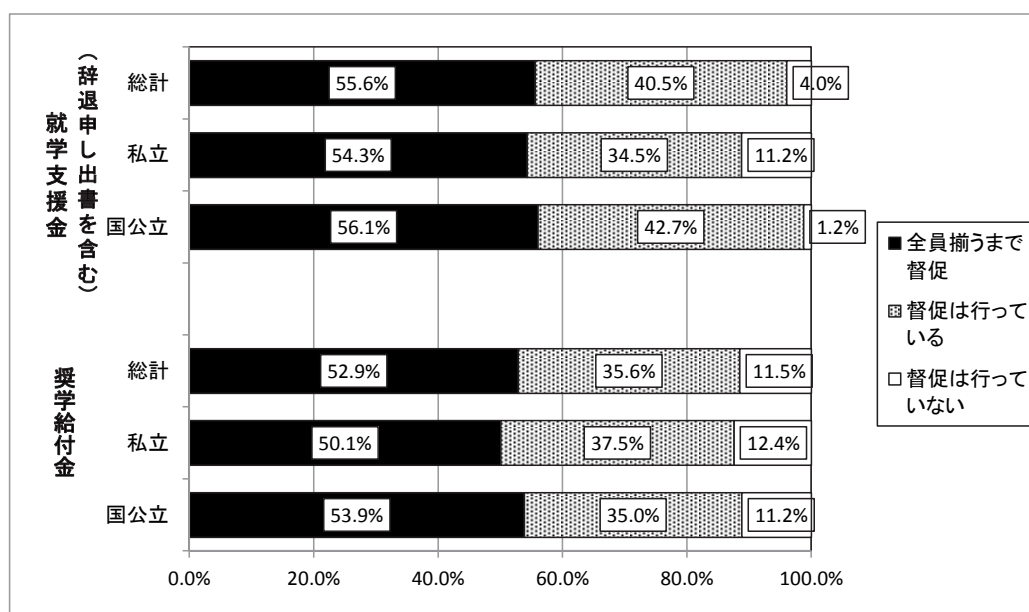


図2. 申請書類（辞退申出書などを含む）を出さなかった生徒への学校による働きかけ

それでは、申請書類（辞退申出書などを含む）を出さなかった生徒に対する働きかけは、誰が主体となって行っているのだろうか。この点を、図3で確かめておこう。

「事務職員」のみが中心になっている高校が半数以上に達し、主流を占めている。そして、「教員と事務職員の両方」がかかわっている高校も、約3分の1存在し、私立高校の方が国公立高校より、その形態を採用している高校が多い。

申請書類を出さなかった生徒に対する働きかけを、事務職員のみならず教員も行うことが、就学支援金・奨学給付金に関する事務負担感に、どのような影響を与えるのかについては、後に図11で検討したい。

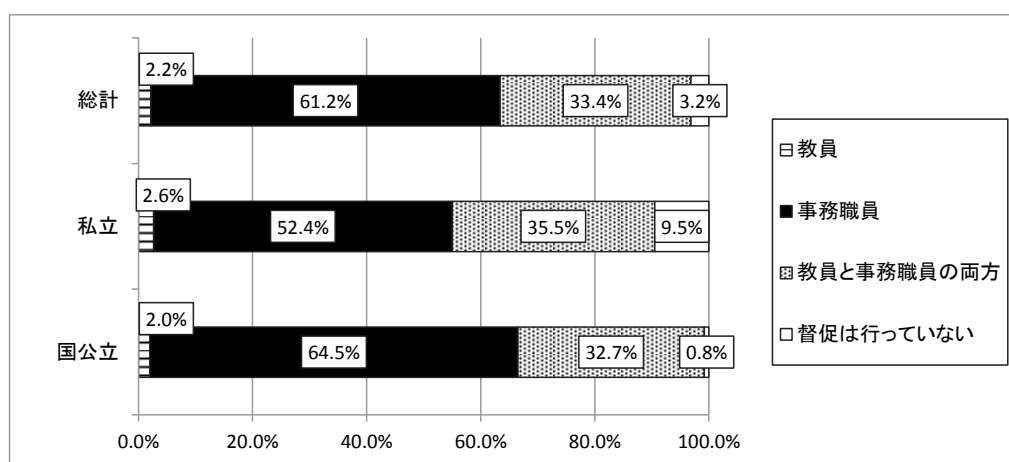


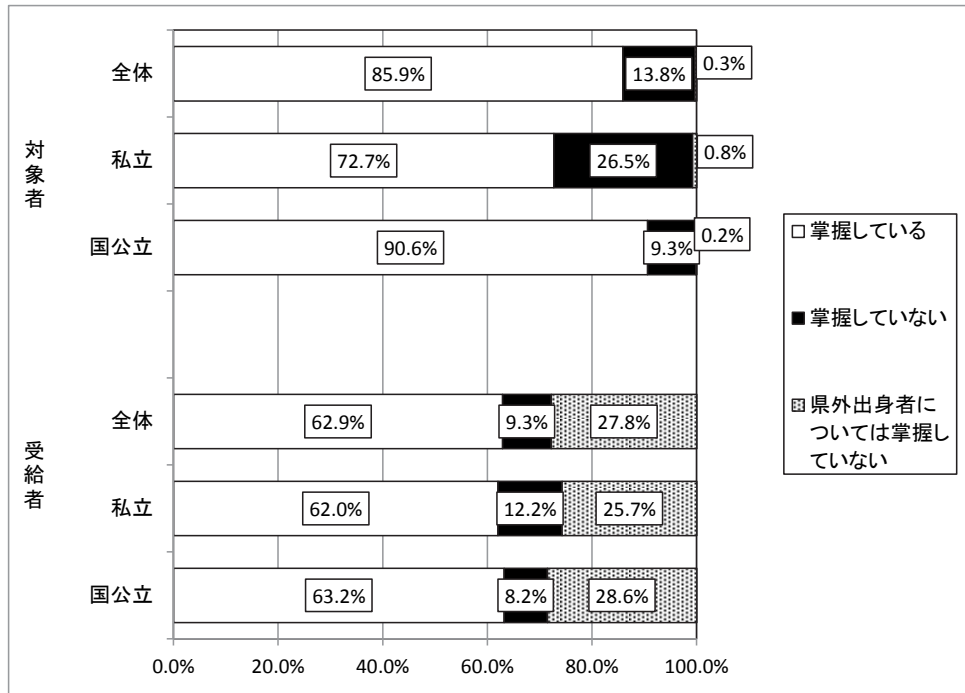
図3. 就学支援金の申請書類（辞退申出書などを含む）を出さなかった生徒に対する働きかけの主体

4 申請書類未提出生徒への働きかけと、奨学給付金の支給対象者の把握状況

それでは、就学支援金・奨学給付金の申請書類を出さなかった生徒に対する働きかけは、奨学給付金の支給対象者の把握・補足に、どの程度、影響を与えているのだろうか。

この点を確かめるに先立って、まず、奨学給付金の受給者およびその支給対象者の把握状況を、図4で確認しておこう。

(1) 県外出身者についての給付状況までは把握していない高校が、約3割にのぼる。就学支援金の申請は、生徒が在籍する高校の所在県に行くという、「在校地主義」を採用している。これに対し、奨学給付金の申請は、生徒の出身県に行くという、「在住地主義」を採っている。このため、他県出身者については多くの場合、個人レベルでの申請になる。それが、県外出身者の給付状況把握を困難にしているものと推測される。これは、奨学給付金制度の大きな検討課題になるものと思われる。



図注) 「把握している」は、対象者・受給者の人数が「分からない」に○を付けなかった高校。

図4. 奨学給付金の受給者およびその支給対象者の把握状況

(2) 奨学給付金の支給対象者については、県外出身者が多いためもあってか、私立高校における補足率が圧倒的に悪い。このことも、私立高校における奨学給付金受給率の少なさに影響を及ぼしている可能性が高い。

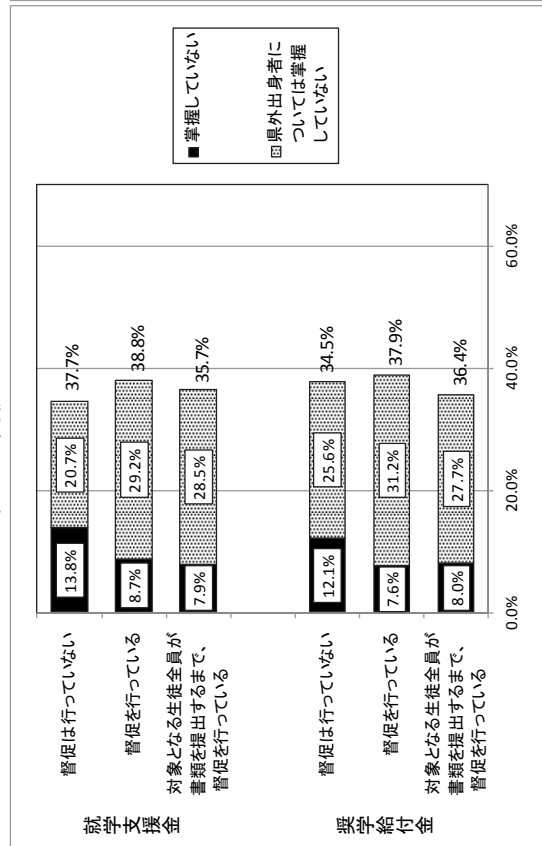
(3) アンケート調査における自由記述をもとにすれば、受給者数を把握していないとする高校のなかには、高校レベルでは把握していないものの、教育委員会レベルでは把握している県もある、とされる。ただし、その情報を高校にまで下ろしていないことの良否は、今回の調査では明らかにできなかった。今後の課題として残される。

つぎに、就学支援金・奨学給付金の申請書類を出さなかった生徒に対する働きかけと、奨学給付金の支給対象者の把握・補足の問題に移ろう。その関係を明らかにするために作成したものが、図5である。

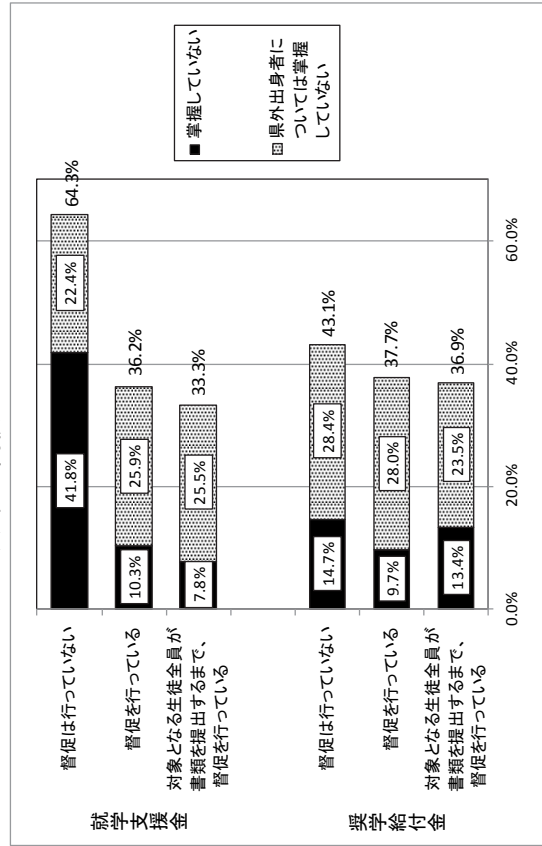
(1) 就学支援金については、国公立・私立高校とも、申請書類(辞退申出書などを含む)を出さなかった生徒への督促の徹底度が高い学校ほど、奨学給付金支給対象者を把握・補足している度合いが高い。しかも、何らかの督促を行っているか、「督促は行っていない」かで、把握・補足状況には大きな段差がみられる。

(2) 一方、奨学給付金については、「なるべく生徒全員の書類が揃うまで督促を行っている」学校の方が、そこまで徹底はしていないものの「督促を行っている」学校より、奨学給付金支給対象者を把握・補足している度合いが、その理由は分からないものの、低くなっている。

(1) 国公立高校



(2) 私立高校



図注) 棒グラフの右端の数字は、合計。

図5. 申請書類未提出生徒への学校による働きかけと、奨学給付金支給対象者の把握状況

しかし、何らかの督促を行っている高校の方が、「督促は行っていない」学校より、明らかに把握・補足状況がよい。以上の点は、国公立・私立高校に共通してみられる特徴になっている。

(3) 国公立高校については、(県内出身者を含めてまったく)「掌握していない」+「県外出身者については掌握していない」の合計を指標にして、奨学給付金支給対象者の把握・補足状況をみれば、就学支援金の督促の徹底度による差はほとんどみられない。

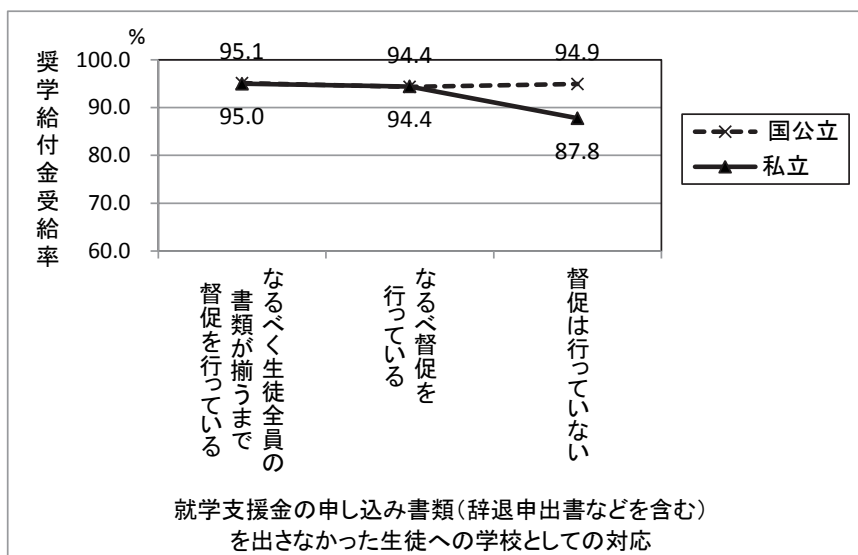
(4) これに対し、私立高校では、就学支援金について督促の徹底度が低くなるほど、県外出身者を含めて奨学給付金支給対象者を把握・補足している学校が、明らかに少なくなる傾向がみられる。

(5) 私立高校の場合、就学支援金と奨学給付金を比べると、就学支援金への督促状況の方が圧倒的に、奨学給付金支給対象者の把握・補足に影響していることが分かる。

(県内出身者を含めてまったく)「掌握していない」学校の割合をみれば、就学支援金について「督促は行っていない」私立高校では、その割合は約4割を超え、何らかの督促を行っている私立高校の4倍以上に達している。それが原因となって、県外出身者を含めて奨学給付金支給対象者を把握・補足していない私立高校が、65%近くにも登っている。

ここでみたような、私立高校における就学支援金に対する督促の徹底の重要性は、奨学給付金の受給率(=奨学給付金受給者÷奨学給付金支給対象者)からも、明らかになる。

図6は、就学支援金の申請書類(辞退申出書などを含む)を出さなかった生徒への督促の徹底度別に、各高校の奨学給付金受給率の平均値を示したものである。



図注) 県内出身者のみについて、対象者・受給者ともに「掌握している」高校も集計に含む。それら高校のうち、「督促は行っていない」私立高校は1校であり、その高校の受給率は、54.0%であった。

図6. 就学支援金の申請書類(辞退申出書などを含む)を出さなかった生徒への学校としての対応と、奨学給付金受給率

なお、図は割愛するが、奨学給付金の申請書類を出さなかった生徒へ督促の徹底度と、奨学給付金受給率には、国公立・私立高校ともに差はみられなかった。

図6から分かるように、国公立高校については、就学支援金の申請書類（辞退申出書などを含む）を出さなかった生徒への督促の徹底度によって、各高校の奨学給付金受給率に差はみられない。また、私立高校でも、何らかの督促を行っている学校は、国公立高校と遜色ない奨学給付金受給率を維持している。このように、大多数の高校が、約95%の奨学給付金受給率を確保しているなかで、「督促は行っていない」私立高校だけは、その受給率は、他の高校より約7ポイント低い、87.8%にとどまっているのである。

国公立高校で、「督促は行っていない」学校でも、奨学給付金受給率の高い理由は、それらの学校では、他県出身生徒数（学校の所在する都道府県以外の都道府県出身者の数）が、きわめて低いためである。国公立高校についての他県出身生徒数を示しておくとして、「なるべく生徒全員の書類が揃うまで督促を行っている」学校では平均して7.4人である。同様に、「なるべく督促を行っている」学校では3.5人である。これに対し、「督促は行っていない」学校では、0.4人にすぎない。

一方、私立高校についての他県出身生徒数については、「なるべく生徒全員の書類が揃うまで督促を行っている」学校では121.6人となる。また、「なるべく督促を行っている」学校では、152.3人である。これに対し、「督促は行っていない」学校では、206.7人に達している。「在住地主義」申請の問題とも関連し、他県出身生徒数の多い私立高校では、「督促を行っていない」場合は、奨学給付金受給率の悪さに大きな影響を与えていることが示唆される。ただし、何らかの督促を行っている私立高校でも、平均すると他県出身生徒数は、100人規模を超えている。そのことを考えれば、図6の結果は、とくに私立高校の場合、何らかの督促を行うことによって、奨学給付金受給率が大きく改善される点を示唆している。

5 就学支援金・奨学給付金の効果

それでは、高校の目からみて、就学支援金・奨学給付金は、どのような効果をもたらしたと評価しているのだろうか。図7は、その点についてまとめたものである。なお、スペースの関係で、図7は、図7-1～図7-3に、三分割して表示してある。

(1) 就学支援金と奨学給付金とでは、図7をとおして、就学支援金の方に効果を感じている高校が多い。

(2) 図7-1に示した、「生徒のアルバイトの減少」・「高校卒業後の大学・短大・専門学校等進学希望者の増加」効果については、「分からない」とする高校が7～8割に達する¹。さらに、効果ありと効果なしとでは、効果なしの比率の方が高い。

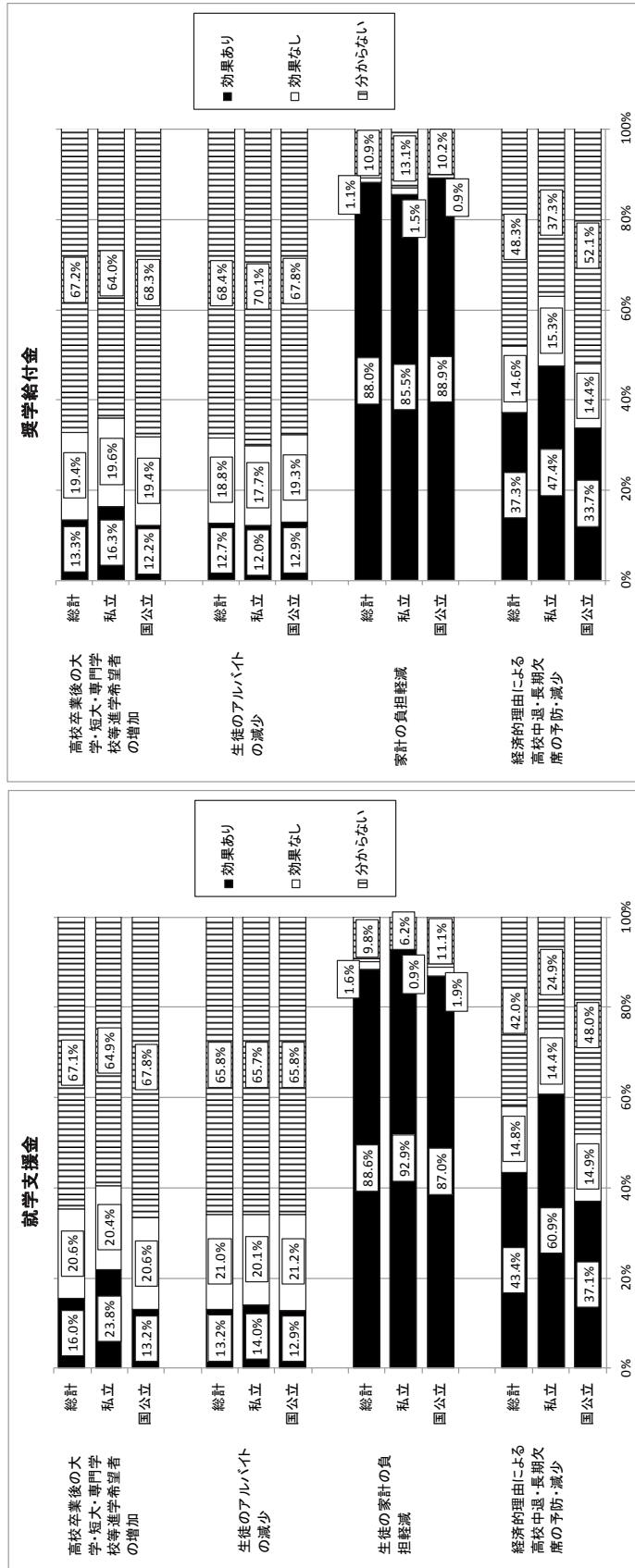


図 7-1. 修学支援制度の効果 (1)

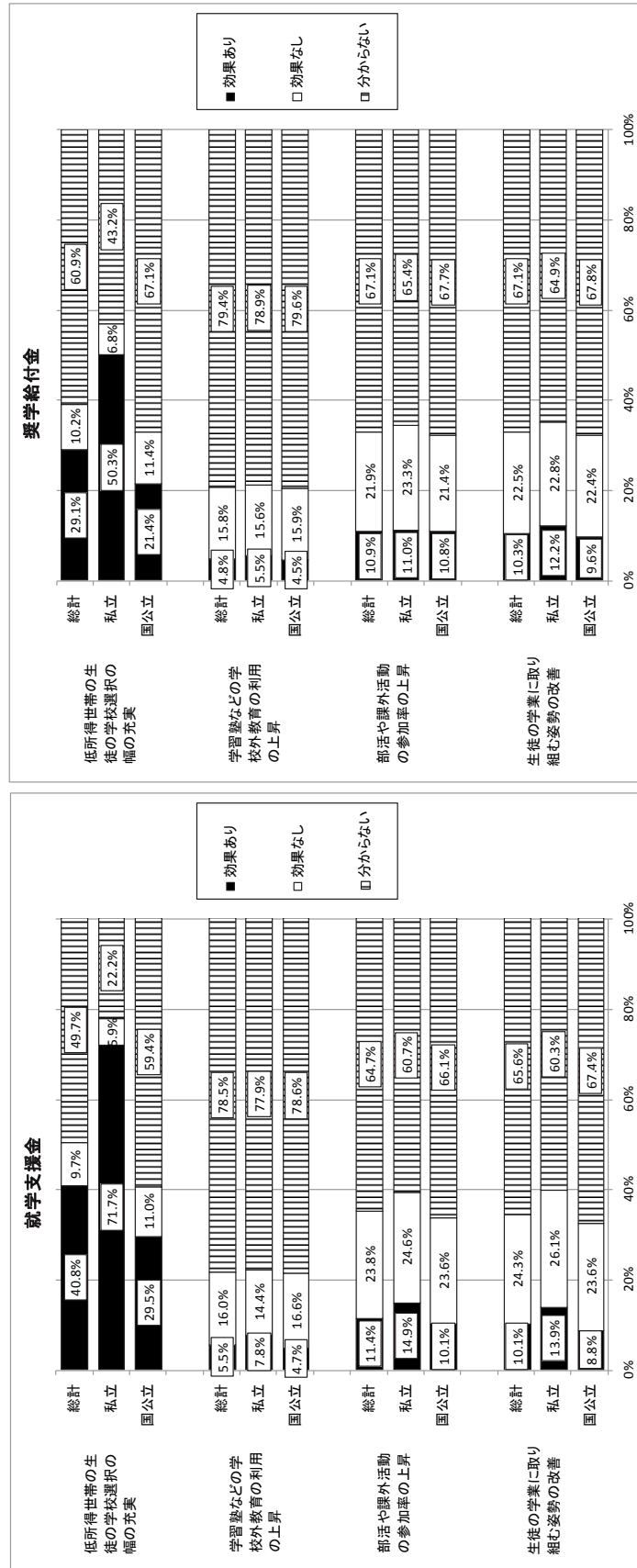


図 7-2. 修学支援制度の効果 (2)

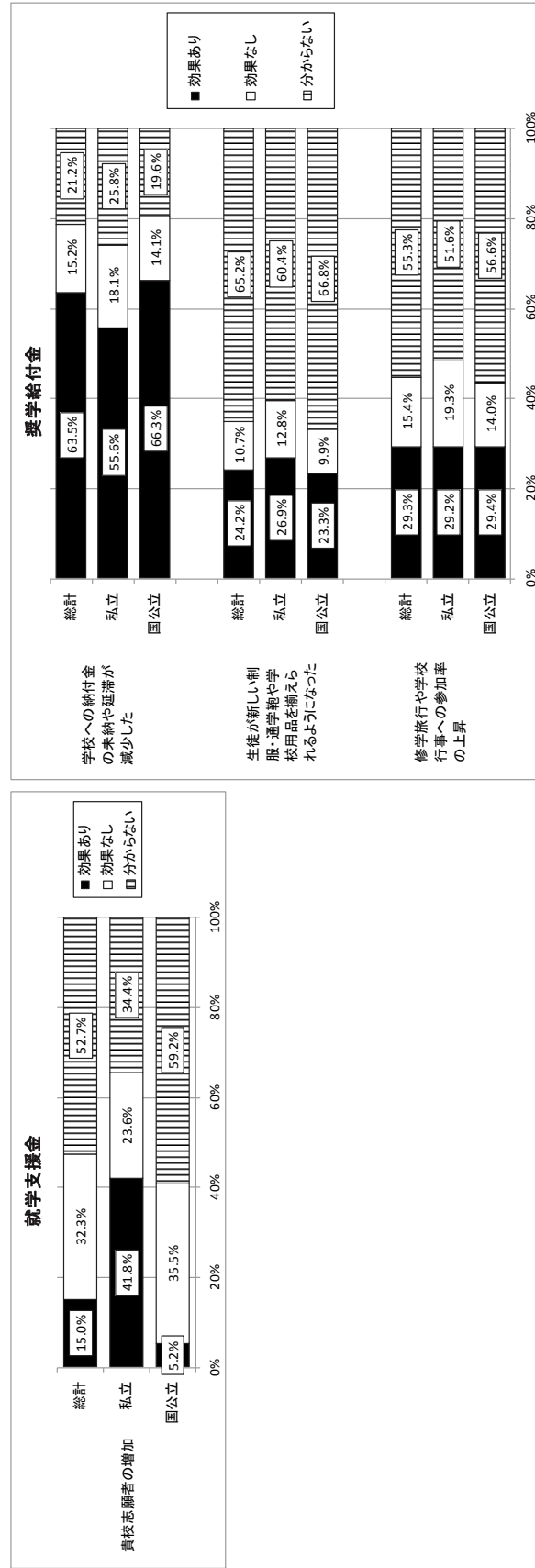


図 7-3. 修学支援制度の効果 (3)

同様に、図7-2に示した、「部活や課外活動の参加率の上昇」・「学習塾などの学校外教育の利用の上昇」・「生徒の学業に取り組む姿勢の改善」効果については、「分からない」とする高校が6～8割に達し、さらに、効果ありと効果なしとでは、ここでも効果なしの比率の方が高い。

このように、高校側の実感をもとにすれば、就学支援金・奨学給付金は、生徒の学校生活や、卒業後の高等教育進学には、それほど効果を発揮していないことになる。

(3) ①「家計の負担軽減」への評価(図7-1)が約9割と、図7をとおして最も高い。

②とくに私立高校を中心として、「経済的理由による高校中退・長期欠席の予防・減少」への評価(図7-1)は、就学支援金と奨学給付金との共通項目についてみれば、全体では第2番に高い(私立高校では3番目)。

文部科学省による「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、全日制・定時制を含めた、高校在籍生徒数に占める中退者の比率(以下、中退率)が、公表されている。この統計についていえば、第1に、国立高校も調査対象に含まれるようになったのは、2005年度以降のことになる。第2に、2013年度から公表方針が変わり、2005～2012年度までは、通信課程を含まない形での数値の公表となっている。これに対し、2013年度以降は、通信課程を含む形での数値の公表となっている。

なお、2005年度から2006年度にかけては、中退率は微増している。のみならず、後述する、中退者に占める経済的理由による退学者の比率にも微増がみられる。そこで、その点を踏まえた上で、以下、2006年度以降の数値についてみていくことにする。

2013年度以前の中退率の数字を追えば、2006～2008年度の期間には、2.2%から2.0%へと微減傾向がみられる。それが、2009年度には1.7%へと、大幅な減少がみられる。そして、旧制度下で就学支援金による支援が開始された2010年度には1.6%となり、その後も微減傾向が継続し、2012年度には1.5%となっている。つぎに、通信課程を含む形での公表となった、2013年度以降の数字をみると、この年度の1.7%から2015年度の1.4%へと、微減傾向がつづいている。ちなみに、現行制度に切り替わったのは、2014年度からである。

さらに、中退者を母数とした場合の、経済的理由による退学者の比率については、2013年度以降も、通信制を除いた比率を算出できる。そこで、その数字をもとにすると、2006年度には3.6%であった。それがその後、減少に転じ、旧制度下での就学支援金による支援が開始される以前の2009年度にはすでに2.9%にまでの低下がみられた。それが、この制度をもとにした支援開始後の2010年度には1.9%へと大きな減少をみせている。そして、その後、2015年度の1.2%にまで、微減傾向がみられる。

このような全国データでの傾向が、今回の調査結果からも裏づけられる。ただし、インタビュー調査では、経済的理由による中退者の減少は、景気による影響も大きいとの指摘があったことを付け加えておく必要がある。事実、上で指摘したように、就学支援金制度

が開始される以前から、中退率は減少傾向にあったからである。しかし、旧制度下での就学支援金制度の開始にともない、中退者に占める経済的理由による退学者の比率には、大きな低下がみられる。この点を勘案すれば、就学支援金制度が、経済的理由による中退者の減少に、効果を発揮したことは明かである。

③ 奨学給付金に対する評価のなかでは、図 7-2 に示した、「学校への納付金の未納や延滞が減少した」が、2 番目に高い効果として、6 割前後の高校から評価されている。とくに国公立高校での評価が高く、後述する図 13・図 14 との関連で、納付金の滞納問題の深刻さが浮かび上がってくる。

④ 奨学給付金に対しては、「修学旅行や学校行事への参加率の上昇」・「生徒が新しい制服・通学鞆や学校用品を揃えられるようになった」効果（図 7-2）も、「分からない」とする高校が半数を超えるものの、2～3 割の高校から評価されている。

(4) 就学支援金への評価としては、図 7-3 に示したように、「貴校志願者の増加」効果があったとする私立高校が 4 割を超え、この面で就学支援金が、多大な私学助成効果をもったことは明かである。

事実、『学校基本調査』の数字をもとに、2010 年度と 2016 年度を比較すると、高校入学志願者延べ人数に占める私立高校志願者のシェアは、50.3%から 53.8%へと増加している。また在籍生徒数は、公立高校では 245 万人から 232 万人へと減少しているのに対し、私立高校では逆に、110 万人から 116 万人へと増加している。

さらに、「低所得世帯の生徒の学校選択の幅の充実」効果（図 7-2）は、全体で 3 番目に評価されている。とくに、上でみてきた、「貴校志願者の増加」効果への評価の高さを反映して、私立高校での評価が高く、国公立高校の約 2.5 倍の、7 割を超える学校が評価し、私立高校のなかでは、2 番目に評価の高い効果になっている。

しかし、たとえば「貴校志願者の増加」についてみれば、「分からない」は除くとして、そのような効果は明かになかったとする私立高校も、約 4 分の 1 存在する。つまり、すべての私立高校が一律に、就学支援金による「貴校志願者の増加」効果の恩恵を受けたわけではないことになる。

それでは、どのような私立高校が、その恩恵を享受することができたのであろうか。図 8 は、私立高校について、2013 年度における生活保護世帯の比率を学校別に算出し、その比率と、「貴校志願者の増加」効果の関係をみたものである。

追加加算がなかった旧制度時代に、生活保護世帯の比率が高かった私立高校ほど、その効果の恩恵を実感していることは明かである。ただし、旧制度下で就学支援金による支援が開始される以前の、つまり 2009 年度以前の生活保護世帯の比率は、質問紙に含まなかったため、旧制度下以来の効果については、残念ながら評価できない。

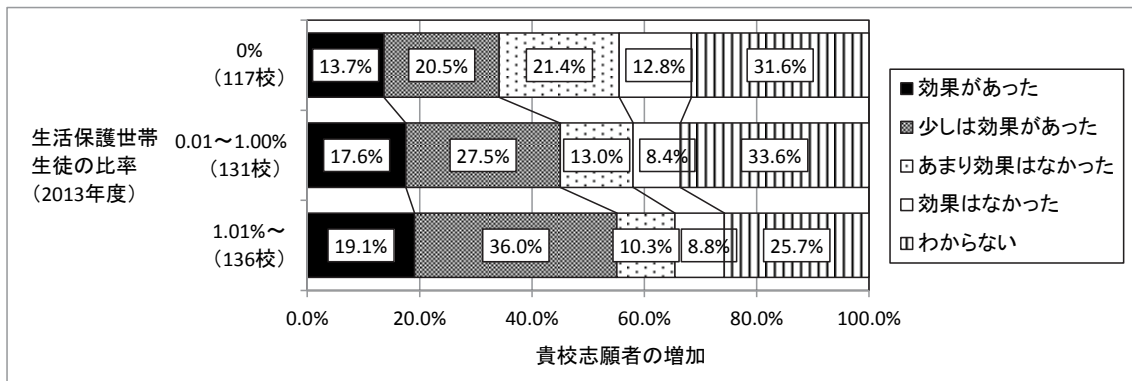


図 8. 2013 年度の生活保護世帯生徒比率別にみた、私立高校における志願者増加効果

6 就学支援金・奨学給付金への意見

それでは、現行の就学支援金・奨学給付金制度のあり方に対して、高校の立場として、どのような意見をもっているのだろうか。つぎに、この点を図 9 でみていこう。

(1) 就学支援金について「高校の事務負担が大きい」との不満については、国公立高校と私立高校のあいだで、ほとんど差はみられない。しかし、「保護者や対象者に必要な情報が届いていない」・「保護者や対象者にとって制度がわかりにくい」・奨学給付金について「高校の事務負担が大きい」、といった修学支援制度への不満は、いずれも私立高校より国公立高校で高い。

(2) それらの不満のなかでも最大のものは、「高校の事務負担が大きい」であり、国公立高校・私立高校ともに、就学支援金に対しては 9 割前後の学校が、奨学給付金に対しても高校全体の 4 分の 3 以上の学校が課題と考えている。

同様に、「保護者や対象者にとって制度がわかりにくい」といった指摘も、高校全体の約 7 割に達する。おそらくそれも一因となって、「保護者や対象者に必要な情報が届いていない」といった指摘も、4 割に達している。

(3) 就学支援金に対しては、「所得制限によって、高所得家庭からの不満が寄せられた」経験のある学校が、国公立・私立高校ともに約 2 割存在する。それも一因となって、「低所得世帯の生徒への支援を拡充するより、まずは所得制限をなくして、全生徒を対象にすべきだ」という意見に賛成する学校は、高校全体の約 7 割に達する。

ただし、この意見への支持は、国公立高校で約 8 割に及ぶ。これに対し、私立高校では 5 割を切っており、逆に、低所得世帯の生徒への支援拡充を求める声が多い。この傾向は、図 7-2・図 7-3 で、就学支援金は「低所得世帯の生徒の学校選択の幅の充実」効果を持ち、「貴校志願者の増加」効果があったとの評価が、私立高校で高かった、という結果と符合する。この意見に対する、国公立高校と私立高校との格差については、事務負担との関係で、再検討する。

以上の 3 点は、大きな制度的課題になると思われる。

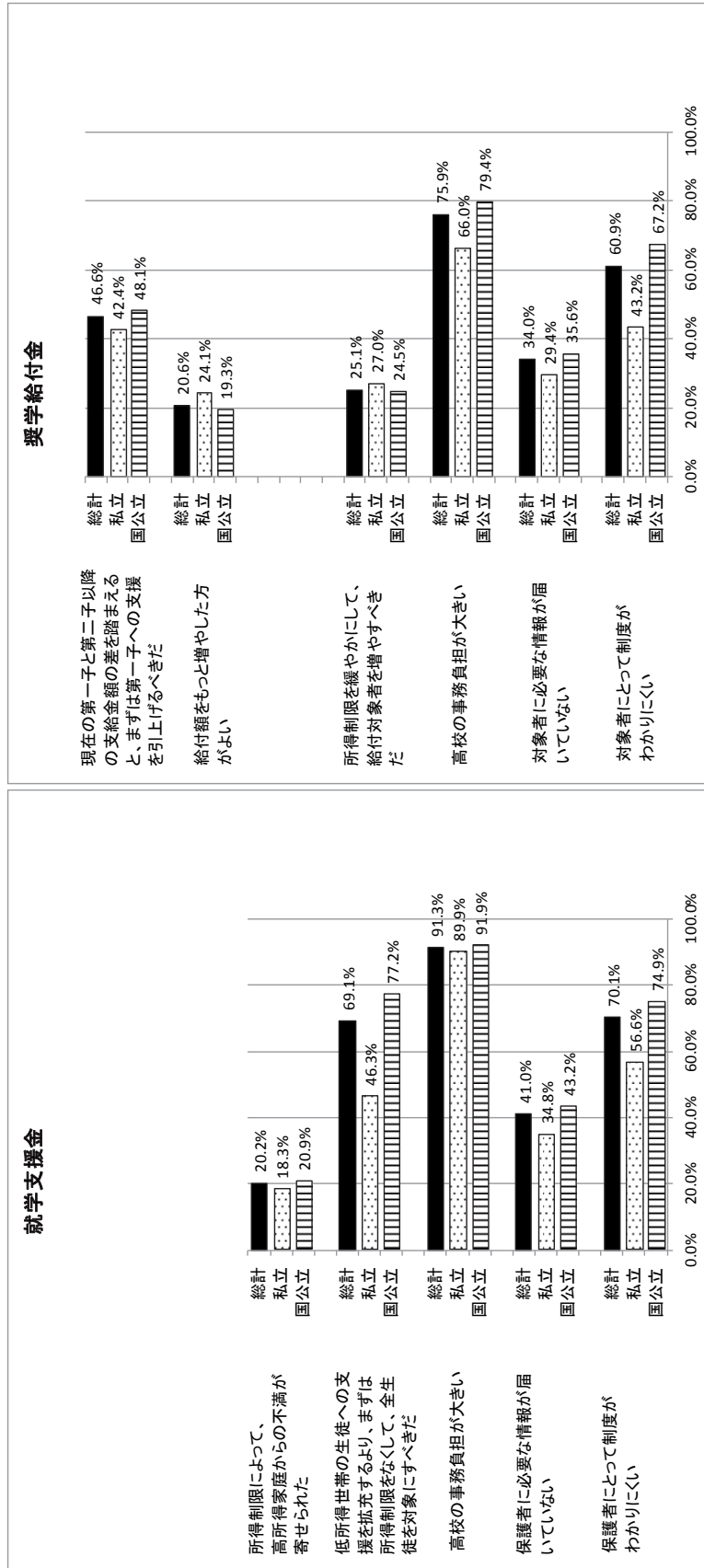


図9. 修学支援制度への意見

一方、奨学給付金に関しては、「所得制限を緩やかにして、給付対象者を増やすべきだ」・「給付額をもっと増やした方がよい」という意見への支持は、ともに約4分の1以下にとどまる。ただし、給付額の増加については、国公立高校より私立高校での支持が幾分か多い。同様に、就学支援金とは逆に、所得制限の緩和についても同様である。

また、所得制限緩和への支持の方が、給付額増加への支持より多い。なお、奨学給付金についてはアンケートで、限られた財源のなかで、どちらを優先する方がよいのか、といった比較に関しては聞いていない。それゆえ正確さを欠く指摘にはなるものの、就学支援金・奨学給付金いずれについても、広く浅くする方向での充実を希望する高校が多い。

(4)「現在の第一子と第二子以降の支給金額の差を踏まえると、まずは第一子への支援を上げるべきだ」という意見への賛否については、幾分か、反対が多いとはいえ、ほぼ拮抗している。

7 事務負担感

就学支援金・奨学給付金への意見のところで明らかになったように、これらの制度に対しては、事務負担が大きな課題になっていた。そこで、この事務負担の問題について、より詳しくみていくことにしよう。

まず、図 10 は、申請書類未提出生徒への学校としての働きかけと、高校の事務負担感の関係をみたものである。

奨学給付金については、申請書類を出さなかった生徒への督促の徹底度と、高校の事務負担感とのあいだに、関係性はみられない。しかし、就学支援金については、それを徹底して行っている学校ほど、高校の事務負担感が大きくなる。「督促は行っていない」場合に比べ、申請書類をなるべく出させるようにする努力は、高校の事務負担感を 10%程度、上乘せしているともいえる。

ここで一例として、経済的に恵まれない生徒を多数受け入れている、大阪府立高校を対象としたインタビュー調査にもとづく、一つのエピソードを紹介しておこう。この高校に在籍する、経済的に恵まれない一人の生徒の家族は、1年間のあいだに住所を転々としていた。そこで、課税・非課税証明書を取得するために、その生徒に付き添う形で教員も一緒になって、生徒の住所を一つずつ廻り、最終的にはようやく高野山で証明書を辿りつくことができた、という。このエピソードからは、生徒のためを思い、一人でも多くの生徒に申請書類を出させようと、多大な努力を払っている高校の存在することが分かる。そして、その負担の大きさも伝わってくるのである。

つぎに図 11 で、就学支援金についての申請書類（辞退申出書などを含む）を出さなかった生徒への督促を誰が中心となって行っているかといった点と、事務負担感の関係をみてみよう。

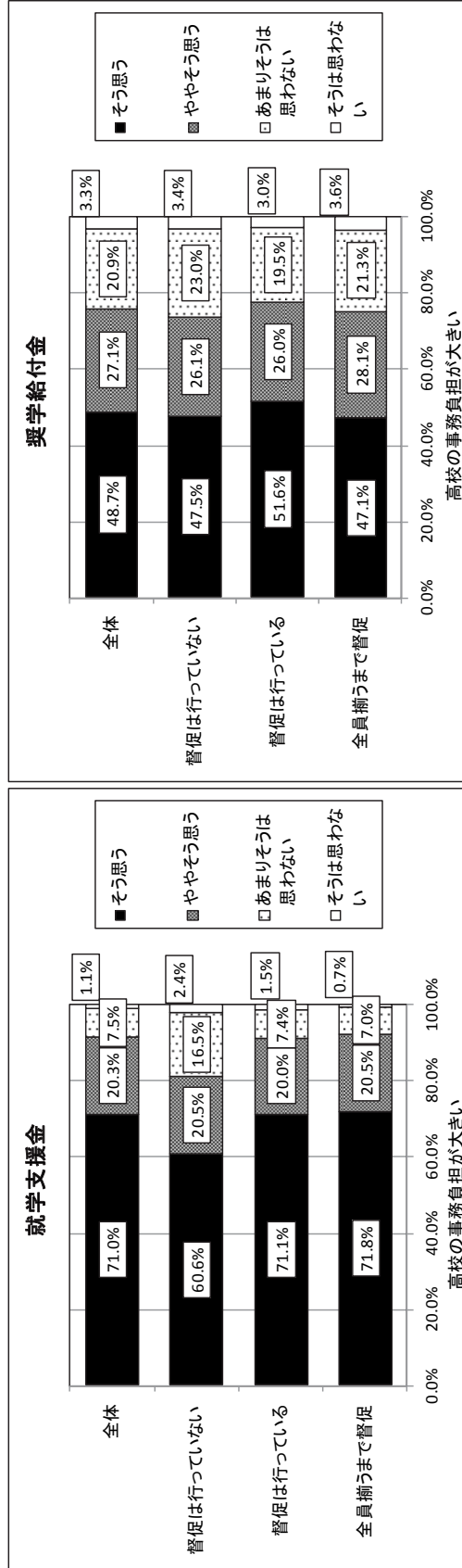
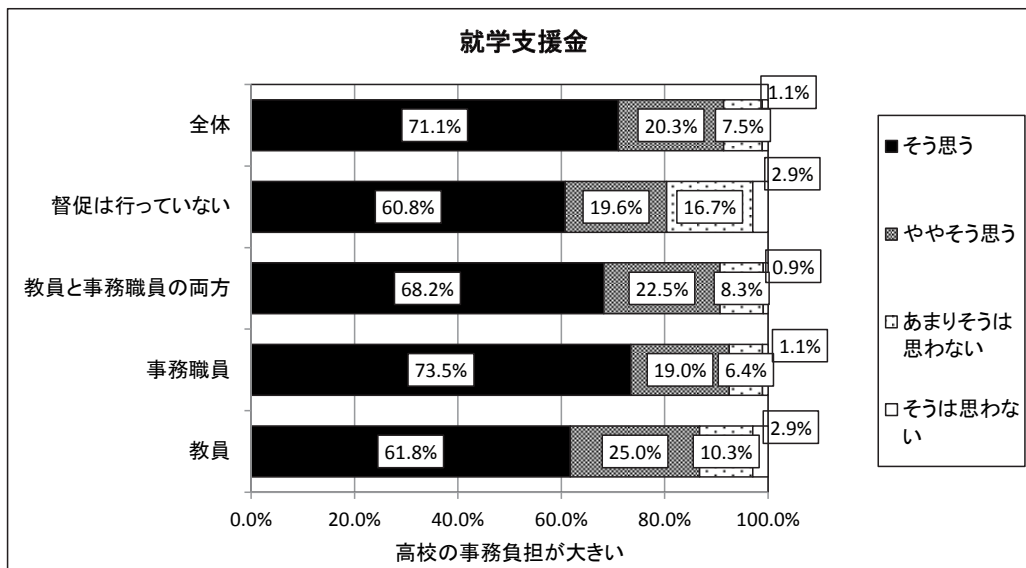


図 10. 申請書類未提出生徒への学校としての働きかけと、高校の事務負担感



**図 11. 就学支援金についての申請書類未提出
生徒への高校の対応主体と、事務負担感**

申請書類を出さなかった生徒への督促を、事務職員だけが行っている場合は、その仕事を教員が担当している場合、および教員と共同しながら行っている場合に比べて、「高校の事務負担が大きい」という質問に対し「そう思う」と答えた学校の比率でみれば、5～11%程度、高校の事務負担感が大きくなる。高校からのこのアンケート調査への問い合わせの状況から判断する限り、アンケート回答者のほとんどは事務職員であると推測される。よって、図 11 の結果は、申請書類提出の督促を教員も行っている場合は、『職員』の負担は減ることを示している。だとしても、おそらくその分だけ、教員の負担感が高まっている可能性が強いと思われる。

ここで、就学支援金についての、事務負担感と、「低所得世帯の生徒への支援を拡充するより、まずは所得制限をなくして、全生徒を対象にすべきだ」という意見との関係を、図 12 でみておこう。

なお、図 9 から分かるように、「高校の事務負担が大きい」とは思わないという意見は、きわめて少数派であった。そのため、図 12 では、分析に耐える十分なサンプル数を確保するため、「あまりそう思わない」+「そう思わない」は、一つにまとめている。

(1) 国公立・私立高校ともに、事務負担感が増加するほど、「低所得世帯の生徒への支援を拡充するより、まずは所得制限をなくして、全生徒を対象にすべきだ」という意見への支持が顕著に高まる傾向がみられる。

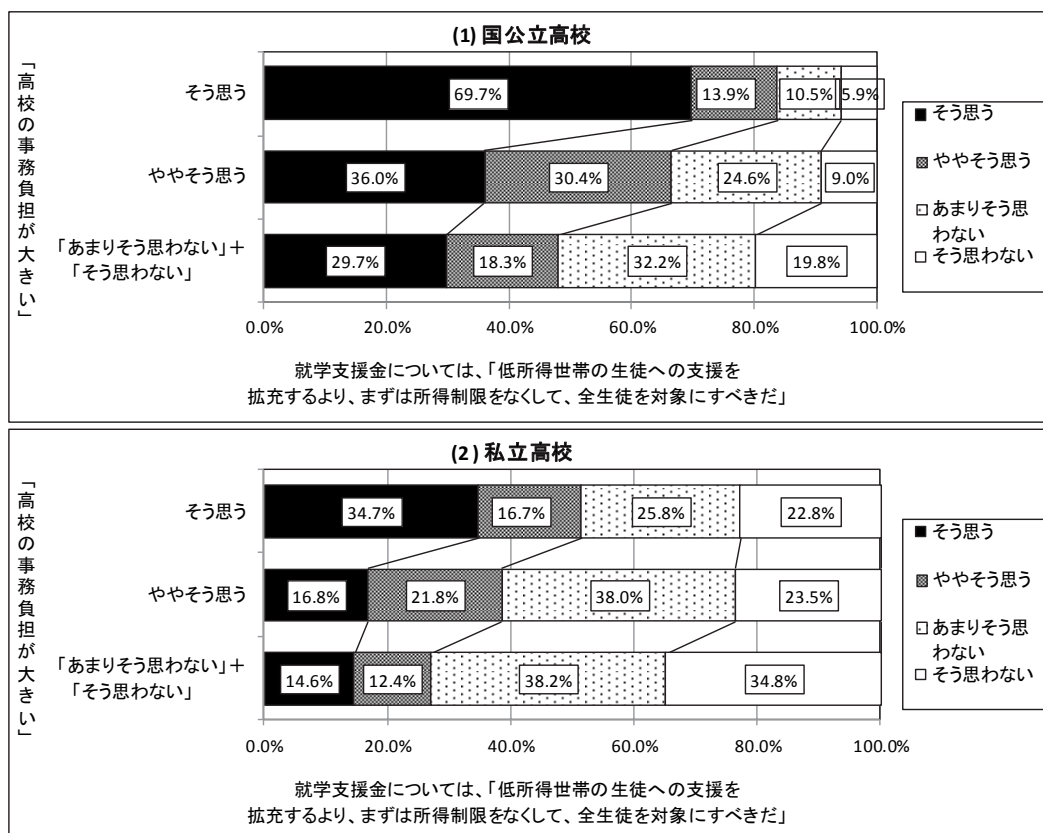


図 12. 就学支援金についての、事務負担感と支援拡充の方向

(2) しかし、図 9 でみてきたように、この意見への支持は、私立高校より国公立高校で圧倒的に高かった。図 12 で、「高校の事務負担が大きい」という質問に対し、「そう思う」と答えた高校群について、国公立高校と私立高校とを比べても、同じ傾向がみてとれる。「ややそう思う」、「あまりそう思わない」+「そう思わない」についても同様である。

つまり、事務負担感の程度が同じ高校群どうしについて比較しても、「低所得世帯の生徒への支援を拡充するより、まずは所得制限をなくして、全生徒を対象にすべきだ」という意見への支持は、私立高校と比べて、国公立高校の方が圧倒的に高いという、やはり同じ構造がみてとれるのである。

以上をより分かりやすい具体例で補足しておこう。国公立高校で「高校の事務負担が大きい」とは思わない学校での、上の意見に対する支持率は、48.0%である。一方、私立高校で「高校の事務負担が大きい」という質問に対し、「そう思う」と答えた学校による、その支持率は、51.4%である。こうしてみると、事務負担感を強く抱いている私立高校の、先の意見に対する支持率は、事務負担感をそれほど感じていない国公立高校と、ほぼ同程度にすぎないことになる。つまり、私立高校の場合は、事務負担感を相殺する形で、「低所得世

帯の生徒への支援の拡充」を要望していることになる。

私立高校の場合は就学支援金の加算支給が適用される。そして、先述したように、「低所得世帯の生徒の学校選択の幅の充実」効果にともなう「貴校志願者の増加」効果の恩恵を受けていたのは、もっぱら私立高校であった。よって、私立高校の場合は、その効果をより促進するためにも、加算支給額の増額という形で、低所得世帯の生徒への支援拡充を求める声が多い。これに対し、加算支給が適用されない国公立高校では、所得制限をもとにした給付対象者を特定する必要はあるものの、加算支給対象者を特定する必要はない。その所得制限による認定事務をきわめて負担に感じているがゆえに、その事務負担を削減するため、所得制限をなくすことへの支持が多いものと考えられる。

いずれにせよ、どのような奨学給付金制度のあり方が望ましいかといった点について、とくに国公立高校を中心として、生徒の立場を中心に考える余裕さえないほど、あまりにも事務負担感の強い実状が浮かび上がってきている、とさえいえる。

8 奨学給付金の代理受給と、私立高校における就学支援金の生徒への還付時期

つぎに、奨学給付金の代理受給の問題についてみていこう。

まず、図 13 は、代理受給の実施状況をみたものである。

(1) 奨学給付金の代理受給は、私立高校より国公立高校のあいだで浸透している。また、今後の導入を検討している学校も、国公立高校が多い。代理受給をすでに実施しているか、検討中の学校の合計で見れば、私立高校の場合、その合計の比率より、「今後とも行う予定はない」学校の方が多数を占めている。これに対し、国公立高校の場合は、実施・検討中の学校の合計だけで、半数を超えている。

このように、とくに国公立高校で、学校納付金滞納問題に悩まされている学校の多いことが示唆される。事実、高校からのこのアンケート調査への問い合わせに添えられた一文として、北海道立の高校から、つぎのような声が寄せられたことを、指摘しておきたい。「学校納入金の未納で、苦勞しております。北海道では未整備で、実現を切望しています」、というのである。

(2) ただし、代理受給の形態としては、私立高校では「納付金の滞納の有無にかかわらず実施している」学校が、国公立高校では「納付金の滞納がある場合に限り実施している」学校が、圧倒的に多い。

それでは、代理受給は、学校納付金滞納問題に対し、実際にどの程度の効果があった、と実感されているのだろうか。図 14 は、代理受給の実施の有無と、「学校への納付金の未納や延滞が減少した」かどうかに関する効果との関係を見たものである。

(1) 代理受給を「行っていない」高校でも、奨学給付金の効果として、「学校への納付金の未納や延滞が減少した」、と評価する学校は5割を超える。

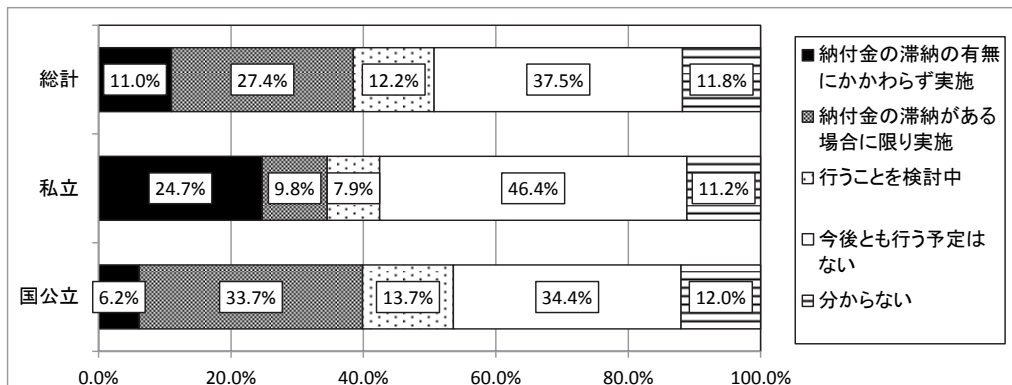


図 13. 奨学給付金の代理受給の実施状況

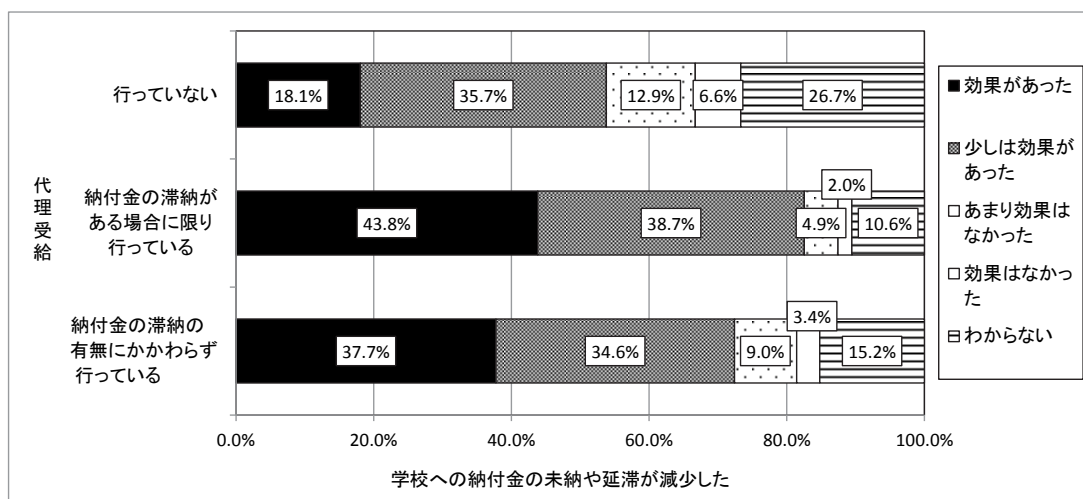


図 14. 奨学給付金の代理受給実施状況とその効果

(2) しかし、代理受給を実施している学校では、その効果があったとする高校は、7～8割に達する。そして、代理受給を「行っていない」高校に比べて、その効果に対する評価は、2～3割、上増しされている。よって、代理受給が、学校納付金滞納問題に対し、大きな効果を発揮していることは明かである。

最後に、就学支援金に関して、私立高校における生徒への還付時期の問題についてみておこう。就学支援金が学校に納入された後に、生徒に還付している私立高校は80.0%と大多数をしめる。これに対し、就学支援金が学校に納入される以前に、生徒に還付している私立高校は、20.0%にとどまる。この事実は、生徒に対する早い段階における負担軽減の観点からいえば、今後の課題になるといえる。

9 本章のまとめ

ここまで、高校アンケート調査をもとに、就学支援金・奨学給付金制度の効果と課題を明かにしてきた。ここで、本章でえられた知見を列記しておこう。

I. 就学支援金・奨学給付金の周知方法と、申請書類未提出生徒への督促

(1) 就学支援金・奨学給付金のいずれについても、99.5%を超える高校が、入学前・入学後のいずれかの時期に、少なくとも受給対象者に、文章の形で周知徹底を図っている。しかし、逆の見方をすれば、PTAや保護者会等での説明やホームページをとおしての説明などだけで、周知を済ませている高校が、わずか0.5%未満とはいえ存在することになる。

(2) 就学支援金については、申請書類（辞退申出書などを含む）を出さなかった生徒に対しては、国公立・私立高校ともに、約55%の学校が、ほとんど全員分が揃うまで、生徒に督促をかけている。

ただし、国公立高校では、ほとんど全校が大なり小なり督促を行っているのに対し、私立高校では、まったく督促を行っていない学校が、約1割存在する。

(3) 就学支援金については、国公立・私立高校とも、①申請書類（辞退申出書などを含む）を出さなかった生徒への督促の徹底度が高い学校ほど、奨学給付金支給対象者を把握・補足している度合いが高い。しかも、②何らかの督促を行っているか、「督促は行っていない」かで、把握・補足状況には大きな段差がみられる。②については、奨学給付金についても当てはまる。

(4) ①国公立高校については、(県内出身者を含めてまったく)「掌握していない」+「県外出身者については掌握していない」の合計を指標にして、奨学給付金支給対象者の把握・補足状況をみれば、就学支援金の督促の徹底度による差はほとんどみられない。

②これに対し、私立高校では、(a)就学支援金と奨学給付金を比べると、就学支援金への督促状況の方が圧倒的に、奨学給付金支給対象者の把握・補足に影響している。

(b)就学支援金について督促の徹底度が低くなるほど、県外出身者を含めて奨学給付金支給対象者を把握・補足している学校が、明らかに少なくなる傾向がみられる。具体的にいえば、(県内出身者を含めてまったく)「掌握していない」学校の割合をみると、就学支援金について「督促は行っていない」私立高校では、その割合は約4割を超え、何らかの督促を行っている私立高校の4倍以上に達している。それが原因となって、県外出身者を含めて奨学給付金支給対象者を把握・補足していない私立高校が、65%近くにも登っている。

(c)国公立高校については、就学支援金の申請書類（辞退申出書などを含む）を出さなかった生徒への督促の徹底度によって、各高校の奨学給付金受給率（=奨学給付金受給者÷奨学給付金支給対象者）に差はみられない。また、私立高校でも、何らかの督促を行っている学校は、国公立高校と遜色ない奨学給付金受給率を維持している。このように、大多数の高校が、約95%の奨学給付金受給率を確保しているなかで、「督促は行っていない」

私立高校だけは、その受給率は、他の高校より約7ポイント低い、87.8%にとどまっている。

国公立高校で、「督促は行っていない」学校でも、奨学給付金受給率の高い理由は、それらの学校では、他県出身生徒数（学校の所在する都道府県以外の都道府県出身者の数）が、きわめて低いためである。これに対し、「在地主義」申請の問題とも関連し、他県出身生徒数の多い私立高校では、「督促を行っていない」場合は、奨学給付金受給率の悪さに大きな影響を与えている。ただし、他県出身生徒数の多い私立高校でも、何らかの督促を行っている場合の奨学給付金受給率は、約95%の水準に達している。そのことを考えれば、とくに私立高校の場合、何らかの督促を行うことによって、奨学給付金受給率が大きく改善される可能性は高いといえる。

このように、私立高校における奨学給付金支給対象者の把握・補足状況、のみならずその受給率の低さは、就学支援金への督促を行っていない高校の影響によるところが大きいとみなせる。

II. 就学支援金・奨学給付金の効果

(5) 就学支援金・奨学給付金ともに、「生徒の学業に取り組む姿勢の改善」・「生徒のアルバイトの減少」・「部活や課外活動の参加率の上昇」・「学習塾などの学校外教育の利用の上昇」・「高校卒業後の大学・短大・専門学校等進学希望者の増加」など、生徒の学校生活や、卒業後の高等教育進学には、高校側の実感をもとにすれば、それほど効果を発揮していない。

(6) これに対し、「家計の負担軽減」・「経済的理由による高校中退・長期欠席の予防・減少」・「学校への納付金の未納や延滞が減少した」などの効果は顕著にみられる、と実感されている。同様に、奨学給付金に対しては、「修学旅行や学校行事への参加率の上昇」・「生徒が新しい制服・通学鞆や学校用品を揃えられるようになった」効果も幾分みられる、と評価されている。

なお、「経済的理由による高校中退・長期欠席の予防・減少」効果は、文部科学省による全国調査からも、裏づけられている事実である。

(7) 就学支援金への評価としては、とくに私立高校に顕著な効果として、「貴校志願者の増加」があったとする学校が多い。そのような効果がみられたとする私立高校は、4割を超える。この面で就学支援金が、多大な私学助成効果をもったことは明かである。

それを反映して、「低所得世帯の生徒の学校選択の幅の充実」効果も、私立高校を中心にして、大きな評価を受けている。

「貴校志願者の増加」効果について補足しておけば、追加加算がなかった旧制度の時代に、経済的に恵まれない家庭出身の生徒を、相対的により多く受け入れていた私立高校ほど、その効果の恩恵を受ける傾向がみられる。

Ⅲ. 就学支援金・奨学給付金への意見

(8) 現行の修学支援制度に対する不満のなかでも最大のものは、「高校の事務負担が大きい」であり、国公立・私立高校ともに、就学支援金に対しては9割前後の学校が、奨学給付金に対しても高校全体の4分の3以上の高校が課題と考えている。

同様に、「保護者や対象者にとって制度がわかりにくい」といった指摘も、高校全体の約7割に達する。おそらくそれも一因となって、「保護者や対象者に必要な情報が届いていない」といった指摘も、4割に達している。

これら3点は、大きな制度的課題になると思われる。

(9) 就学支援金に対しては、「所得制限によって、高所得家庭からの不満が寄せられた」経験のある学校が、国公立・私立高校ともに約2割存在する。それも一因となって、「低所得世帯の生徒への支援を拡充するより、まずは所得制限をなくして、全生徒を対象にすべきだ」という意見に賛成する学校は、高校全体の約7割に達する。

ただし、この意見への支持は、国公立高校で約8割に及ぶ。これに対し、私立高校では5割を切っており、逆に、低所得世帯の生徒への支援拡充を求める声が多い。この傾向は、就学支援金は「低所得世帯の生徒の学校選択の幅の充実」効果をもち、「貴校志願者の増加」効果があったとの評価が私立高校で高かった、という結果と符合する。

Ⅳ. 事務負担感

(10) 奨学給付金については、申請書類を出さなかった生徒への督促の徹底度と、高校の事務負担感とのあいだに、関係性はみられない。しかし、就学支援金については、それを徹底して行っている高校ほど、高校の事務負担感が大きくなる。「督促は行っていない」場合に比べ、学校申請書類をなるべく出させるようにする努力は、高校の事務負担感を10%程度、上乘せしているとみなせる。

(11) 事務負担感は、奨学給付金について「低所得世帯の生徒への支援を拡充するより、まずは所得制限をなくして、全生徒を対象にすべきだ」という意見にも影響を及ぼしている。

①国公立・私立高校ともに、事務負担感が増加するほど、「低所得世帯の生徒への支援を拡充するより、まずは所得制限をなくして、全生徒を対象にすべきだ」という意見への支持が顕著に高まる傾向がみられる。

②しかし、事務負担感を強く抱いている私立高校の、上の意見に対する支持率は、事務負担感をそれほど感じていない国公立高校と、ほぼ同程度にすぎない。つまり、私立高校の場合は、事務負担感を相殺する形で、「低所得世帯の生徒への支援の拡充」を要望していることになる。

私立高校の場合は就学支援金の加算支給が適用される。そして、先述したように、「低所得世帯の生徒の学校選択の幅の充実」効果にとまなう「貴校志願者の増加」効果の恩恵

を受けていたのは、もっぱら私立高校であった。よって、私立高校の場合は、その効果をより促進するためにも、加算支給額の増額という形で、低所得世帯の生徒への支援拡充を求める声が多い。これに対し、加算支給が適用されない国公立高校では、所得制限をもとにした給付対象者を特定する必要はあるものの、加算支給対象者を特定する必要はない。その所得制限による認定事務をきわめて負担に感じているがゆえに、その事務負担を削減するため、所得制限をなくすことへの支持が多いものと考えられる。

いずれにせよ、どのような奨学給付金制度のあり方が望ましいかといった点について、とくに国公立高校を中心として、生徒の立場を中心に考える余裕さえないほど、あまりにも事務負担感の強い実状が浮かび上がってきている、とさえいえる。

V. 奨学給付金の代理受給と、私立高校における就学支援金の生徒への還付時期

(12) 奨学給付金の代理受給は、私立高校より国公立高校のあいだで浸透している。また、今後の導入を検討している学校も国公立高校が多い。国公立高校では、学校納付金滞納問題に悩まされている学校の多いことが示唆される。

ただし、代理受給の形態としては、私立高校では「納付金の滞納の有無にかかわらず実施している」学校が、国公立高校では「納付金の滞納がある場合に限り実施している」学校が、圧倒的に多い。

(13) ①代理受給を「行っていない」高校でも、奨学給付金の効果として、「学校への納付金の未納や延滞が減少した」、と評価する学校は5割を超える。

②しかし、代理受給を実施している高校では、その効果があったとする学校は、7～8割に達する。そして、代理受給を「行っていない」高校に比べて、その効果に対する評価は、2～3割、上増しされている。よって、代理受給が、学校納付金滞納問題に対し、大きな効果を発揮していることは明かである。

(14) 私立高校における就学支援金の支払い時期に関しては、就学支援金が学校に納入された後に、生徒に還付している私立高校は80.0%と大多数をしめる。これに対し、就学支援金が学校に納入される以前に、生徒に還付している私立高校は、20.0%にとどまる。この事実は、生徒に対する早い段階における負担軽減の観点からいえば、今後の課題になるといえる。

<注>

¹ なお、「生徒のアルバイトの減少」効果については、アルバイトを禁止している学校の場合は、「分からない」と答えざるをえない。そのような高校が、「分からない」の比率を、押し上げていることは明らかである。

[貢献]

小林雅之・濱中義隆・末富芳：高校調査全体の企画立案

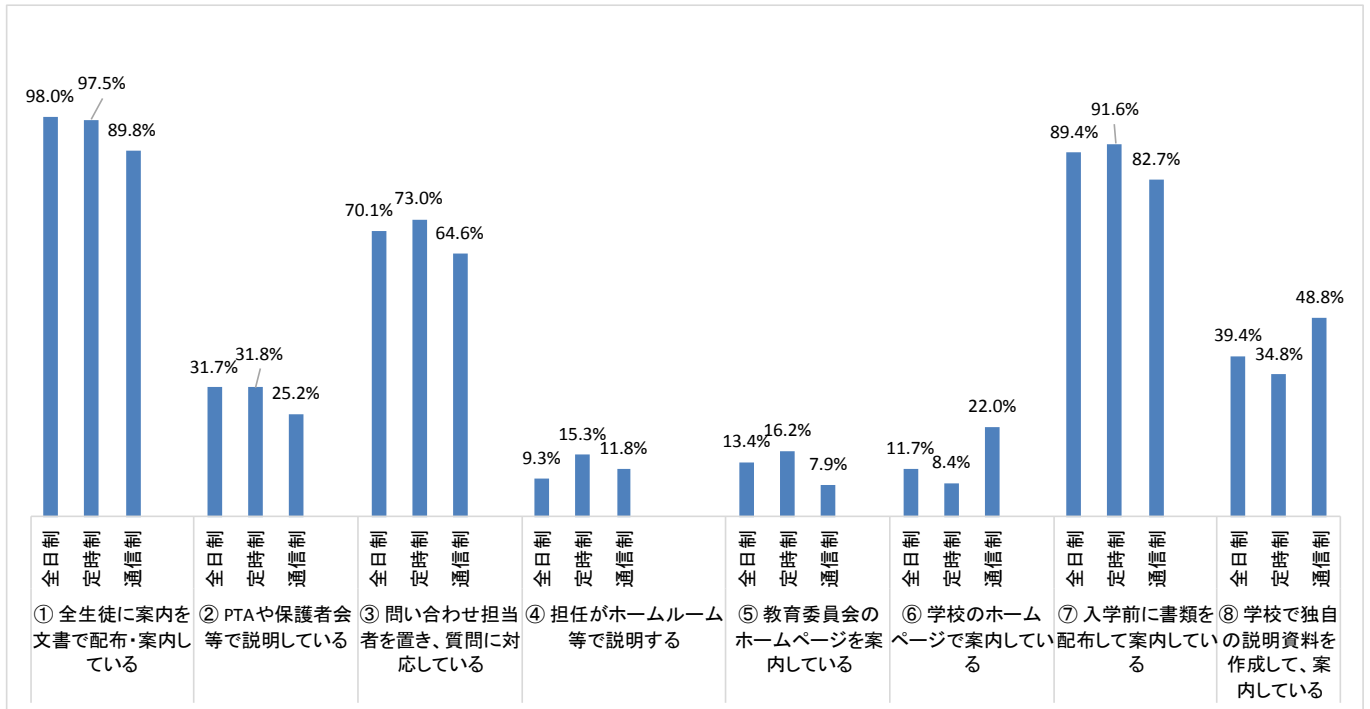
吉田香奈・白川優治：調査票の原案作成及び取りまとめ、データクリーニング

岩田弘三：本章の分析・執筆、本調査への高校からの問い合わせ対応

第2章 全国高校アンケート調査の設置課程別集計結果の要約とコメント

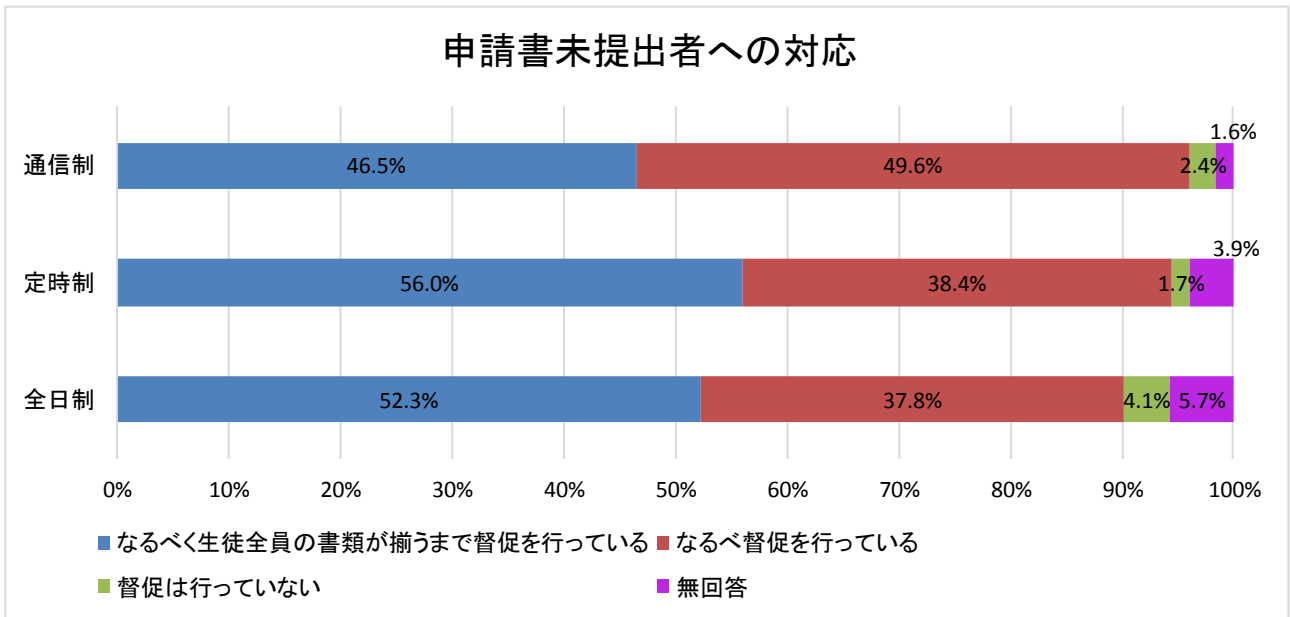
王 杰(傑)

1. 就学支援金の案内方法

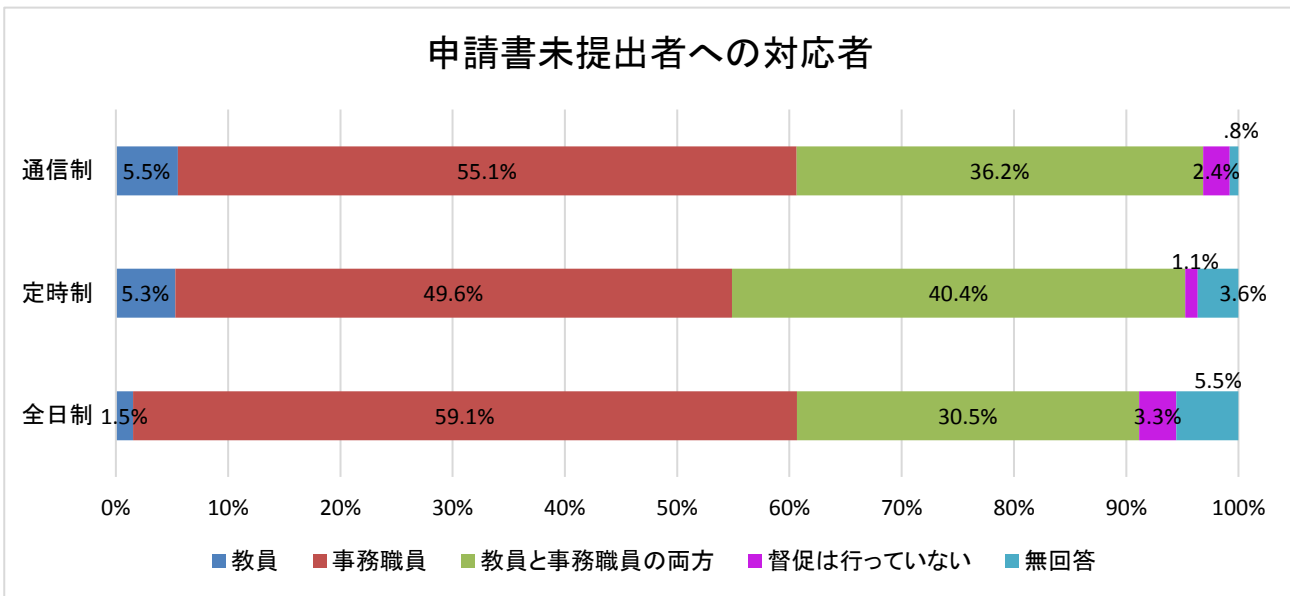


- ① 約 98%の全日制と定時制高校が全生徒に文書で就学支援金の案内を配布・案内している。通信制高校はやや低く、90%弱である。
- ② 約 32%の全日制と定時制高校が PTA や保護者会等で就学支援金の説明をしている。通信制高校は 25% 台にとどまる。
- ③ 7 割以上の全日制と定時制高校が就学支援金の問い合わせ担当者を置き、質問に対応している。通信制高校は 6 割半である。
- ④ 担任がホームルーム等で就学支援金の説明をする全日制高校は 9.3%しかない。通信制高校（11.8%）と定時制高校（15.3%）の割合が少し高い。
- ⑤ 教育委員会のホームページを案内する全日制と定時制高校の割合は 15%前後、通信制高校は約 8%である。
- ⑥ 学校のホームページで就学支援金の案内をする高校の割合は全日制で約 12%、定時制で約 8%、通信制で 22%である。
- ⑦ 入学前に書類を配布して就学支援金を案内する高校の割合は全日制と定時制で約 9 割、通信制で約 8 割、いずれも高い割合である。
- ⑧ 独自の説明資料を作成して就学支援金の説明をする高校は全日制で約 4 割、定時制で 3 割半、通信制で約 5 割である。

2. 就学支援金書類未提出への対応

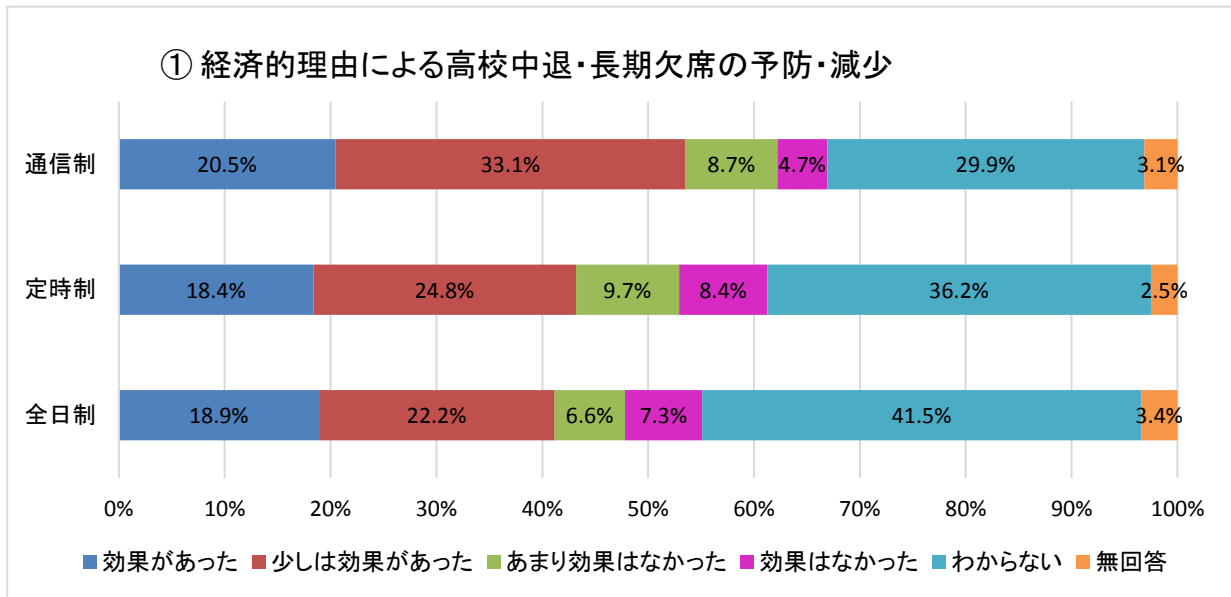


就学支援金の申請書未提出への対応について、「なるべく生徒全員の書類が揃うまで督促を行っている」高校は、全日制と定時制で5割以上、通信制で5割弱であるが、「なるべく督促している」との合計はどの課程の学校においても9割以上である。

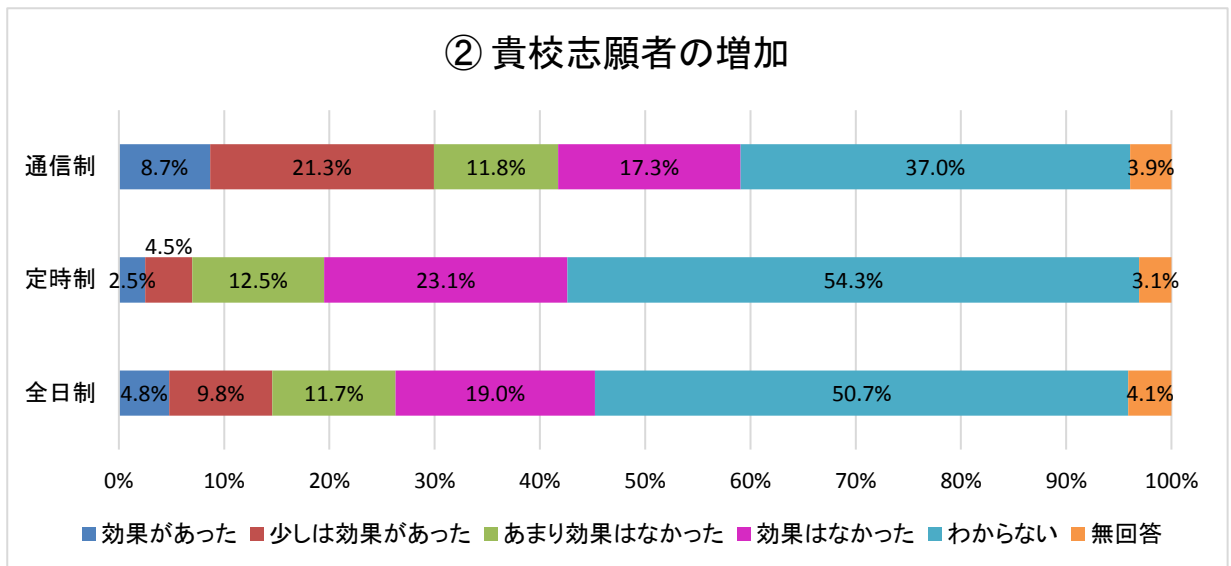


就学支援金の申請書未提出への対応者に関して、どの課程の学校においても事務職員による対応の割合が最も高く、全日制で約6割、定時制で約5割、通信制で5割半である。教員と事務職員の両方が対応する割合も3割か4割ある。全日制高校の教員対応がやや少ない。

3. 就学支援金の効果

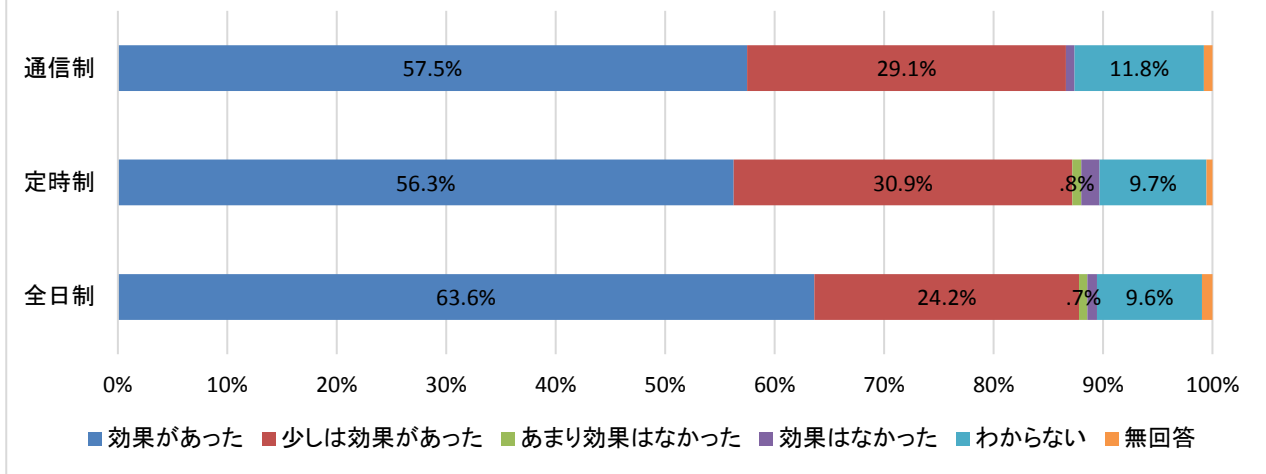


就学支援金の効果として、「経済的理由による高校中退・長期欠席の予防・減少」に当てはまる高校の割合（「効果があった」と「少しは効果があった」の合計、以下同様）は、全日制と定時制で4割強、通信制で5割強である。「わからない」と回答した高校の割合は全日制高校が最も大きい。



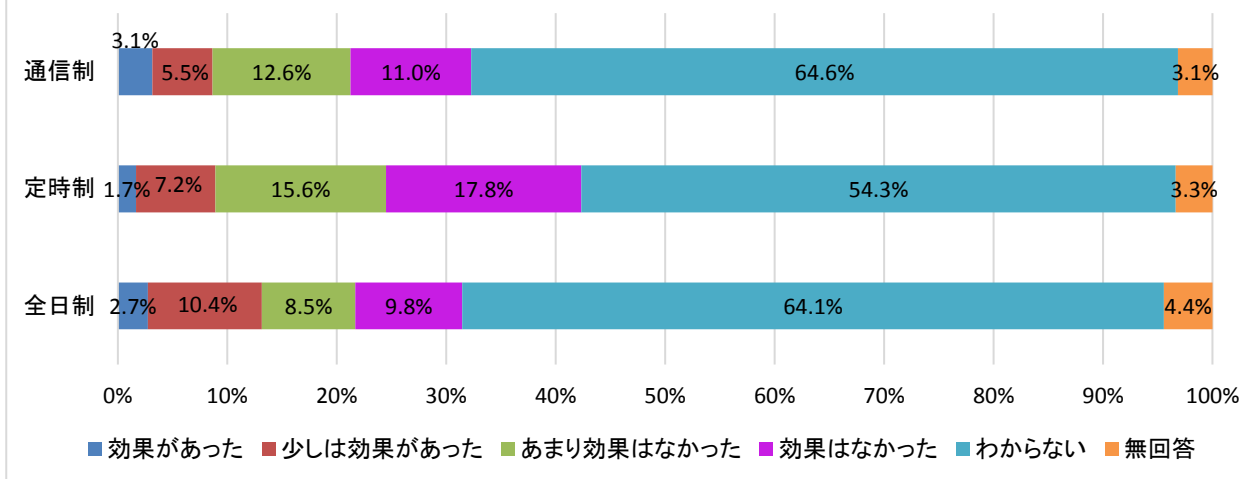
就学支援金の効果として、「志願者の増加」を認めた高校の割合は全日制で約15%、定時制で7%、通信制で30%である。ここでも「わからない」と回答した高校の割合が大きい。

③ 生徒の家計の負担軽減



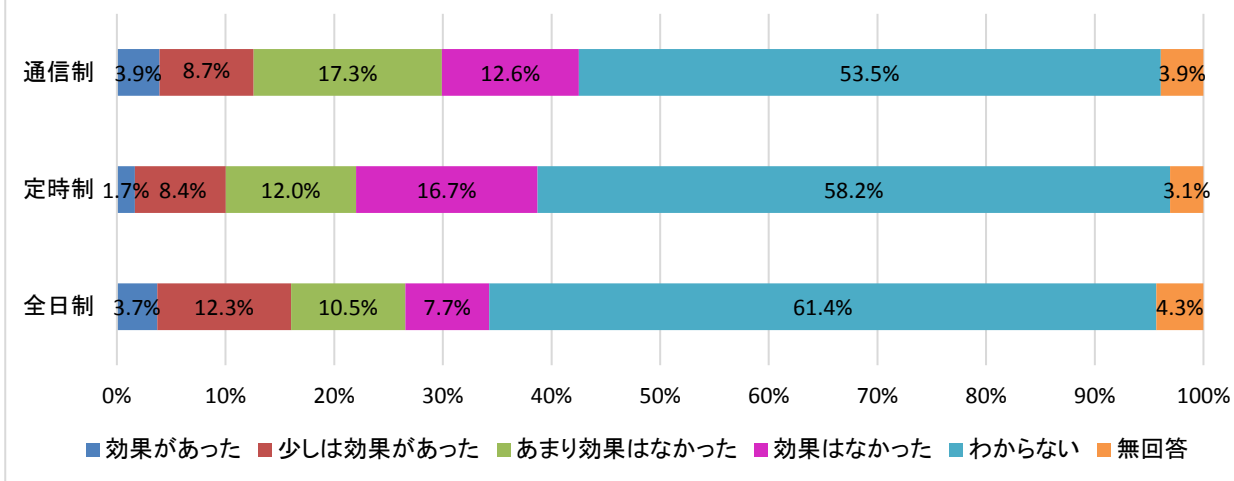
「生徒の家計の負担軽減」について、就学支援金の「効果があった」と回答した高校は全日制で約 64%、定時制と通信制で 56、57%である。「少しは効果があった」と合わせると、どの課程においても約 87%になる。

④ 生徒のアルバイトの減少



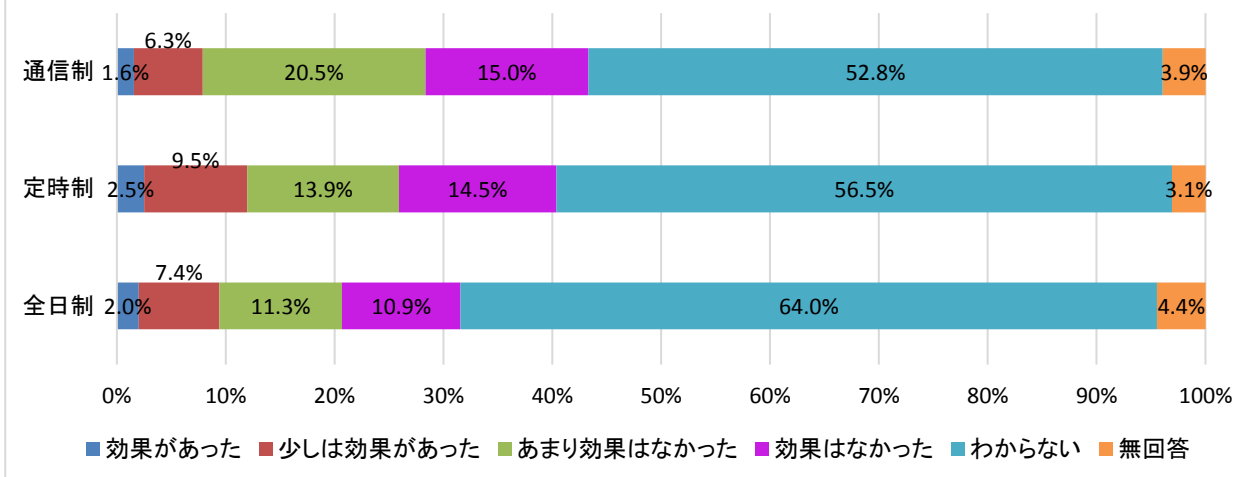
就学支援金の効果として、「生徒のアルバイトの減少」に当てはまる高校は全日制で約 13%あるが、定時制と通信制では9%弱である。「わからない」と回答した高校は全日制と通信制で6割半、定時制で5割半ある。

⑤ 高校卒業後の大学・短大・専門学校等進学希望者の増加



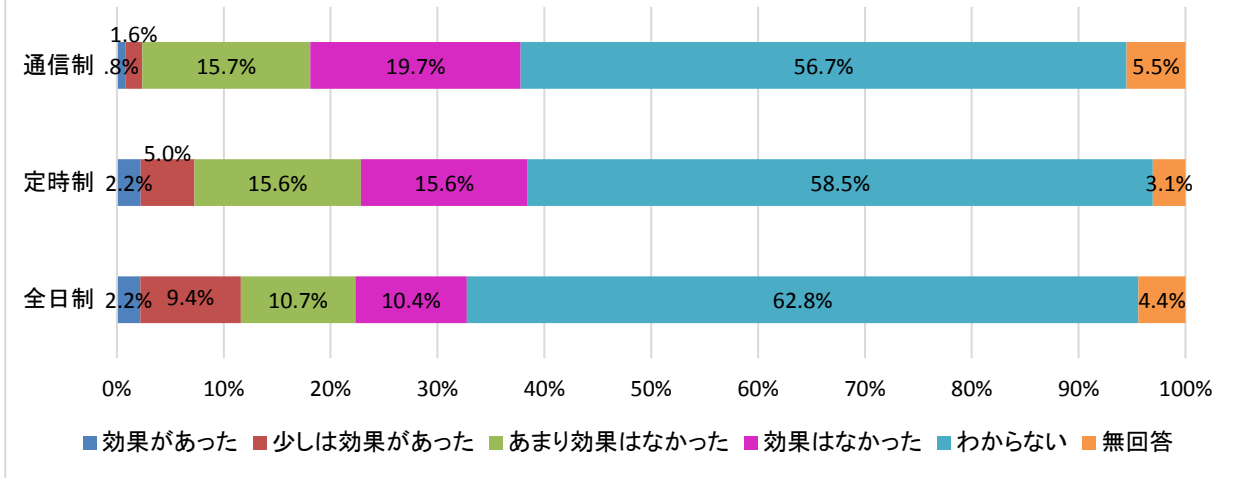
就学支援金の効果として、「高校卒業後の大学・短大・専門学校等進学希望者の増加」に当てはまる高校の割合は全日制で16.0%、定時制で10.1%、通信制で12.6%にとどまる。「わからない」と回答した学校の割合は全日制と定時制で6割前後、通信制で5割以上と大きい。

⑥ 生徒の学業に取り組む姿勢の改善



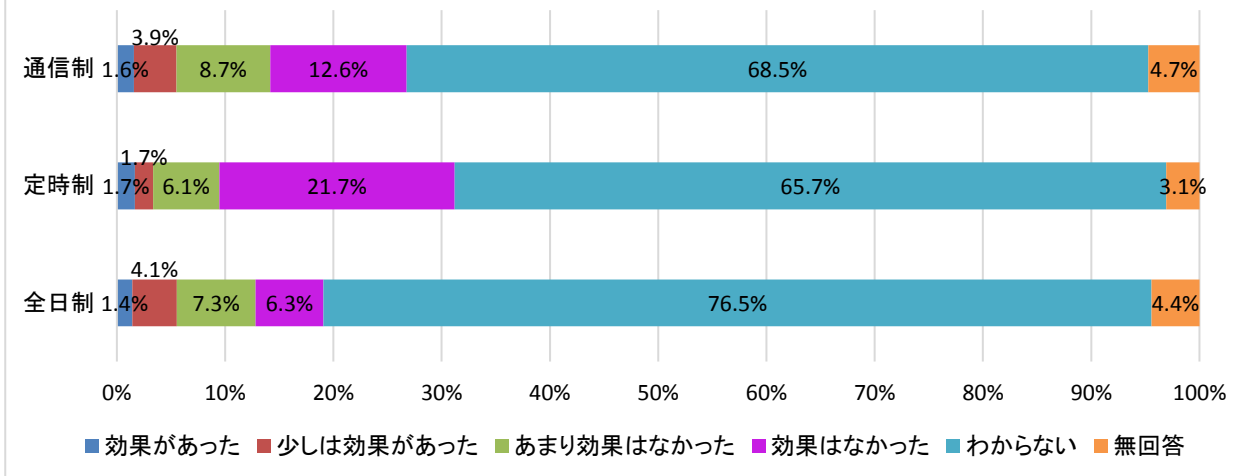
就学支援金の効果として、「生徒の学業に取り組む姿勢の改善」に当てはまる高校は全日制で9.4%、定時制で12.0%、通信制で7.9%にとどまる。「わからない」と回答した学校の割合は5割、6割と高い。

⑦ 部活や課外活動の参加率の上昇



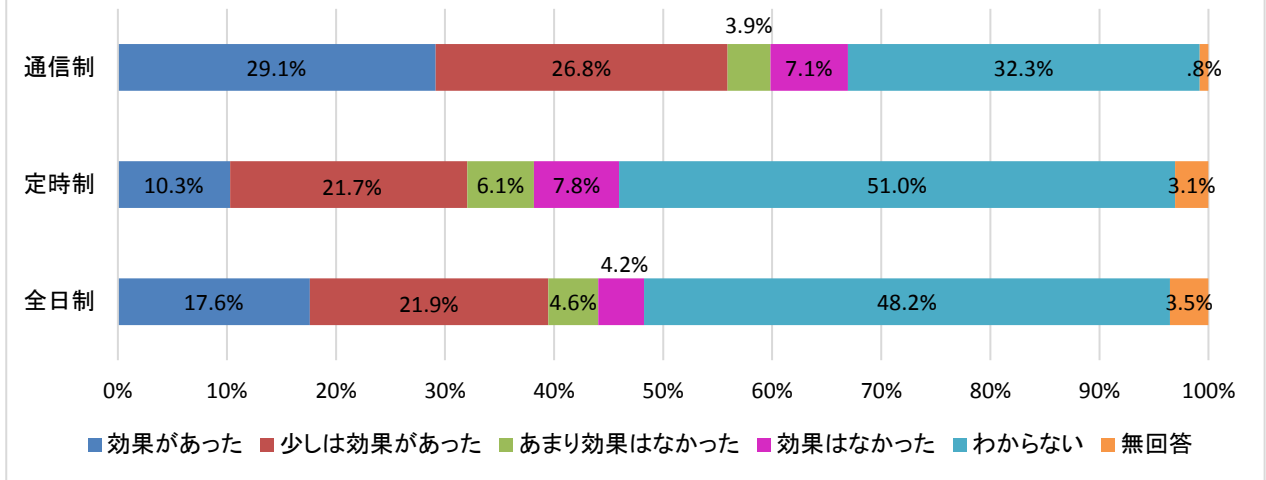
就学支援金の効果として、「部活や課外活動の参加率の上昇」に当てはまる高校は全日制で 11.6%、定時制で 7.2%、通信制で 2.4%しかない。どの課程の学校も「わからない」と回答した割合が高い。

⑧ 学習塾などの学校外教育の利用の上昇



就学支援金の効果として、「学習塾などの学校外教育の利用の上昇」に当てはまる高校の割合は、どの課程においても低く、6%未満である。「わからない」の割合は6割以上、7割以上と非常に大きい。

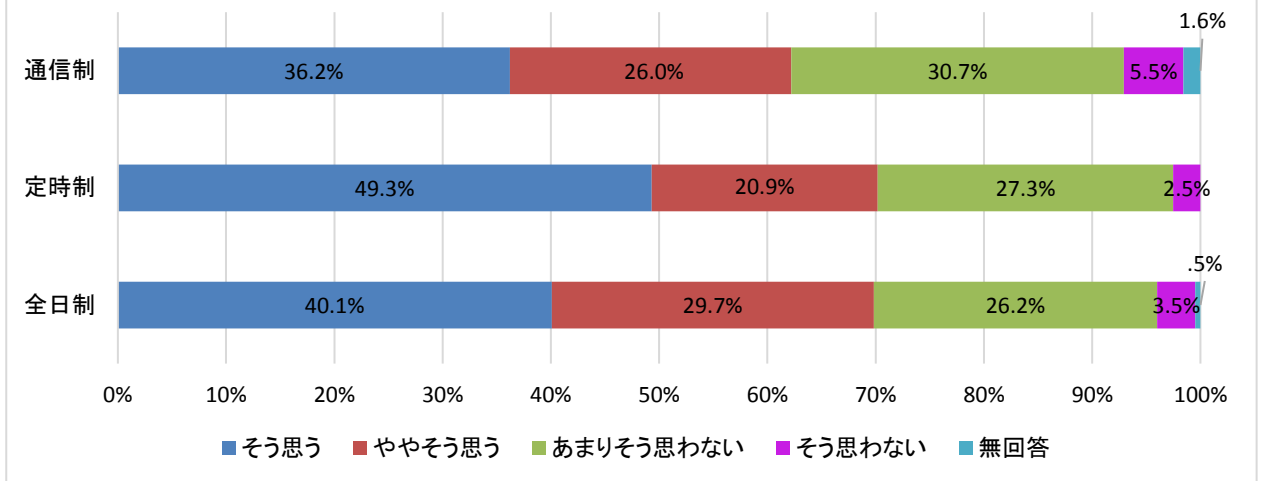
⑨ 低所得世帯の生徒の学校選択の幅の充実



就学支援金の効果として、「低所得世帯の生徒の学校選択の幅の充実」に当てはまる高校は、全日制で約4割、定時制で3割強、通信制で5割半ある。「わからない」と回答した学校の割合は全日制と定時制で5割前後、通信制で3割強である。

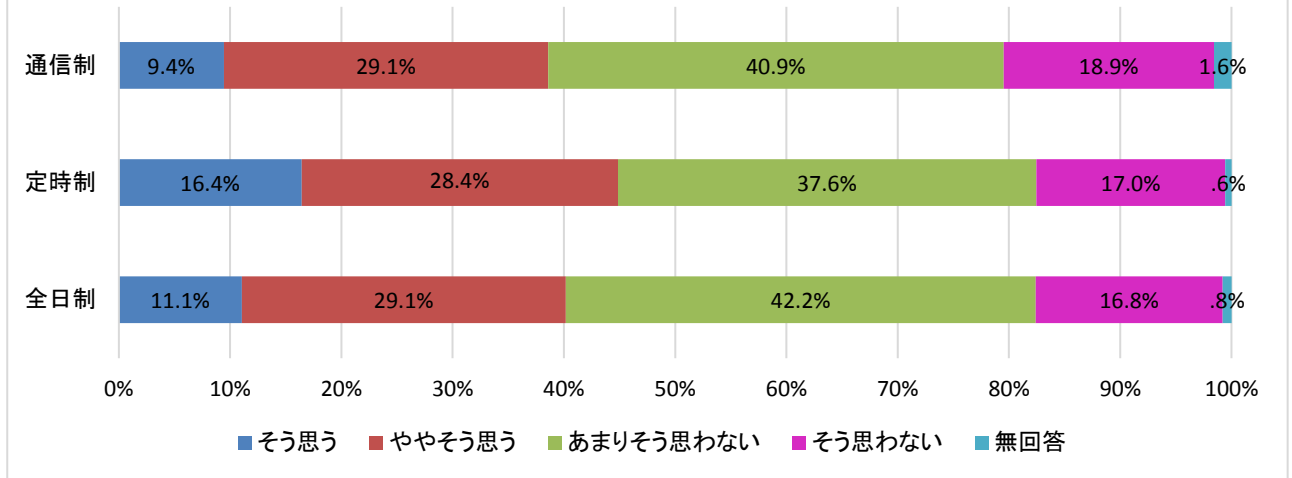
4. 就学支援制度への意見

① 保護者にとって制度がわかりにくい



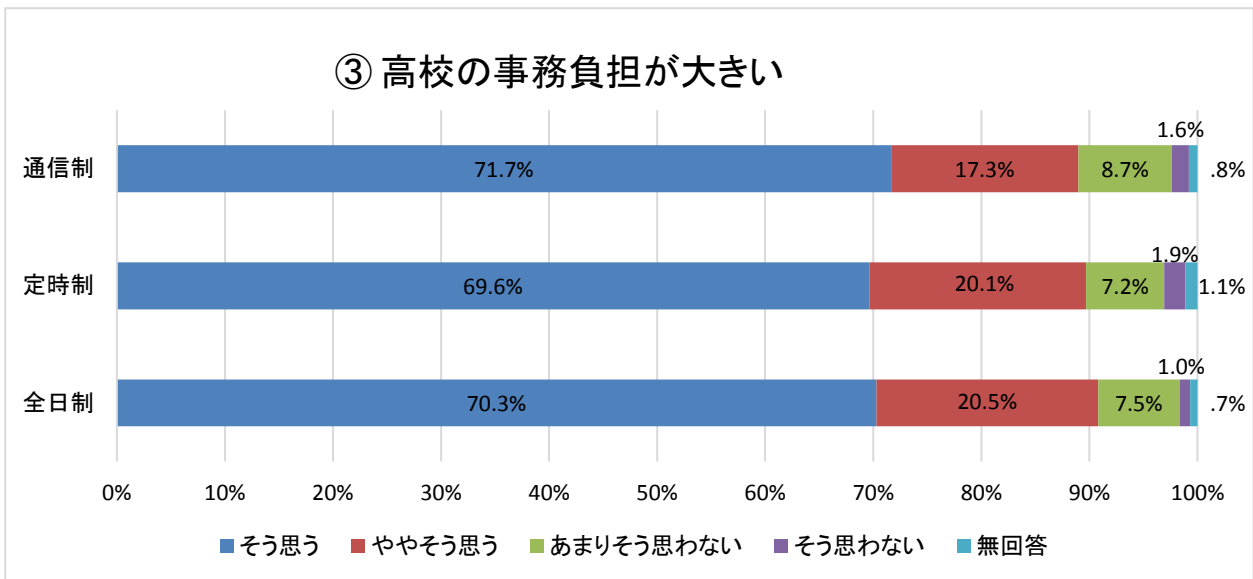
就学支援金制度への意見として、「保護者にとって制度がわかりにくい」と回答した高校（「そう思う」と「ややそう思う」の合計、以下同様）は全日制と定時制で約7割、通信制で6割強である。

② 保護者に必要な情報が届いていない



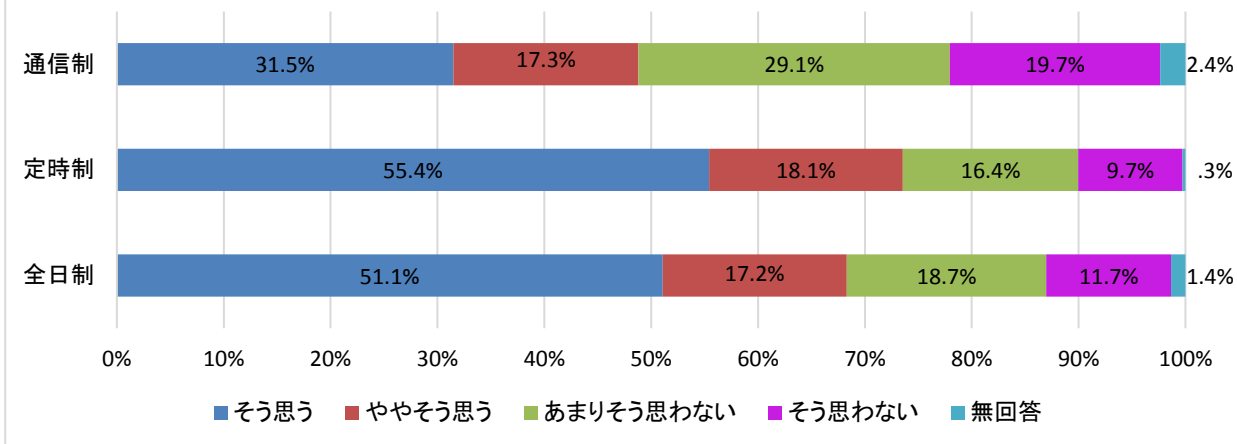
就学支援金制度への意見として、「保護者に必要な情報が届いていない」と回答した高校は、全日制と通信制で4割前後、定時制で4割半ある。

③ 高校の事務負担が大きい



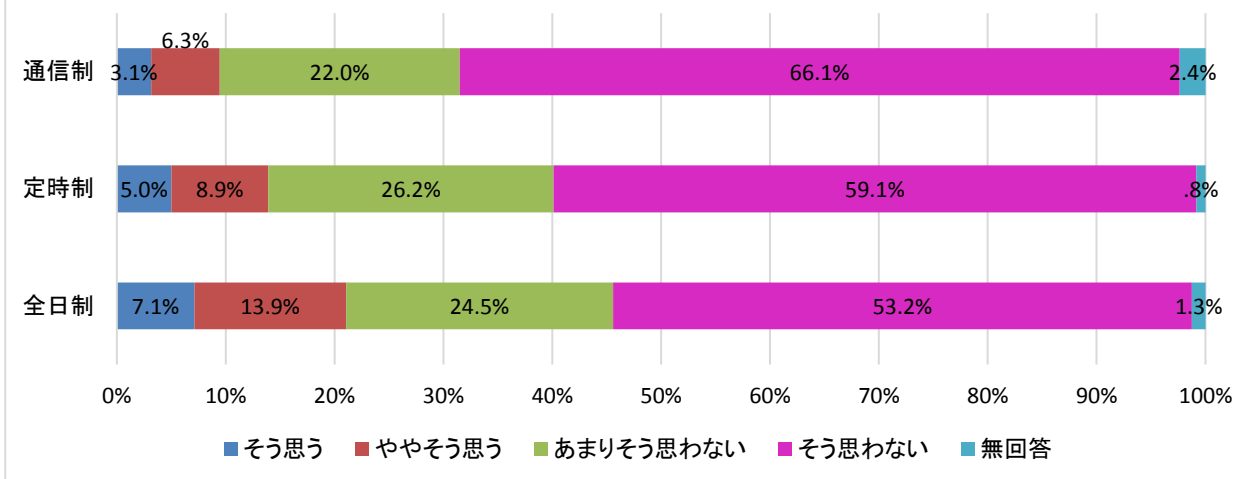
就学支援金制度への意見として、「高校の事務負担が大きい」と回答した高校はどの課程においても、9割前後と高い。「ややそう思う」を除き、「そう思う」と回答した学校は設置課程を問わず、7割ある。

④ 低所得世帯の生徒への支援を拡充するより、まずは所得制限をなくして、全生徒を対象にすべきだ



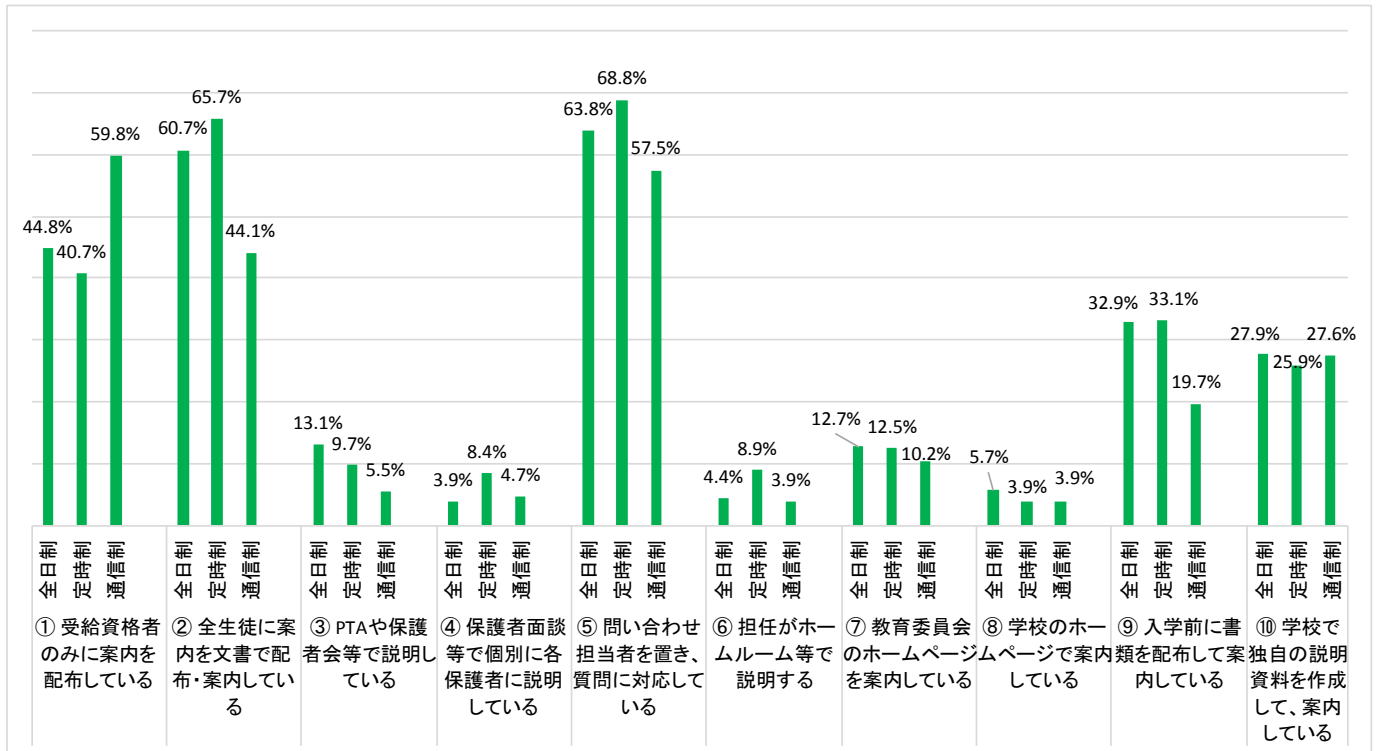
就学支援金制度への意見として、「低所得世帯の生徒への支援を拡充するより、まずは所得制限をなくして、全生徒を対象にすべきだ」に賛同した高校は、全日制と定時制で7割前後、通信制で5割弱である。

⑤ 所得制限によって、高所得家庭からの不満が寄せられた



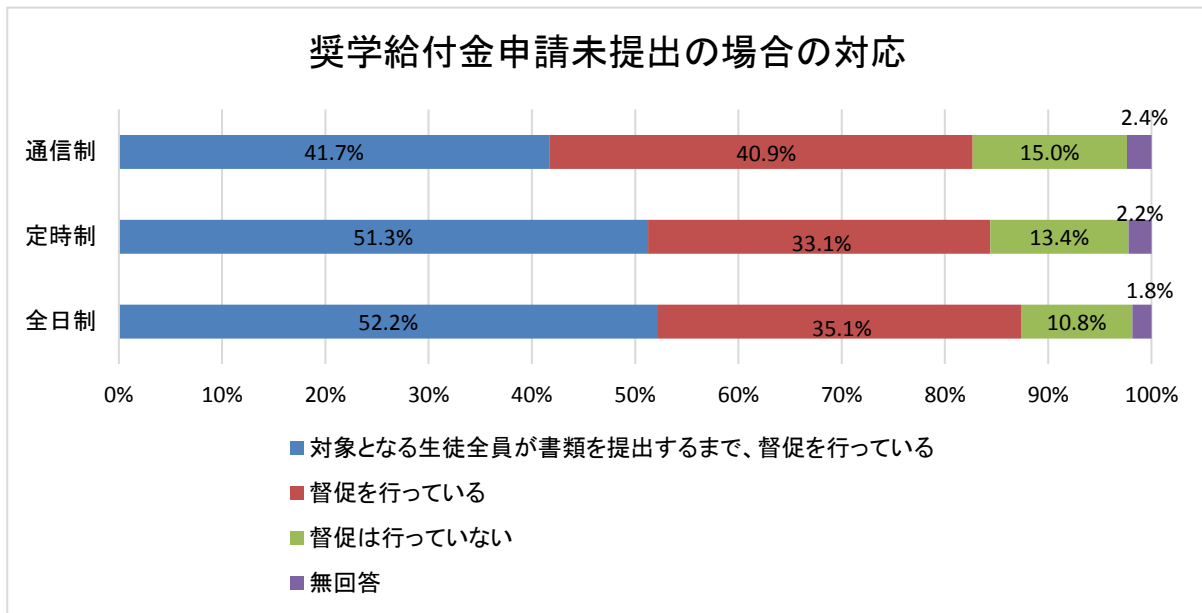
さらに就学支援金制度について、「所得制限によって、高所得家庭からの不満が寄せられた」と回答した高校は、全日制で21.0%、定時制で13.9%、通信制で9.4%にとどまる。

5. 奨学給付金の周知方法



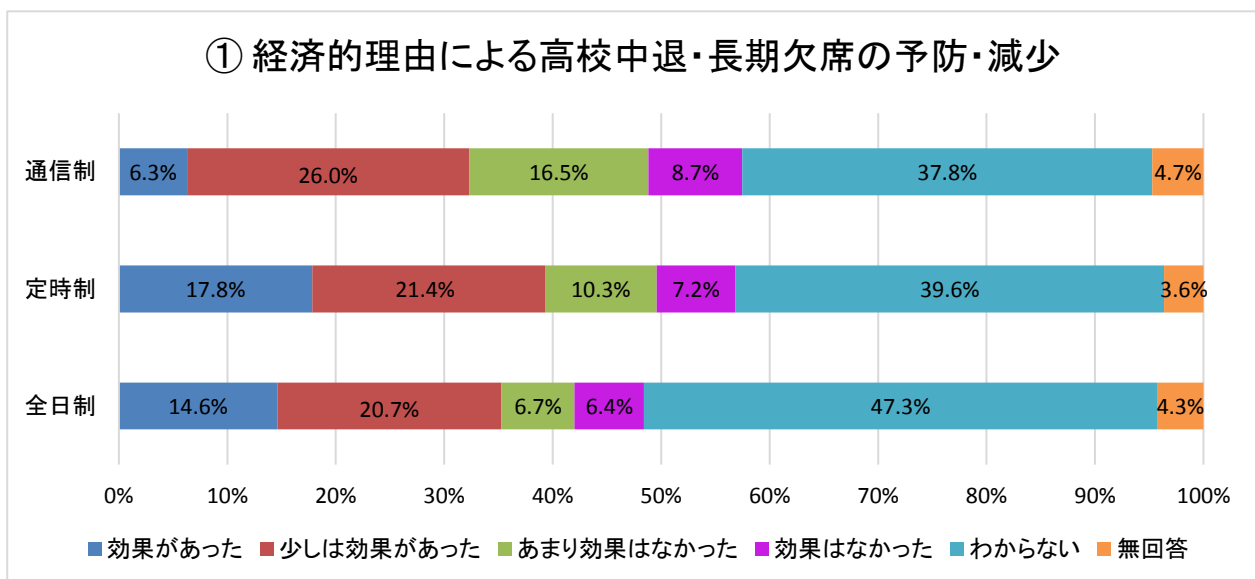
- ① 受給資格者のみに案内を配布している高校は全日制と定時制で4割強、通信制で約6割ある。
- ② 全生徒に奨学給付金の案内を配布・案内している高校は全日制と定時制で6割強、通信制で4割半ある。
- ③ 奨学給付金のことをPTAや保護者等で説明している高校の割合は、全日制で13.1%、定時制で9.7%、通信制で5.5%である。
- ④ 保護者面談等で個別に奨学給付金のことを各保護者に説明している高校は全日制で3.9%、定時制で8.4%、通信制で4.7%、いずれの課程において10%未満である。
- ⑤ 奨学給付金について、問い合わせ担当者を置き、質問に対応している高校は全日制で6割強、定時制で7割弱、通信制で6割弱である。
- ⑥ 担任が奨学給付金のことをホームルーム等で説明する高校が少なく、それぞれ全日制で4.4%、定時制で8.9%、通信制で3.9%ある。
- ⑦ 奨学給付金に関して、教育委員会のホームページを案内している高校は全日制と定時制で12%台、通信制で約10%である。
- ⑧ 学校のホームページで奨学給付金を案内する高校が少ない。全日制で5.7%、定時制と通信制で3.9%にとどまる。
- ⑨ 入学前に奨学給付金の書類を配布し案内している高校は全日制と定時制で約3分の1、通信制で約2割である。
- ⑩ 奨学給付金に関して、学校で独自の説明資料を作成して、案内している高校は、どの課程においても4分の1前後である。

6. 奨学給付金申請書未提出の場合の対応



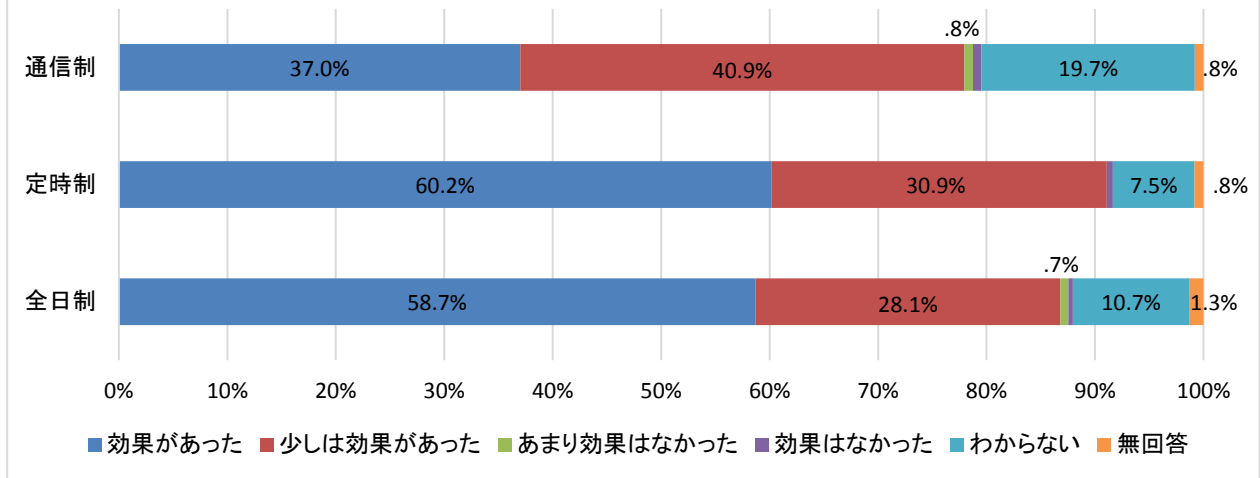
奨学給付金の申請書類を提出していない場合の対応について、「対象となる生徒全員が書類を提出するまで、督促を行っている」高校は全日制と定時制で5割強、通信制で4割強である。「督促を行っている」と合わせると、どの課程においても8割以上の高校が督促しているという結果である。「督促は行っていない」と回答した高校は1割強ある。

7. 奨学給付金の効果



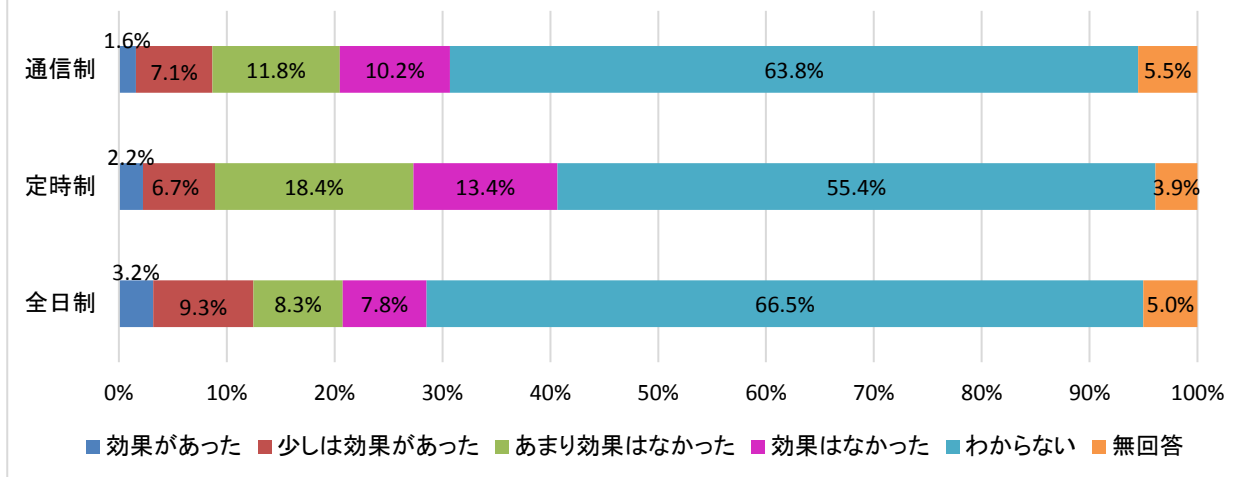
奨学給付金の効果について、「経済的理由による高校中退・長期欠席の予防・減少」に当てはまる高校の割合(「効果があった」と「少しは効果があった」の合計、以下同様)は全日制と通信制で35%前後、定時制で約39%である。「わからない」と回答した高校は全日制で5割弱、定時制と通信制で4割弱ある。

② 家計の負担軽減



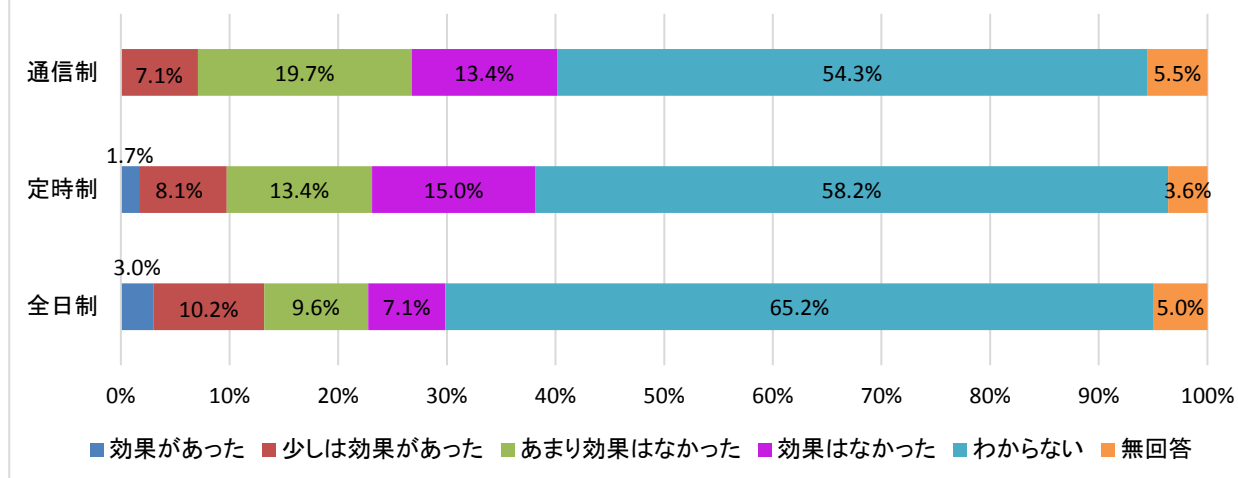
奨学給付金の効果について、「家計の負担軽減」を肯定した高校は全日制で8割半、定時制で9割以上、通信制で8割弱ある。全日制と定時制では、「少しは効果があった」を除いても、約6割の学校が「家計の負担軽減」を肯定している。

③ 生徒のアルバイトの減少



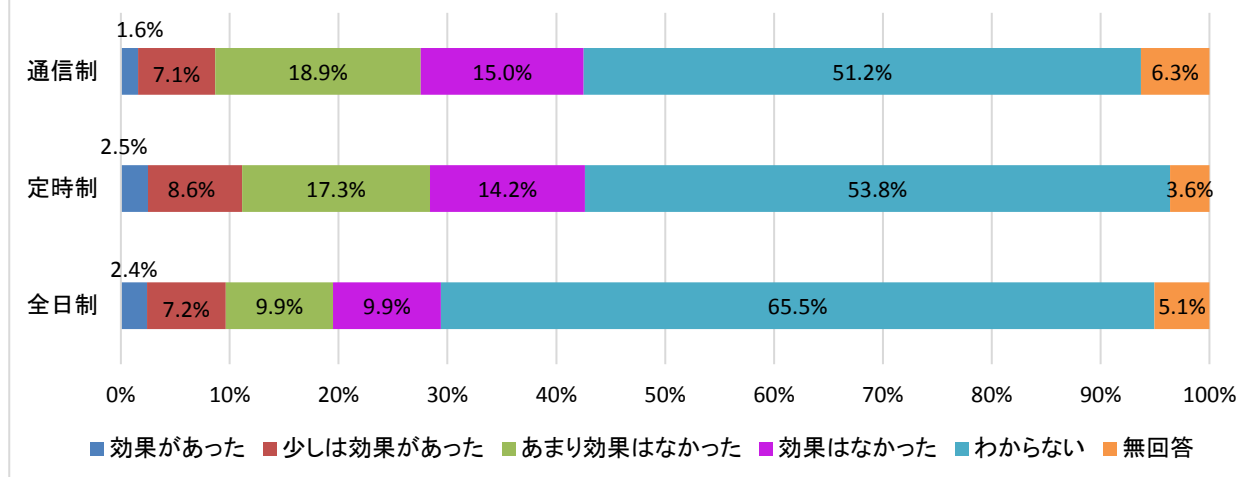
奨学給付金の効果について、「生徒のアルバイトの減少」に当てはまる高校は非常に少ない。全日制で12.5%と最も高く、定時制と通信制では9%弱である。「わからない」と回答した高校の割合が高く、6割前後である。

④ 高校卒業後の大学・短大・専門学校等進学希望者の増加



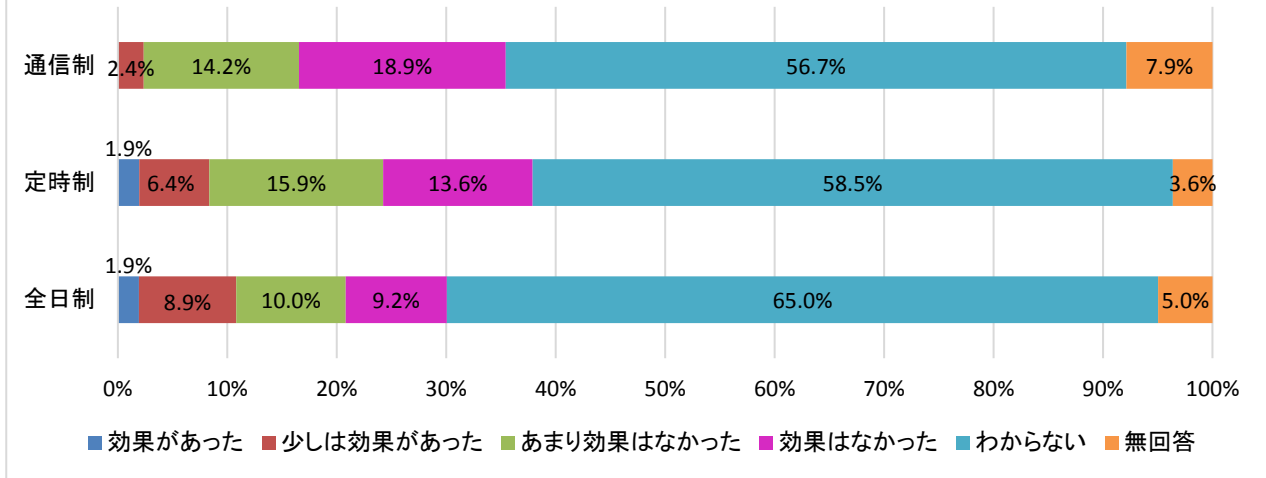
奨学給付金の効果について、「高校卒業後の大学・短大・専門学校等進学希望者の増加」に当てはまる高校は全日制で13.2%、定時制で9.8%、通信制で7.1%である。「わからない」と回答した高校は全日制と定時制で6割前後、通信制も5割半ある。

⑤ 生徒の学業に取り組む姿勢の改善



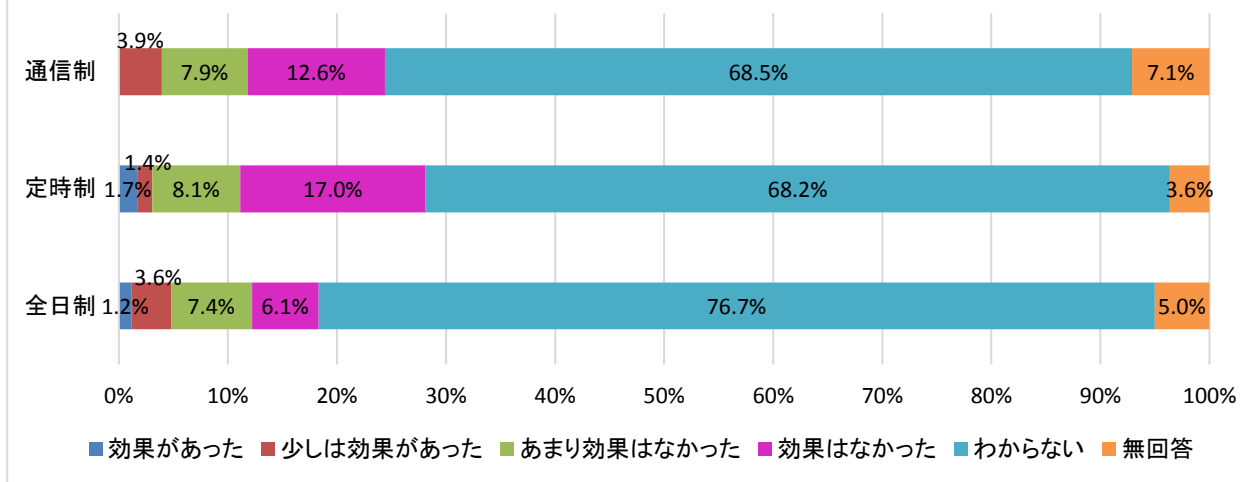
奨学給付金の効果について、「生徒の学業に取り組む姿勢の改善」に当てはまる高校はどの課程においても10%前後にとどまる。「わからない」と回答した高校は全日制で6割半、定時制と通信制で5割強ある。

⑥ 部活や課外活動の参加率の上昇



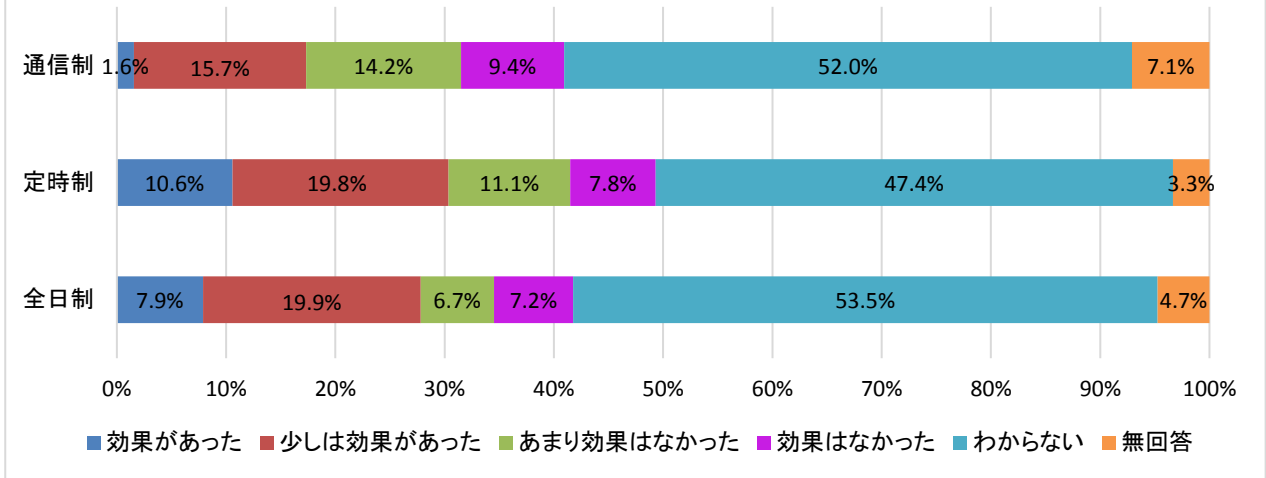
奨学給付金の効果について、「部活や課外活動の参加率の上昇」に当てはまる高校は全日制で 10.8%、定時制で 8.3%、通信制で 2.4%しかない。「わからない」と回答した高校の割合は 6 割前後と高い。

⑦ 学習塾などの学校外教育の利用の上昇



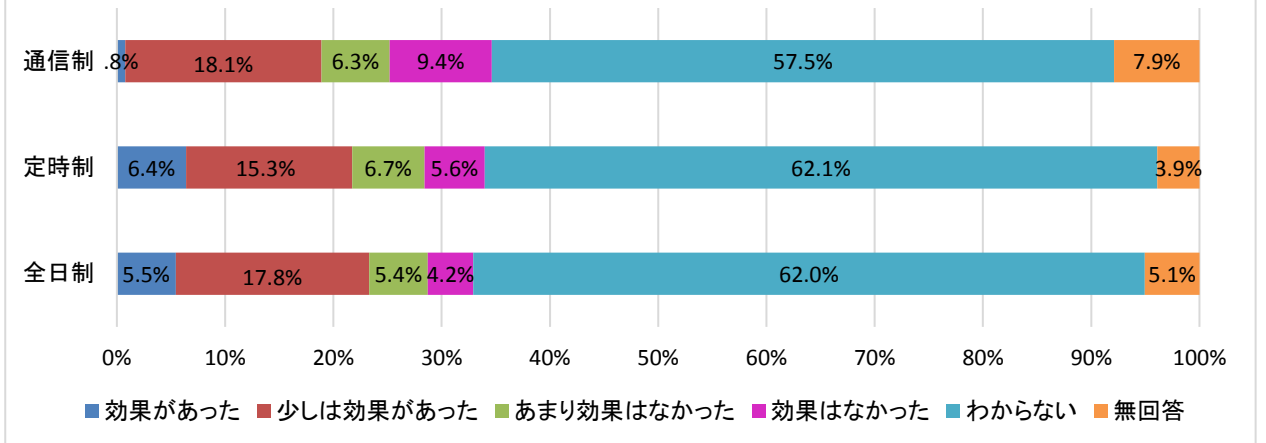
奨学給付金の効果について、「学習塾などの学校外教育の利用の上昇」に当てはまる高校はどの課程においても 5%未満である。「わからない」と回答した高校は 7 割前後、非常に高い。

⑧ 修学旅行や学校行事への参加率の上昇



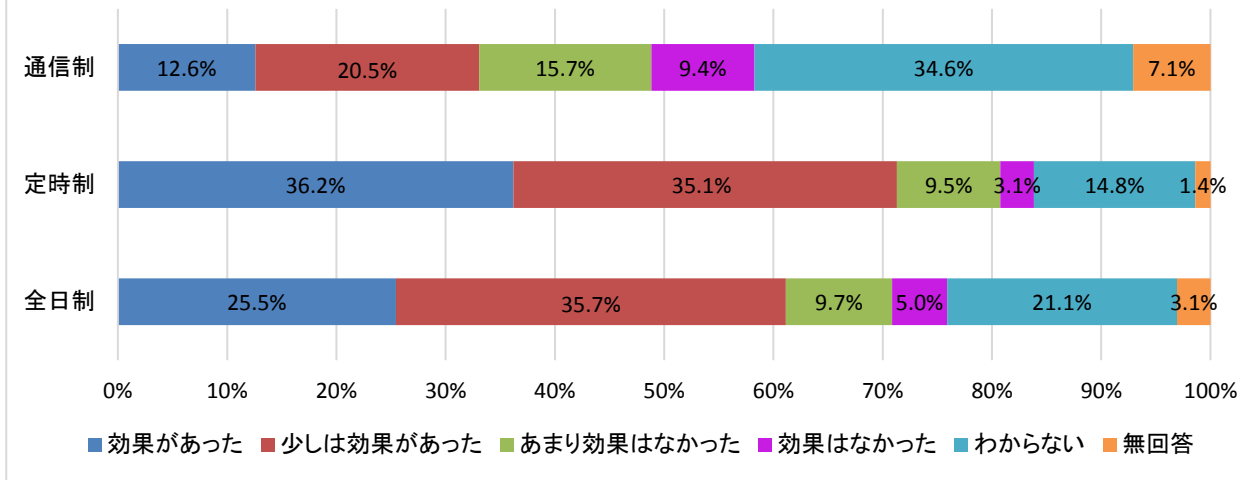
奨学給付金の効果について、「修学旅行や学校行事への参加率の上昇」に当てはまる高校は全日制と定時制で3割前後、通信制で約17%ある。「わからない」と回答した学校は5割前後ある。

⑨ 生徒が新しい制服・通学鞆や学校用品を揃えられるようになった



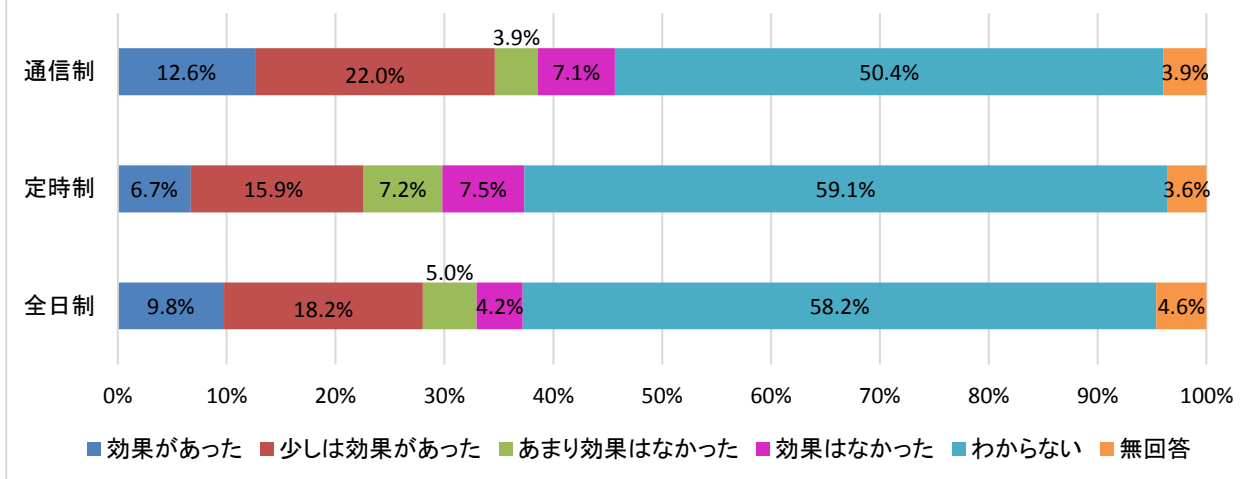
奨学給付金の効果について、「生徒が新しい制服・通学鞆や学校用品を揃えられるようになった」と回答した高校は全日制と定時制で20%台、通信制で20%弱ある。「わからない」と回答した高校の割合が高く、全日制と定時制では6割強、通信制も6割弱ある。

⑩ 学校への納付金の未納や延滞が減少した



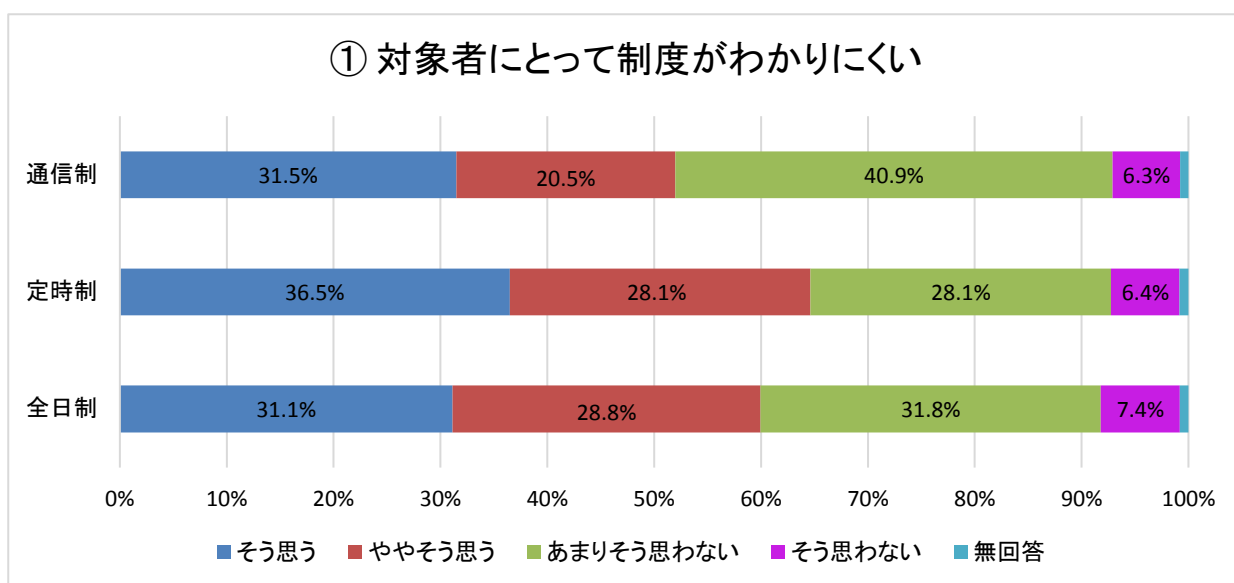
奨学給付金の効果について、「学校への納付金の未納や延滞が減少した」に当てはまる高校は全日制と定時制で6割強、通信制で約3分の1ある。

⑪ 低所得世帯の生徒の学校選択の幅の充実

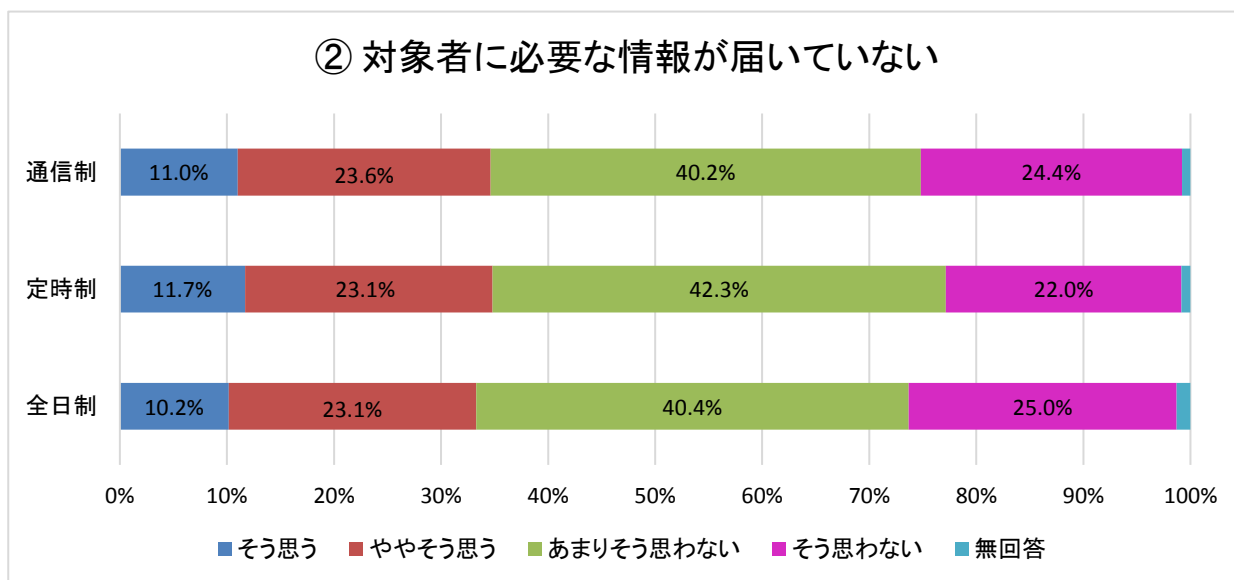


奨学給付金の効果について、「低所得世帯の生徒の学校選択の幅の充実」を肯定した高校は全日制で28.0%、定時制で22.6%、通信制で34.6%ある。「わからない」と回答した高校は全日制と定時制では6割弱、通信制では5割ある。

8. 奨学給付金制度への意見

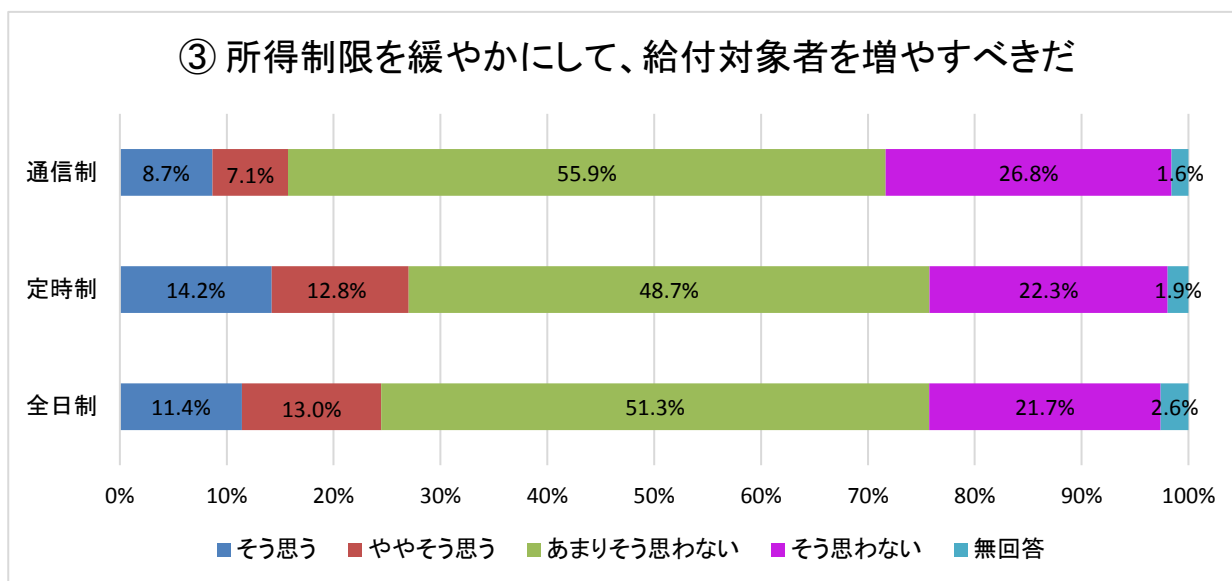


奨学給付金制度への意見として、「対象者にとって制度がわかりにくい」と回答した高校は全日制で6割弱、定時制で6割半、通信制で5割強ある。



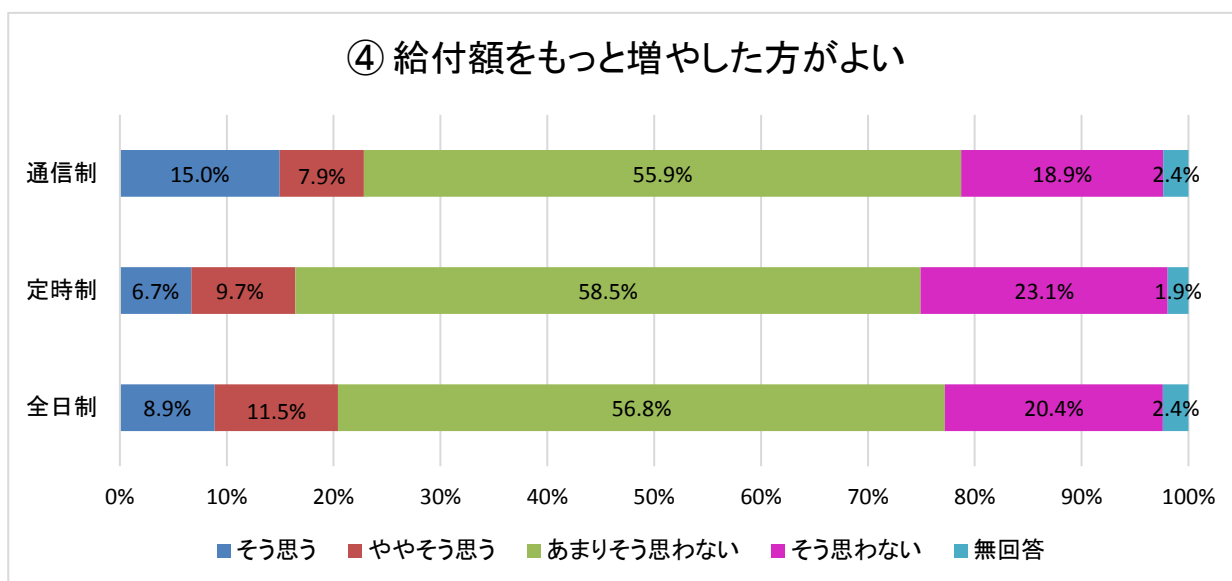
奨学給付金制度への意見として、「対象者に必要な情報が届いていない」と回答した高校の割合はどの課程においても約3分の1である。つまり、3分の2の高校では対象者に必要な情報が届いていると理解している。

③ 所得制限を緩やかにして、給付対象者を増やすべきだ



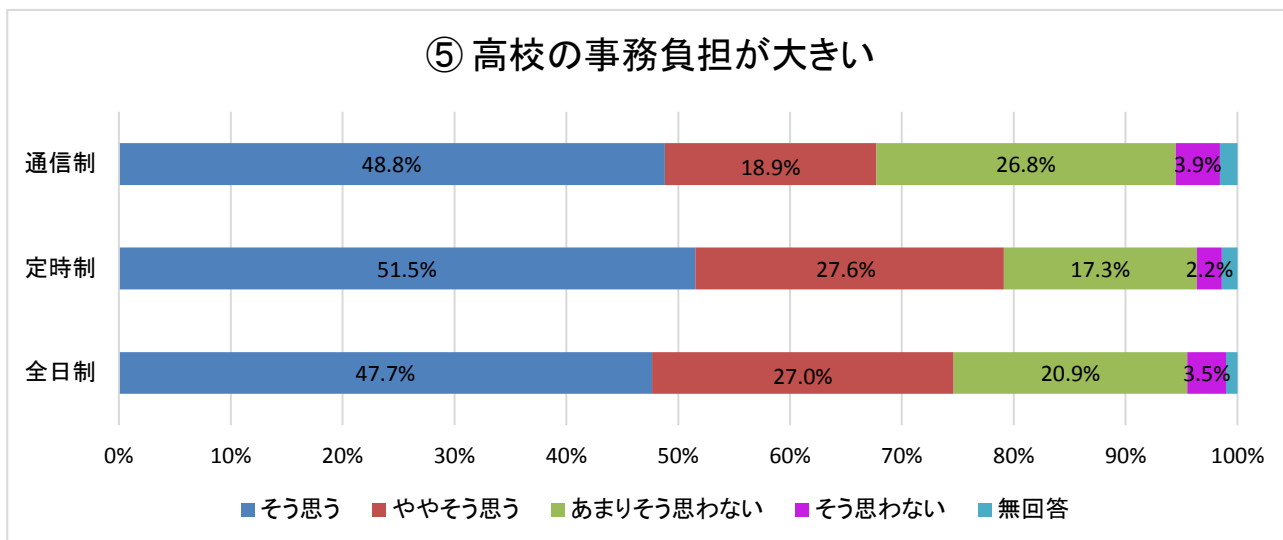
奨学給付金制度への意見として、「所得制限を緩やかにして、給付対象者を増やすべきだ」に賛同した高校は全日制と定時制では25%前後、通信制では約16%ある。「あまりそう思わない」と「そう思わない」の割合を合わせると、全日制と定時制では7割強、通信制では8割を上回る。

④ 給付額をもっと増やした方がよい



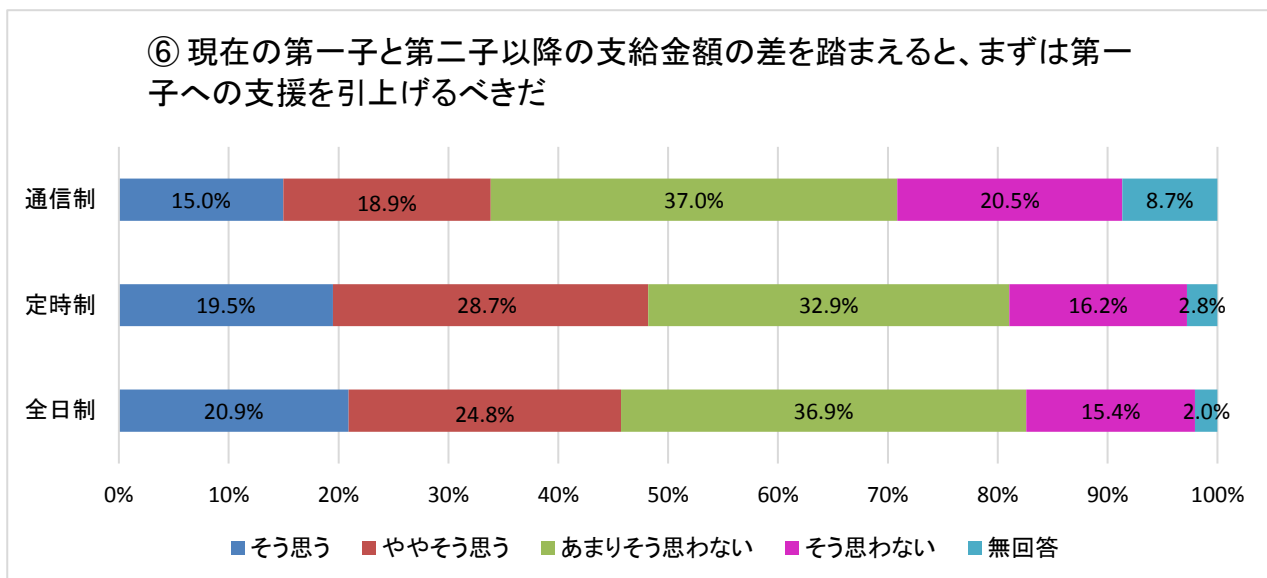
奨学給付金制度への意見として、「給付額をもっと増やした方がよい」に賛同した高校は全日制と通信制では20%前後、定時制では約16%ある。大半の高校は「あまりそう思わない」または「そう思わない」と回答している。

⑤ 高校の事務負担が大きい



奨学給付金制度への意見として、「高校の事務負担が大きい」と回答した学校は全日制で7割半、定時制で8割弱、通信制で7割弱、いずれも高い割合である。

⑥ 現在の第一子と第二子以降の支給金額の差を踏まえると、まずは第一子への支援を上げるべきだ



奨学給付金制度への意見として、「現在の第一子と第二子以降の支給金額の差を踏まえると、まずは第一子への支援を上げるべきだ」に賛同した高校の割合は全日制で4割半、定時制で5割弱、通信制で3割半ある。「あまりそう思わない」と「そう思わない」の合計のほうが比較的高い。

9. 結果のまとめと考察

(1) 就学支援金について

・設置課程を問わず、就学支援金の情報周知の最も重要な方法は、文書の配布を通して案内することである。入学前に書類を配布して案内する高校も8、9割ある。通信制高校では書類配布を通じた情報周知の比率がやや低いが、「学校のホームページで案内する」と「独自の資料を作成して案内する」比率が比較的高い。通信制高校の「問い合わせ担当者を置き、質問に対応する」比率がやや低い結果は、生徒の登校日数が少ないためかと推測する。全体として、低コストの「学校のホームページで案内する」の活用率が低い。書類の配布と並行し、ホームページでの情報掲載、メールによる一斉送信など、低コストの周知方法をいっそう活用する余地がある。

・どの課程の高校も基本、申請書未提出への督促を行っている。全日制高校の「督促は行っていない」(4.1%)と「無回答」(5.7%)の合計は10%未満とはいえ、数的に290校ほどある。高校の事務負担を考えると、学校の督促を強化するというより、児童手当のように学校を経由せずに、自治体と家庭のやりとりで審査し、就学支援金の支給有無と支給額を決定する制度設計が望ましい。学校は在籍証明書の発行のみすればよい。

・就学支援金の効果は、学校の回答を見る限り、主に「生徒の家計の負担軽減」、「低所得世帯の生徒の学校選択の幅の充実」、「経済的理由による高校中退・長期欠席の予防・減少」が挙げられる。全日制高校、定時制高校と比べ、通信制高校は「低所得世帯の生徒の学校選択の幅の充実」、「経済的理由による高校中退・長期欠席の予防・減少」、「志願者の増加」といった面で効果がやや大きい。「高校卒業後の大学・短大・専門学校等進学希望者の増加」はとりわけ16%の全日制高校で確認されている。

・就学支援金制度への意見は、設置課程を問わず、「保護者にとって制度のわかりにくさ」と「高校の事務負担の大きさ」の当てはまる割合が高い。その後ろに保護者の手続き負担、課税証明書を発行する役所窓口の負担も大きい。審査支給のプロセスを見直し制度を効率化する必要がある。

(2) 奨学給付金について

・全日制と定時制高校と比べ、通信制高校の「全生徒に文書で配布・案内する」、「問い合わせ担当者を置き、質問に対応する」、および「入学前に書類を配布して案内する」の比率が低く、「受給資格者のみに案内を配布する」の比率が高い。

・設置課程を問わず、8割以上の高校が奨学給付金の未提出を督促している。「督促は行っていない」比率は通信制高校で最も高いが、学校数でいうとやはり全日制高校が最も多い。就学支援金同様、高校の事務負担を軽減する審査支給方法を考える必要がある。児童手当の延長線にある支援として、就学支援金と奨学給付金の同時申請、審査および支給が考えられる。

・奨学給付金の効果は、主に「生徒の家計の負担軽減」、「学校への納付金の未納や延滞が減少した」、「経済的理由による高校中退・長期欠席の予防・減少」が挙げられる。とりわけ定時制高校ではこの3つの効果を認める学校が多い。「低所得世帯の生徒の学校選択の幅の充実」を最も肯定したのは通信制高校である。

・奨学給付金制度への意見は、就学支援金と同じく、「保護者にとって制度のわかりにくさ」と「高校の事務負担の大きさ」が目立つ。わかりやすく、低コスト、効率的な制度が求められる。

なお、今後の課題として、単なる設置課程別の分析だけでなく、設置者別に授業料の負担額から上記質問の回答を詳しく分析する必要がある。

第3章 全国高校アンケート調査からみた就学支援金・ 奨学給付金制度－設置課程に注目して－

吉田香奈

1. はじめに

本章では、全国高校アンケート調査の結果を設置課程別に分析する。学校教育法第4条では、高等学校の通常の課程を全日制課程、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程を定時制課程、通信による教育を行う課程を通信制課程と定めている。高等学校には全日制課程のほかに定時制課程を併置することができるが、定時制課程のみを独立して置くことも可能である。また、高等学校の分校に定時制課程が置かれる場合もある。通信制課程については、全日制課程または定時制課程のほかに通信制課程を併置することができ、通信制課程のみを独立して置くこともできる。

定時制課程および通信制課程は1947年の学校教育法制定当時から設けられている制度である。定時制は中学校を卒業後に職務に従事するなどの理由から全日制で学ぶことが困難な者に対して高校教育の機会を提供してきた。また、通信制は全日制・定時制の高校に通学することが困難な者に対して高校教育の機会を提供してきた。しかし、近年、定時制・通信制課程における勤労青年の数は減少し、代わりに全日制課程からの進路変更等に伴う転入学・編入学者、中学校までの不登校経験者など学校生活への適応に困難を抱える者、過去に高校教育を受ける機会がなかった者、などの入学が増加している。定時制・通信制は従来よりも多種多様な生徒を受け入れるようになっており、高校教育の機会を保障する上でその重要性は増しているといっても過言ではないだろう。

そして、定時制・通信制課程の生徒には経済的困難を抱える者も少なくない。例えば、通信制課程の私立高校に通う生徒のうち、高等学校等就学支援金（以下、就学支援金とする）の受給者で2倍または2.5倍加算支給がされている者の割合は全日制課程よりも高いことが指摘されている¹。

そこで、就学支援金・奨学給付金制度に関する全国高校アンケート調査を設置課程別に分析することにより、修学支援の取り組み、および成果と課題について明らかにすることとを試みる。

2. データについて

文部科学省の平成29年度学校基本調査によれば、平成29年度の高等学校の課程別学校数は、全日制4,263校、定時制169校、全日制・定時制併置475校、通信制独立107校、通信制併置143校、合計5,157校である。また、生徒数は、全日制约319万人、定時制約

9万人、通信制約18万人である²。

ただし、本調査では全日制・定時制・通信制の課程を併設している場合について、各課程で別々に回答をお願いした。表1はその回答校の内訳である。全日制2,928校、定時制359校、通信制127校、合計3,414校であった。なお、アンケートの実施方法については第1章に示すとおりである。詳しくはそちらを参照いただきたい。

表1. 回答校の構成（設置課程別）

		設置者					合計
		国立(国立大学法人立)	公立(都道府県立)	公立(市区町村立)	私立(学校法人立)	私立(株式会社立)	
設置課程	全日制	10	2,027	79	812	0	2,928
	定時制	0	333	20	6	0	359
	通信制	0	49	0	72	6	127
合計		10	2,409	99	890	6	3,414

表注) 高等学校および中等教育学校のための数字。高等専門学校、高等専修学校、特別支援学校は含まない。

3. 就学支援金・奨学給付金の周知方法

図1は、各課程がどのような手段で就学支援金と奨学給付金の周知を図っているのかを示したものである。

まず、就学支援金については「全生徒に案内を文書で配布・案内」(97.9%)、「入学前に書類を配布して案内」(89.5%)、「問い合わせ担当者を置き、質問に対応」(70.3%)が上位3つとなっている。これらを課程別にみると、定時制は全日制と同等かそれ以上に積極的に全生徒への文書の配布・案内や入学前の案内に取り組んでいるが、通信制はいずれも若干低い数字となっている。ただし、通信制は「学校で独自の説明資料を作成して案内」(49.2%)や「学校のホームページで案内」(22.2%)が他の課程よりも高い。

また、奨学給付金については「問い合わせ担当者を置き、質問に対応」(64.5%)、「全生徒に案内を文章で配布・案内」(61.2%)、「受給資格者のみに案内を配布」(45.0%)が上位3つである。これらを課程別にみると、定時制は全日制・通信制よりも問い合わせ担当者を置いたり全生徒に案内を文書で配布する学校が多い。一方、通信制は受給資格者のみに案内を配布する高校が全日制・定時制よりも多く約6割となっている。自由記述では「就学支援金・学び直し支援金に該当する生徒に収入状況届と同時に案内」(公立・通信制、生徒数約500人、奨学給付金受給者約100人)、「就学支援金の届出(毎年7月)の際、案内を同封している。申請書は受給資格者のみに配付している。」(公立・通信制、生徒数約1,100人、奨学給付金受給者約100人)、というように、就学支援金の受給資格者に絞って情報を提供している様子が見受けられる。

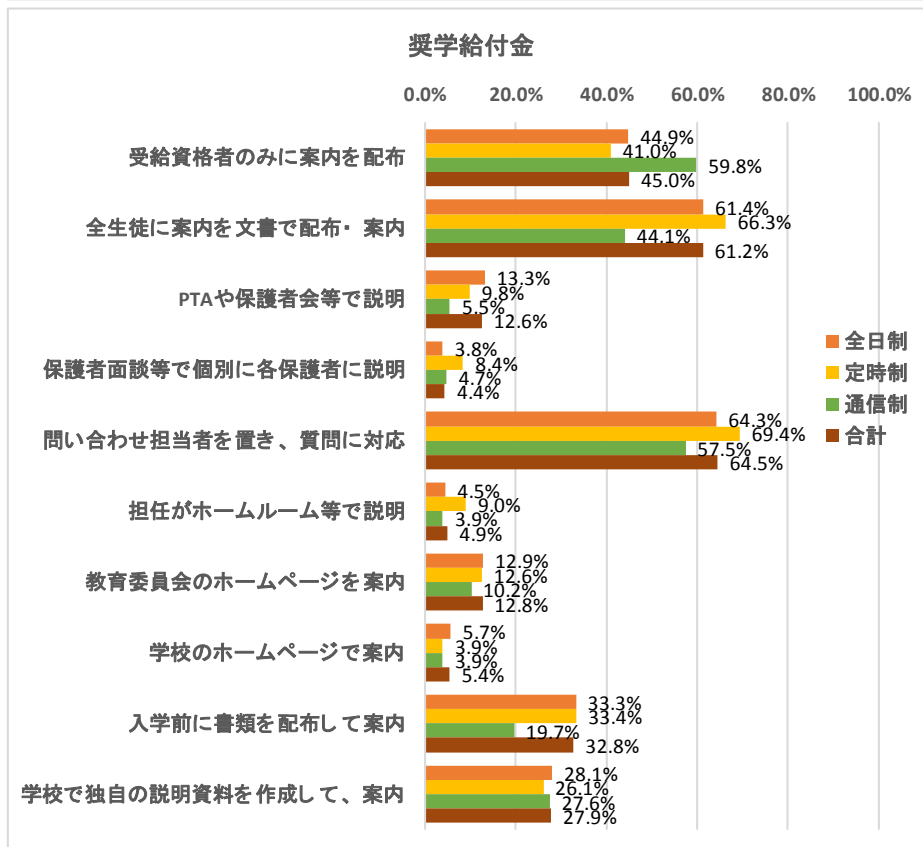
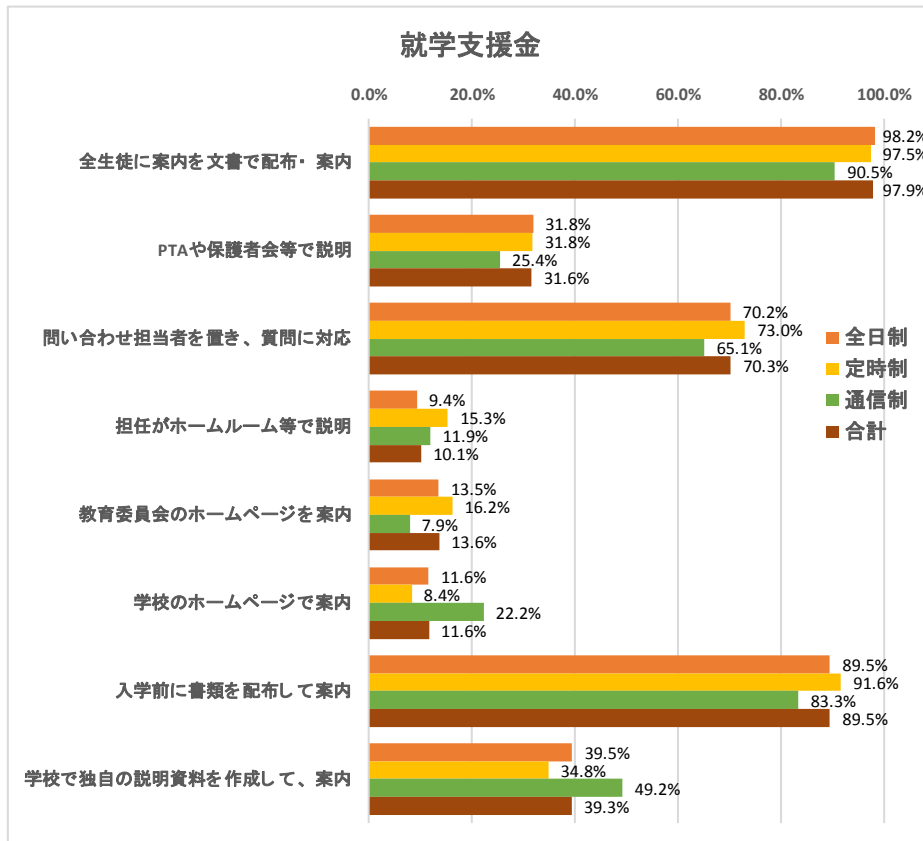


図 1. 周知方法（設置課程別）

4. 就学支援金・奨学給付金の申請書類を出さなかった生徒への働きかけ

1. 就学支援金

図2は、就学支援金の申請書類の督促の状況を示したものである。就学支援金については「なるべく生徒全員の書類が揃うまで督促を行っている」(55.4%)、「なるべく督促を行っている」(40.5%)と96%が督促を行っており、督促を行っていない高校はわずか4%に過ぎない。督促を行っていない高校を設置課程・設置形態別にみると、特に定時制・私立(33.3%)、全日制・私立(12.2%)の割合が高い。ただし、定時制・私立については表1のように回答校が6校しかないため、数値の解釈には注意が必要である。

また、図3は就学支援金申請書未提出者への督促を行う対応者を示したものである。「事務職員」(61.0%)が最も多く、次いで「教員と事務職員の両方」(33.6%)となっている。

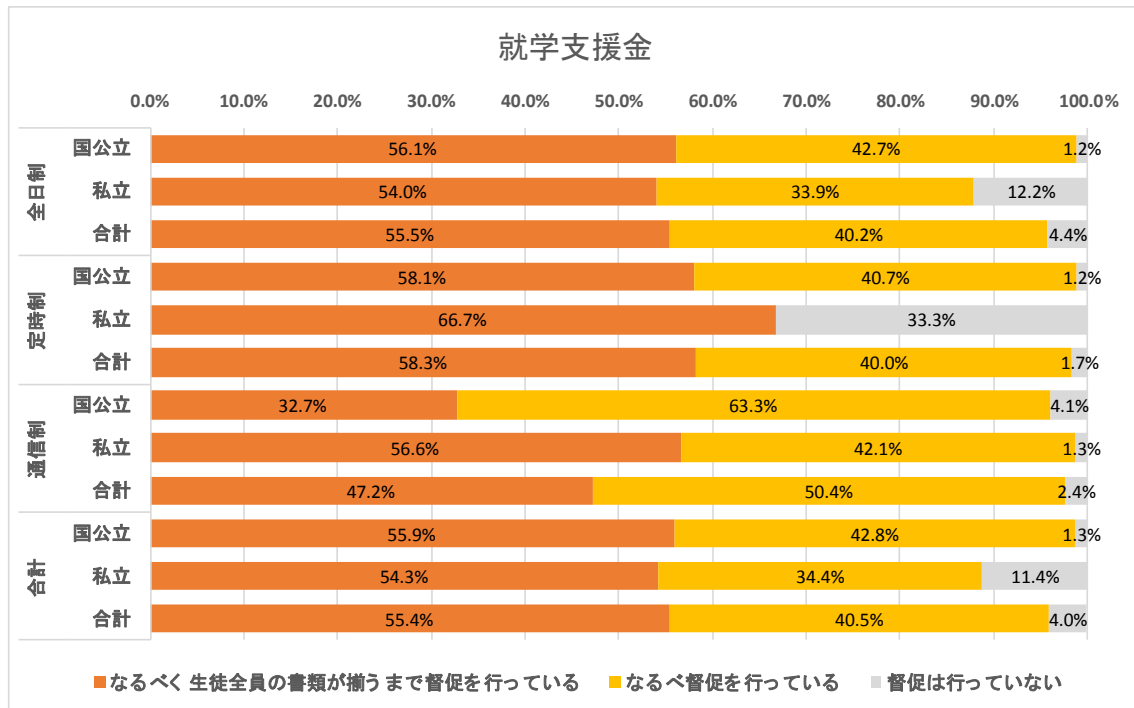


図2. 申請書類（辞退申出書などを含む）を出さなかった生徒への学校による働きかけ（設置課程・設置形態別）

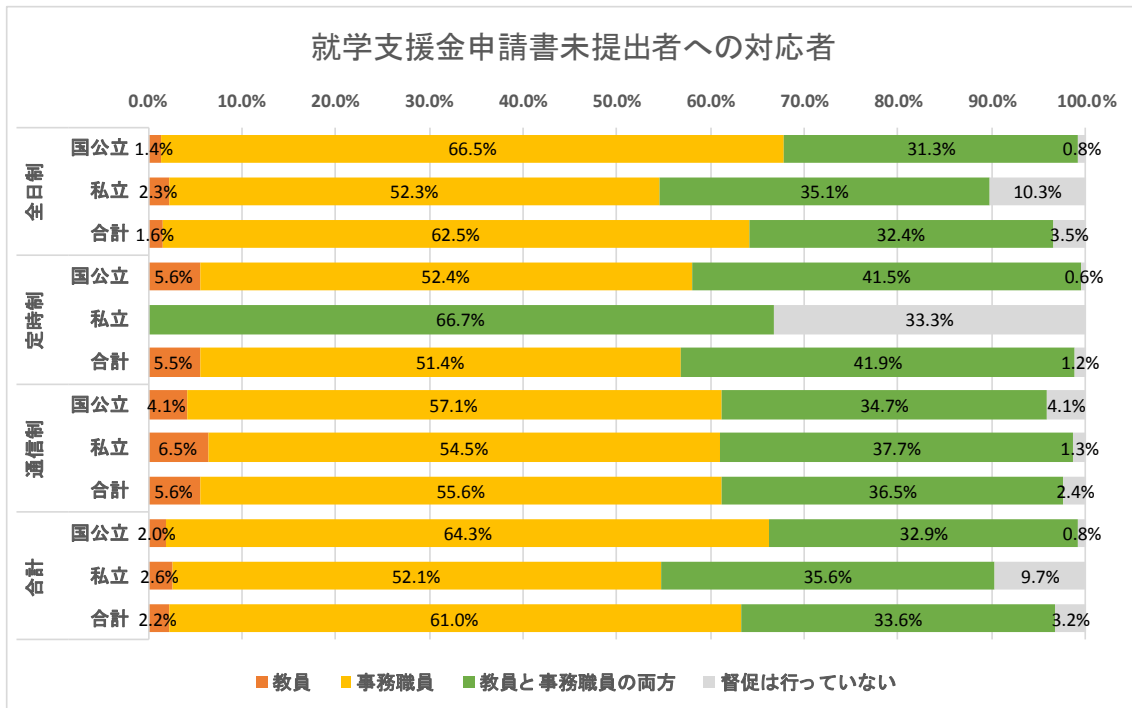


図3. 就学支援金の申請書類（辞退申出書などを含む）を出さなかった生徒に対する働きかけの主体（設置課程・設置形態別）

2. 奨学給付金

図4は、奨学給付金の申請書類の督促の状況を示したものである。「全員が提出するまで督促」(52.9%)、「督促を行っている」(35.7%)と回答した学校は合計で9割に近いが、「督促は行っていない」(11.5%)と回答した学校も1割ほどある。これを設置課程・設置形態別にみると、通信制・私立(17.1%)で督促を行っていない割合が最も高い。これは、通信制・私立の有効回答数76校のうち13校にあたるが、このうち9校が広域通信制高校である。奨学給付金制度は保護者等が在住している都道府県にて給付される在住地主義で行われているが、このことに関して督促を行っていない広域通信制高校からは、「都道府県で締切や在学証明に記入する内容や書類の提出の仕方も違うので、保護者からの問い合わせ対応が難しい。」「各都道府県それぞれ様式や内容が違うため、書類送付も時間がかかり、問い合わせへの対応も非常に困難である。できることならば、様式や内容を全国統一してほしい。」「都道府県ごとに申請手続き書類や日程が異なっている。窓口は別々でも構わないが、手続き書類や方法・日程はできるだけ共通にしてほしい。」といった意見が寄せられている。

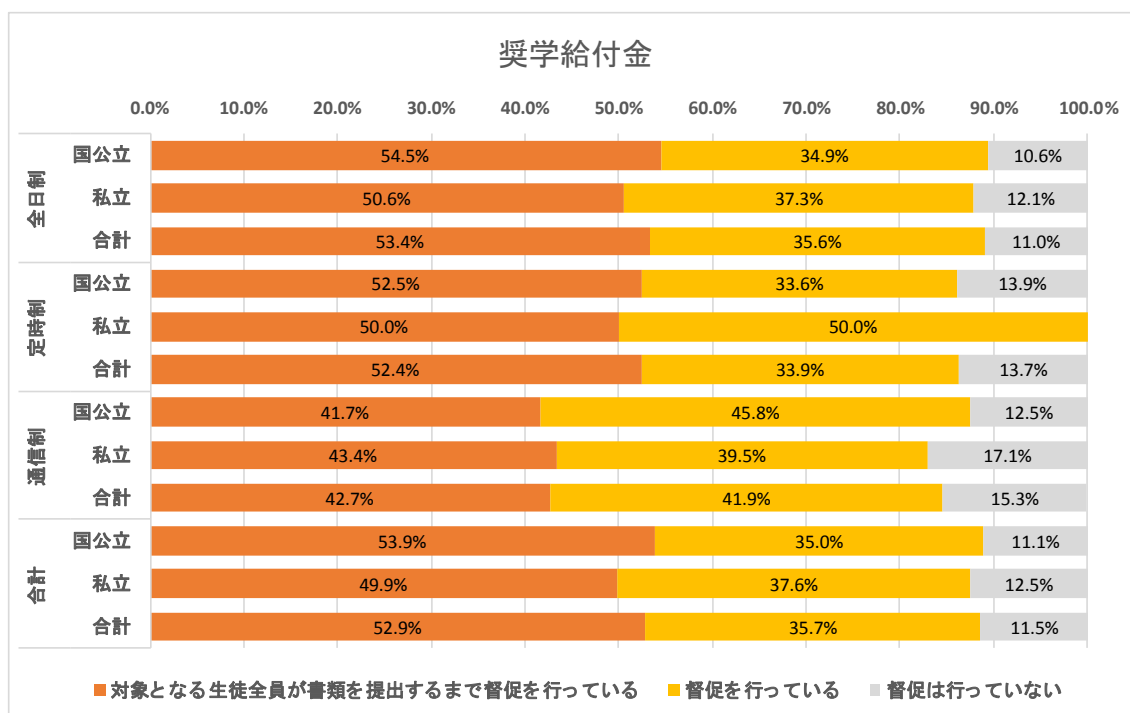


図 4. 申請書類（辞退申出書などを含む）を出さなかった生徒への学校による働きかけ（設置課程・設置形態別）

5. 就学支援金・奨学給付金の効果

1. 就学支援金の効果

図 5 は、就学支援金の効果について尋ねた 9 つの設問の回答である。「効果があった」「少しは効果があった」「あまり効果はなかった」「効果はなかった」「わからない」の 5 つの選択肢から当てはまるものを一つ回答してもらったところ、「効果があった」「少しは効果があった」の肯定的意見の割合の合計が高かった上位 5 つは「生徒の家計の負担軽減」(88.6%)、「経済的理由による高校中退・長期欠席の予防・減少」(43.3%)、「低所得世帯の生徒の学校選択の幅の充実」(40.6%)、「高校卒業後の大学・短大・専門学校等進学希望者の増加」(16.0%)、「志願者の増加」(14.9%)であった。

図 6 はこの 5 つをさらに設置形態別にみたものである。まず、「生徒の家計の負担軽減」については、すべての教育課程で私立の方が肯定的意見の割合は高くなっており、すべて 9 割を超えている。なお、就学支援金の支給限度額は全日制の公立・私立は月額 9,900 円、定時制の公立は月額 2,700 円、定時制の私立は月額 9,900 円、通信制の公立は月額 520 円、通信制の私立は月額 9,900 円である。私立については市町村民税所得割額が一定基準以下の場合には 1.5 倍から 2.5 倍の加算がある。そのため「生徒の家計の負担軽減」は、私立からの高い評価が得られていると考えられる。

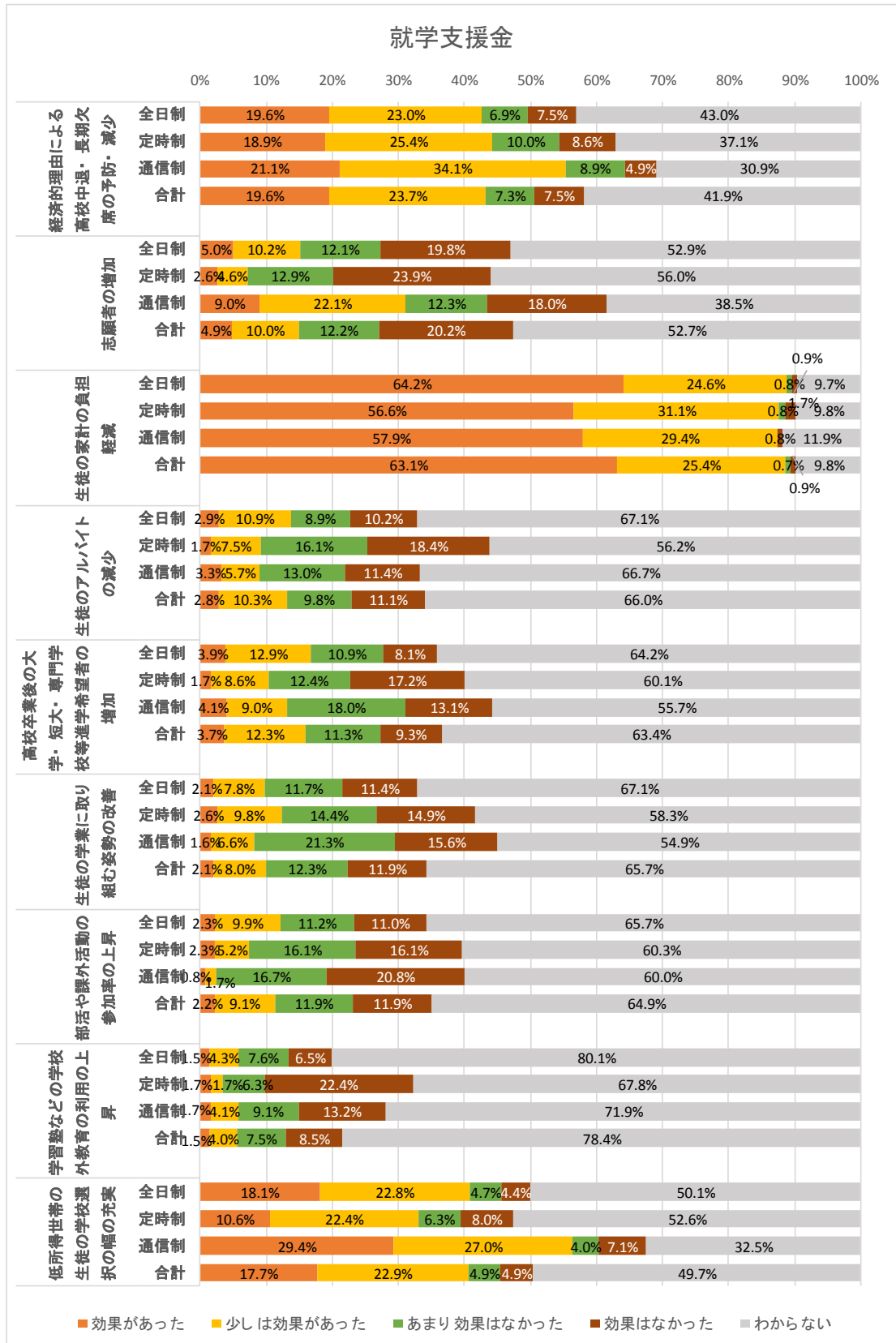


図5. 就学支援金の効果（設置課程別）

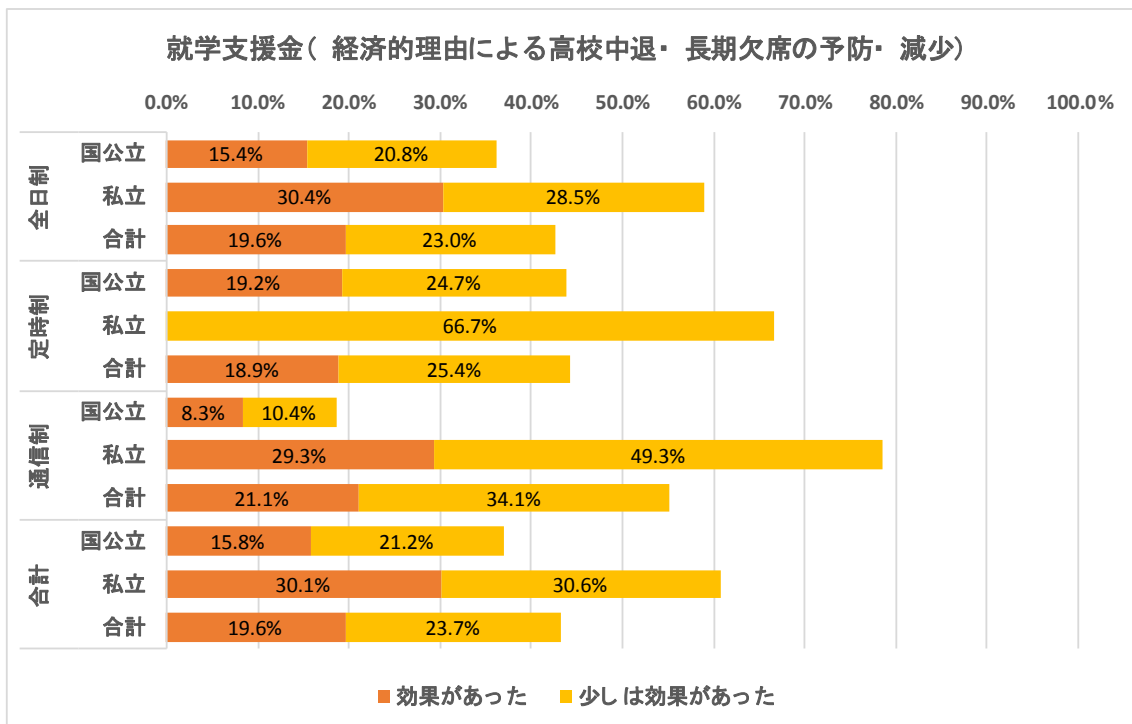
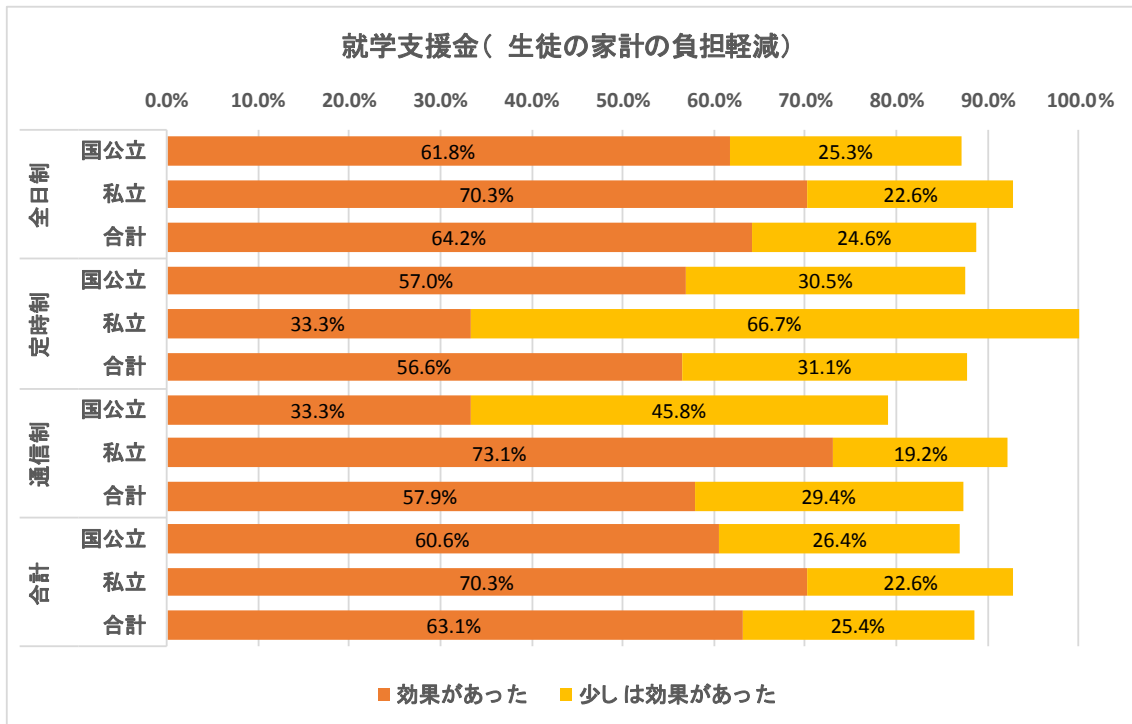


図6. 就学支援金の効果（設置課程・設置形態別）上位5つ

図注)「効果があった」「少しは効果があった」のみを掲載

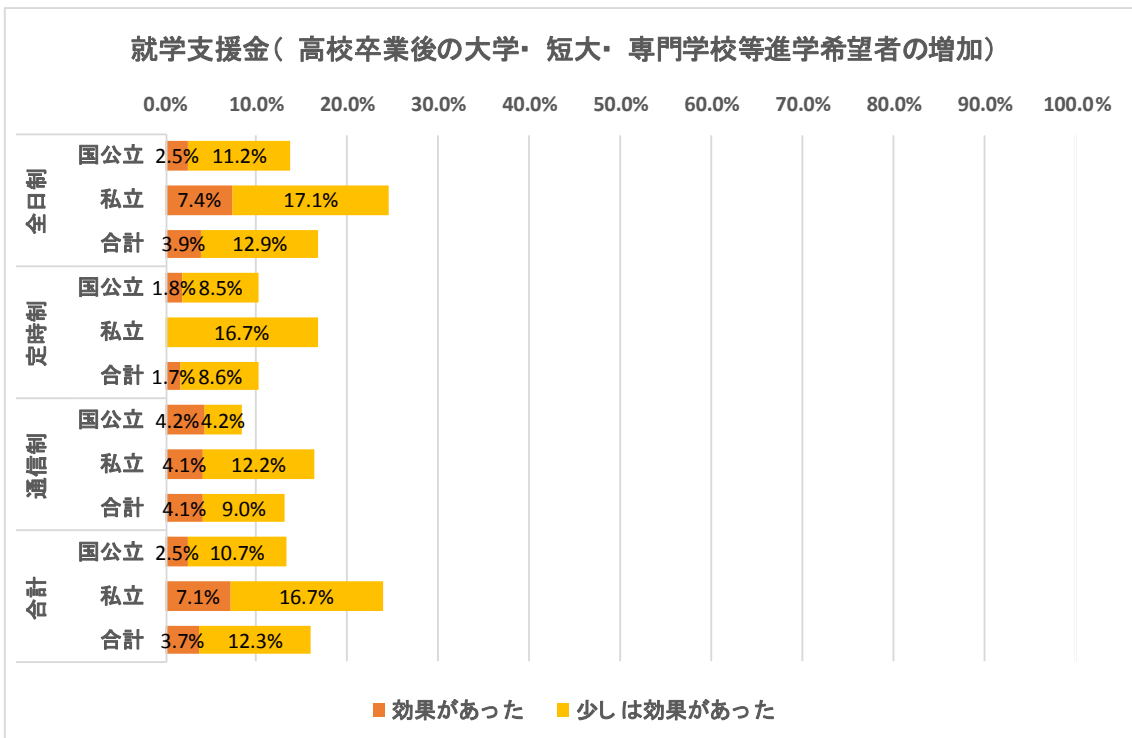
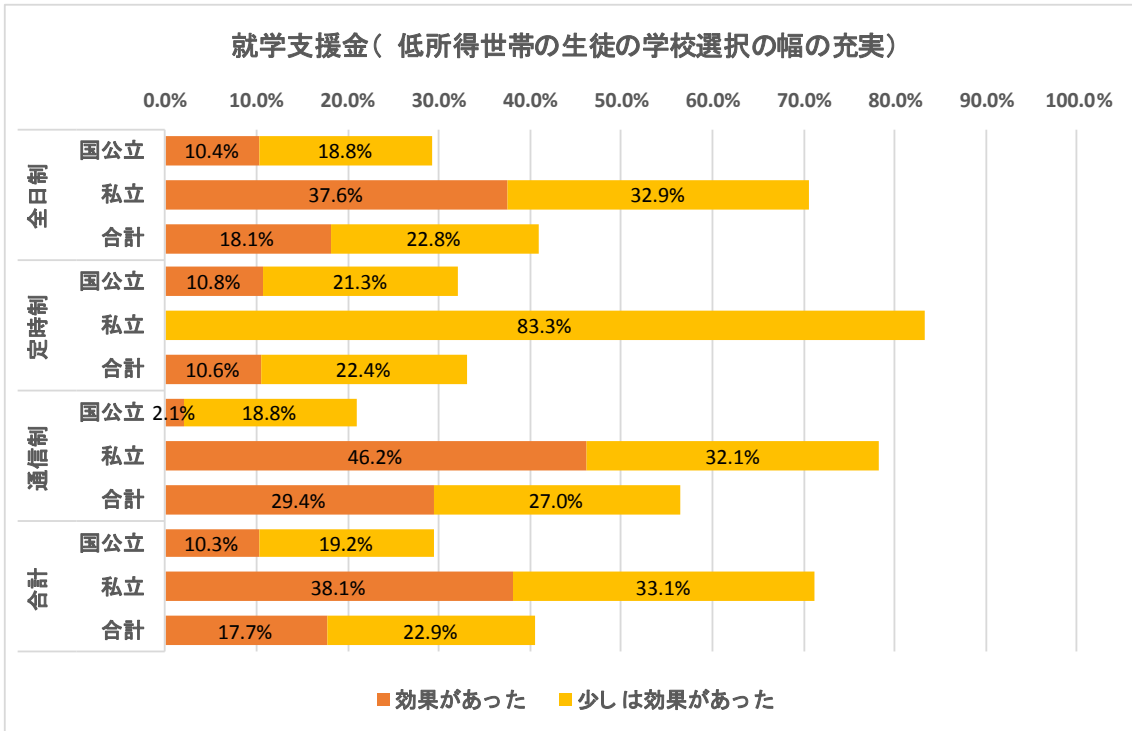


図6. 就学支援金の効果（設置課程・設置形態別）上位5つ（続き）

図注）「効果があった」「少しは効果があった」のみを掲載

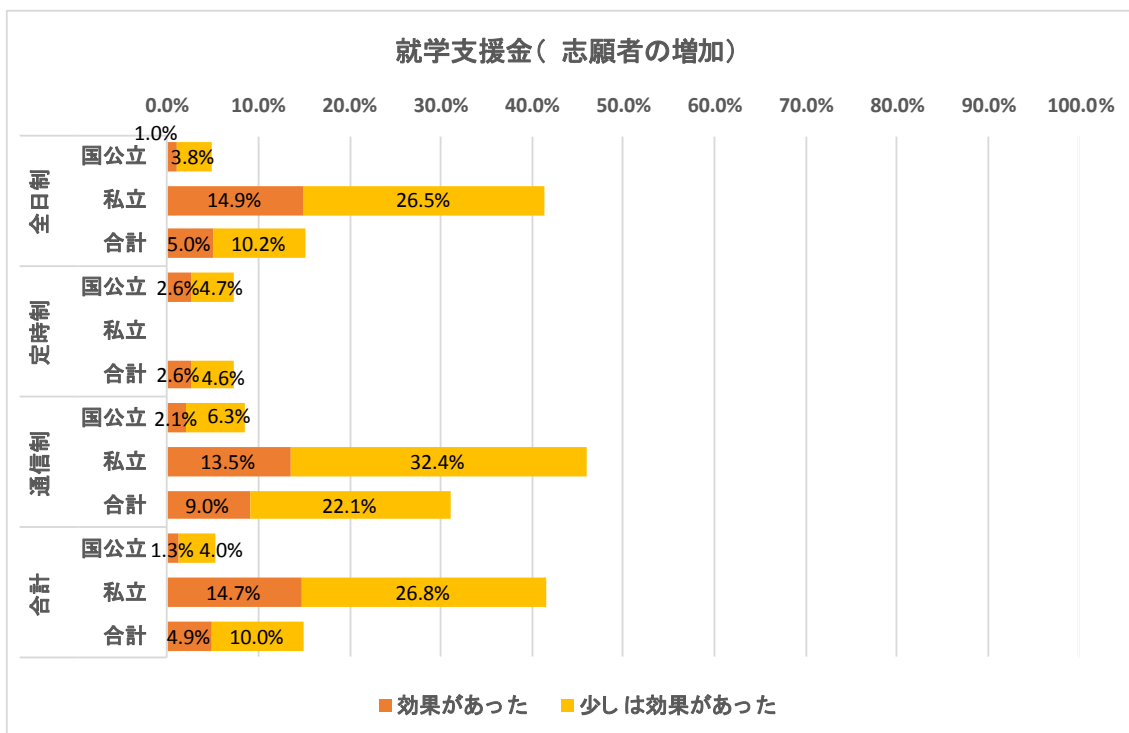


図6. 就学支援金の効果（設置課程・設置形態別）上位5つ（続き）

図注）「効果があった」「少しは効果があった」のみを掲載

また、「経済的理由による高校中退・長期欠席の予防・減少」についても、国公立と私立の間で肯定的意見に大きな差がみられる。特に、通信制では国公立（実際は公立のみ）の肯定的意見が約2割であるのに対して、私立は約8割であり、大きな開きがある。この傾向は全日制、定時制についても同様である。就学支援金の中退・長期欠席の予防・減少への効果は、すべての設置課程において私立で高く評価されている。

さらに、「低所得世帯の生徒の学校選択の幅の充実」については、国公立と私立の肯定的意見の差はさらに広がっている。「効果があった」に絞ってみると、全日制は国公立の10.4%に対して私立は37.6%、また通信制は国公立の2.1%に対して私立は46.2%となっている。就学支援金は低所得世帯の生徒の学校選択の幅を広げる点で、私立高校のすべての課程において高い評価がなされている。

一方、「高校卒業後の大学・短大・専門学校等進学希望者の増加」については全日制の方が定時制や通信制よりも肯定的意見がやや高く、各課程では国公立よりも私立の方が割合はやや高い。しかし、他の設問ほど国公立と私立の差はないのが特徴である。

最後に、「貴校の志願者の増加」については、全日制と通信制において国公立と私立の差が明確である。両者とも私立が4割を超える一方、国公立は1割未満にとどまっている。なお、定時制の私立（有効回答数6校）については肯定的意見がなかった。

2. 奨学給付金の効果

図7は、奨学給付金の効果について尋ねた11の設問の回答である。

奨学給付金は2014(平成26)年度より開始された制度であり、都道府県が行う低所得世帯の高校生等への奨学給付金事業に対して国がその経費の3分の1を補助するものである。これは、授業料以外の教育費(教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費)の負担を軽減し、教育の機会均等を図ることが目的とされている。給付の対象者は生活保護世帯および市町村民税所得割額が非課税世帯の生徒である。給付額は、生活保護受給世帯の高校生等の場合、全日制・定時制・通信制に関係なく国公立は年額32,300円、私立は年額52,600円である。また、非課税世帯の場合は全日制・定時制で国公立では年額75,800円、私立は84,000円(第2子以降はそれぞれ129,700円、138,000円)、通信制では国公立で年額36,500円、私立で年額38,100円が給付される。

奨学給付金制度について、「効果があった」「少しは効果があった」「あまり効果はなかった」「効果はなかった」「わからない」の5つの選択肢から当てはまるものを一つ回答してもらったところ、「効果があった」「少しは効果があった」の肯定的意見の割合の合計が高かった上位5つは「家計の負担軽減」(88.1%)、「学校への納付金の未納や延滞が減少した」(63.2%)、「経済的理由による高校中退・長期欠席の予防・減少」(37.2%)、「修学旅行や学校行事への参加率の上昇」(29.2%)、「低所得世帯の生徒の学校選択の幅の充実」(29.0%)であった。

図8はこの5つをさらに設置形態別にみたものである。まず、「家計の負担軽減」については肯定的意見が9割近いが、特に定時制の国公立(実際はすべて公立)で9割を超えている。

また、「学校への納付金の未納や延滞が減少した」については肯定的意見が6割を超えているが、課程別では全日制・定時制は国公立が私立よりも高く、定時制は私立の方が高い、という傾向がみられる。

一方、「経済的理由による高校中退・長期欠席の予防・減少」については、肯定的意見の割合は全日制・定時制・通信制ともに私立の方が高い。この傾向は「低所得世帯の生徒の学校選択の幅の充実」についても同様であり、肯定的意見の割合は、全ての課程で私立の方が高くなっている。

一方、「修学旅行や学校行事への参加率の上昇」については通信制の肯定的意見がやや少ない。ただし、全体的にみて他の設問ほどには国公立と私立の差は大きくない。

奨学給付金

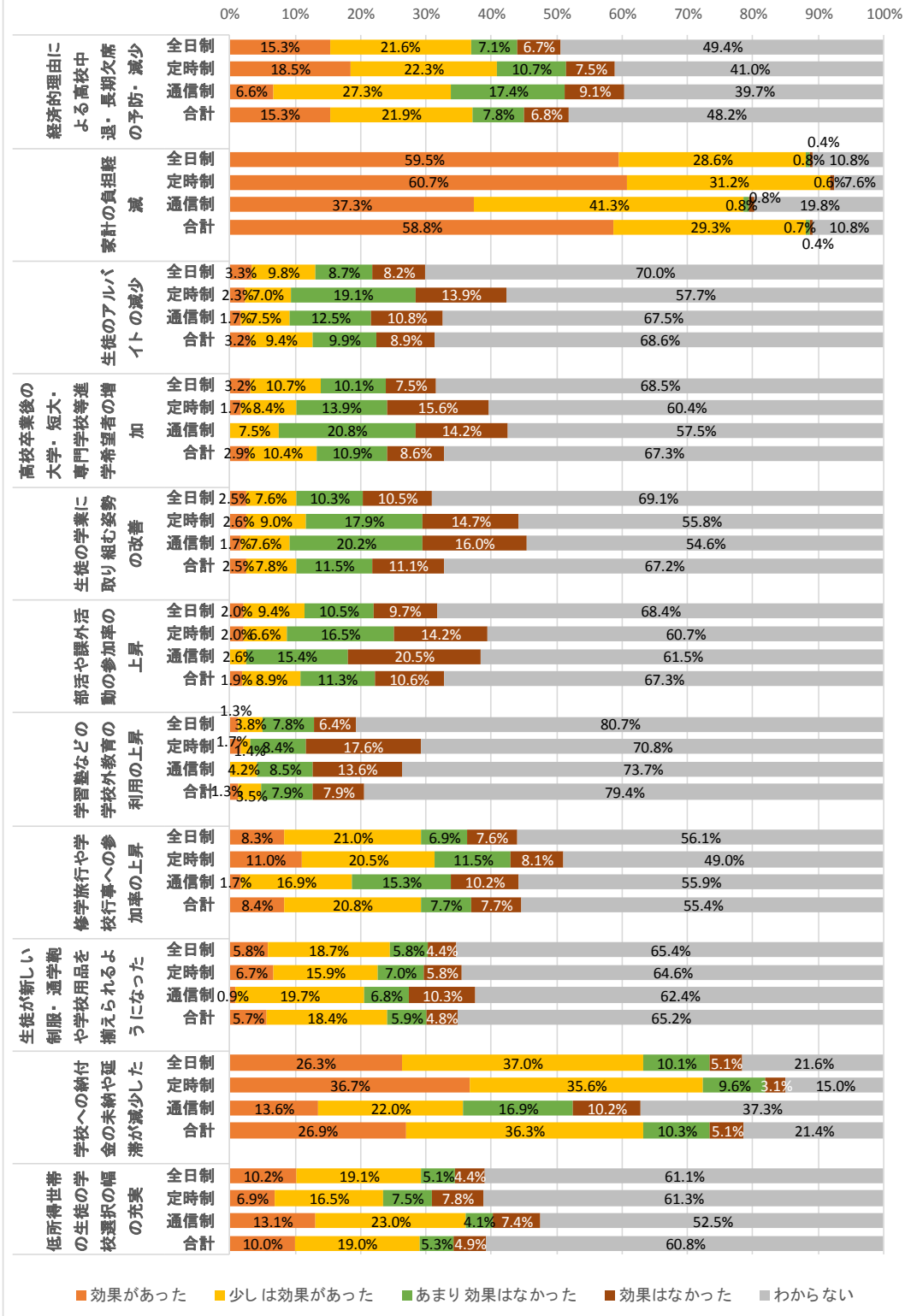


図 7. 奨学給付金の効果（設置課程別）

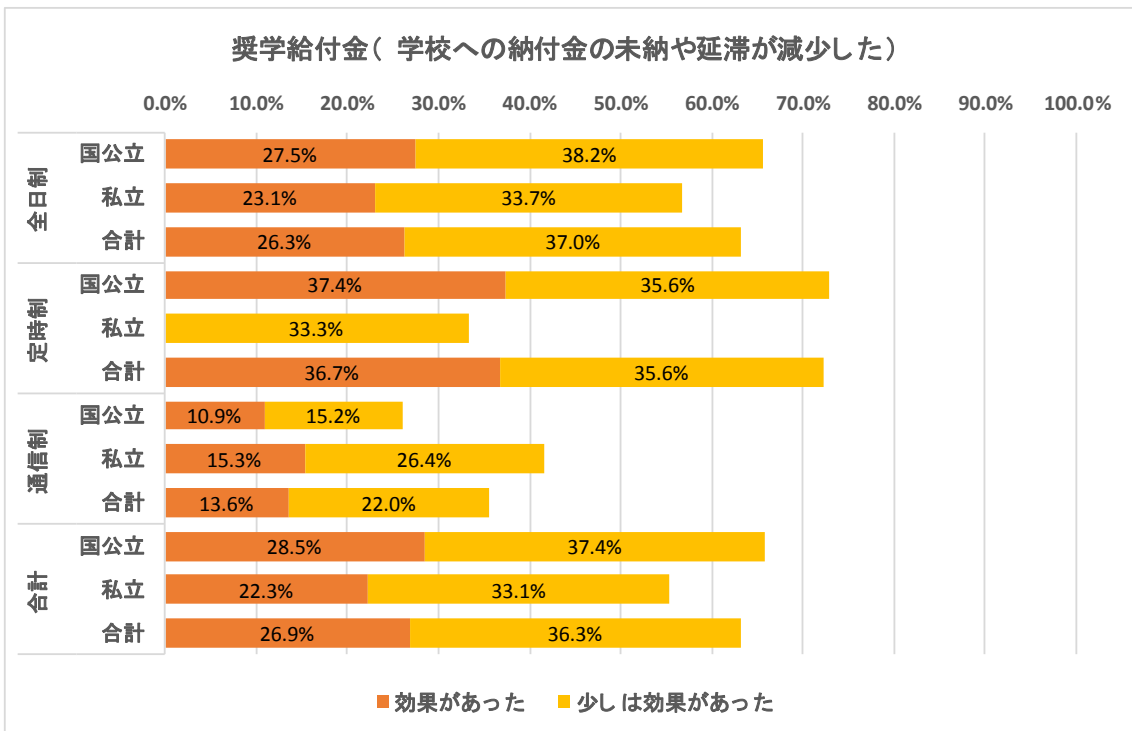
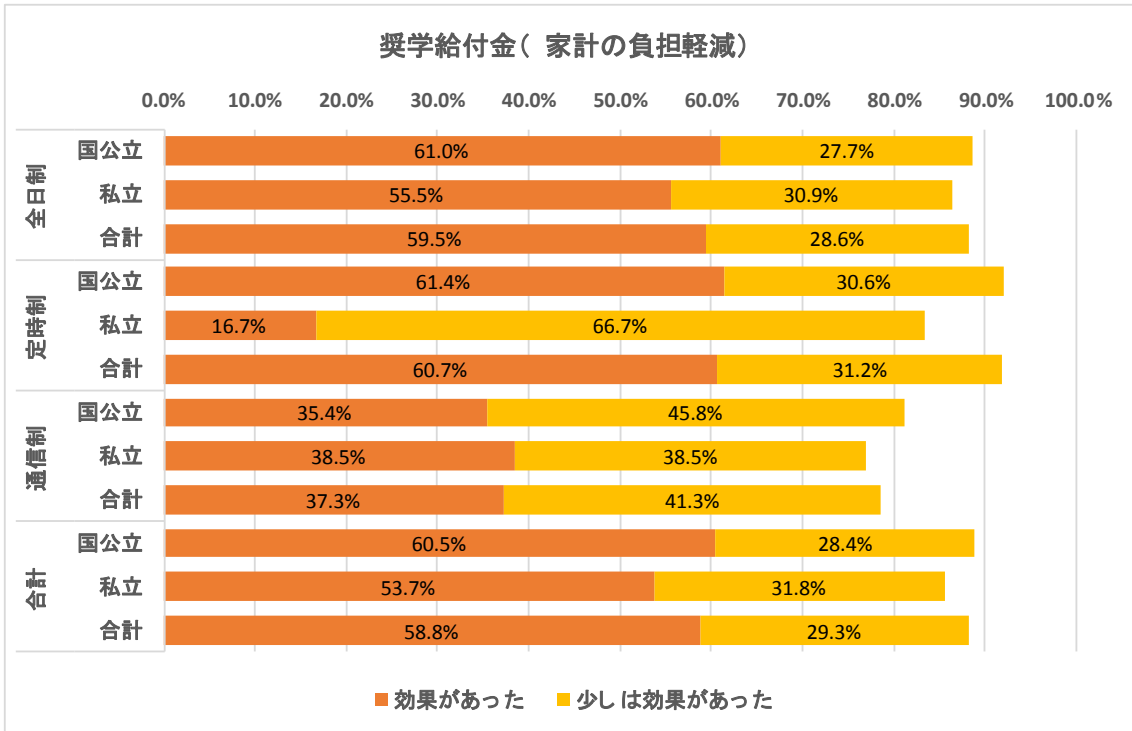


図 8. 奨学給付金の効果（設置課程・設置形態別）上位 5 つ

図注) 「効果があった」「少しは効果があった」のみを掲載

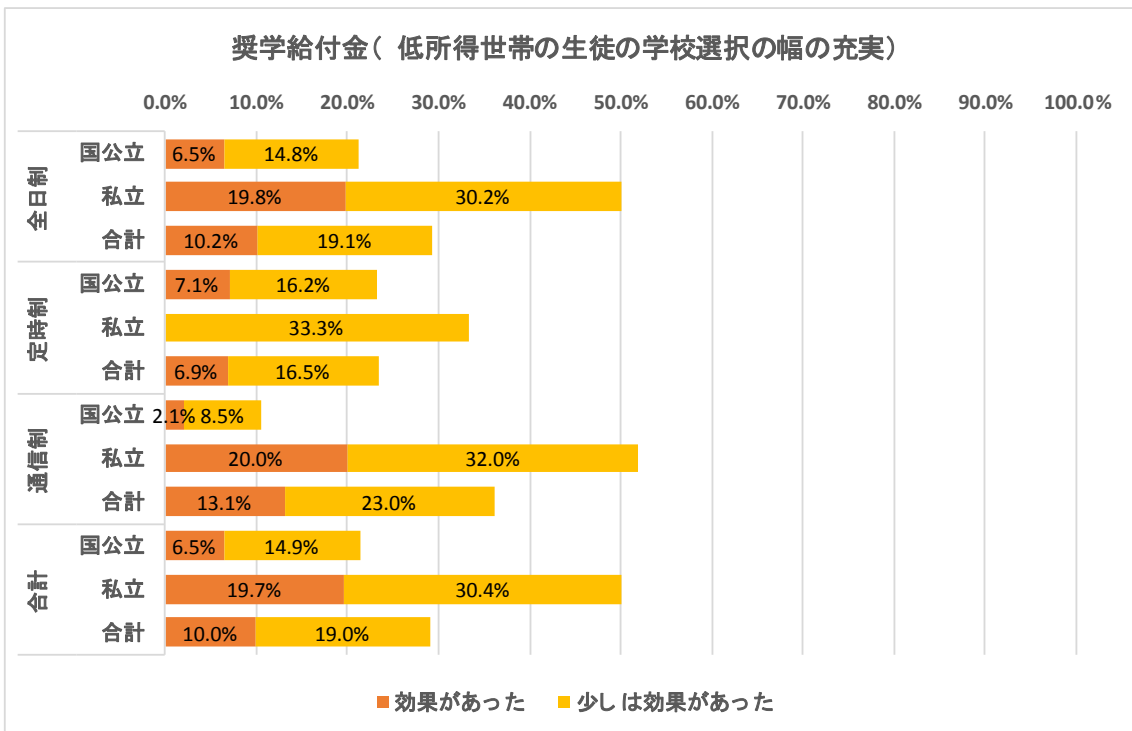
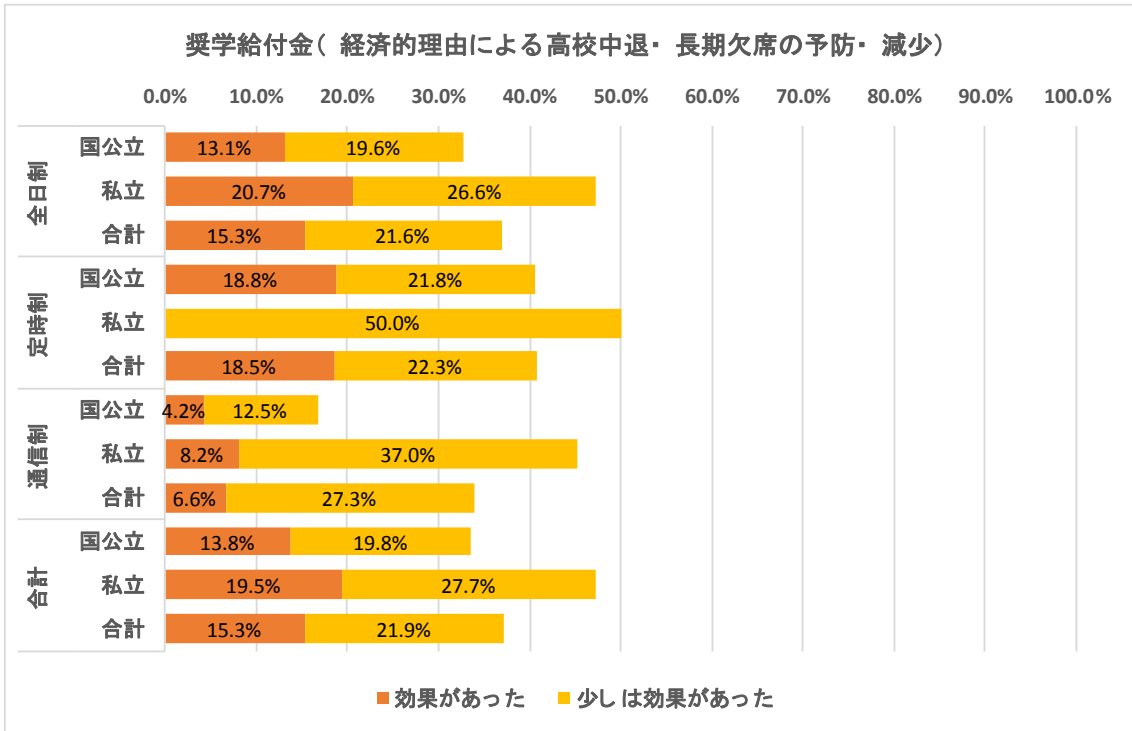


図8. 奨学給付金の効果（設置課程・設置形態別）上位5つ（続き）

図注）「効果があった」「少しは効果があった」のみを掲載

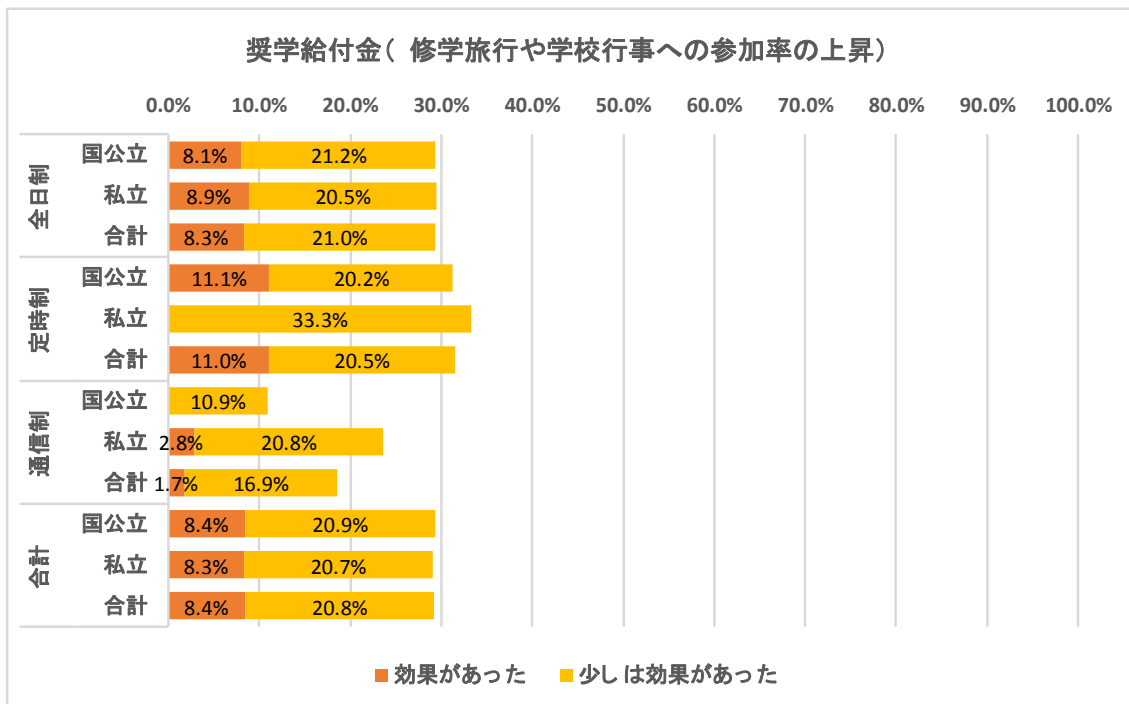


図 8. 奨学給付金の効果（設置課程・設置形態別）上位 5 つ（続き）

図注）「効果があった」「少しは効果があった」のみを掲載

なお、図 9 は「奨学給付金の学校での代理受給の状況」の状況を示したものである。代理受給とは、高等学校等での教育活動に必要な経費に未納がある場合、高校が当該生徒の奨学給付金を代理で受給して未納の経費の支払いに充てることのできる制度である。「納付金の滞納の有無にかかわらず行っている」（11.0%）、「納付金の滞納がある場合に限り行っている」（27.4%）を合わせると 4 割近い学校が代理受給を行っている。課程別では定時制の割合が高く、46%の学校が代理受給を実施している。そのため、上記のように未納や延滞の減少への効果について肯定的意見が多かったものと推察される。

6. 就学支援金・奨学給付金への意見

1. 就学支援金への意見

図 10 は就学支援金制度に対する意見を尋ねた結果を示している。「そう思う」「ややそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」4 つの選択肢から当てはまるものを一つ回答してもらった。

まず、「保護者にとって制度がわかりにくい」については、「そう思う」（41.2%）、「ややそう思う」（28.8%）と回答した高校は全体の 7 割であった。特に定時制では「そう思う」（49.3%）の割合が高い。また、「保護者にとって必要な情報が届いていない」については、「そう思う」（11.6%）、「ややそう思う」（29.4%）の合計は約 4 割であった。

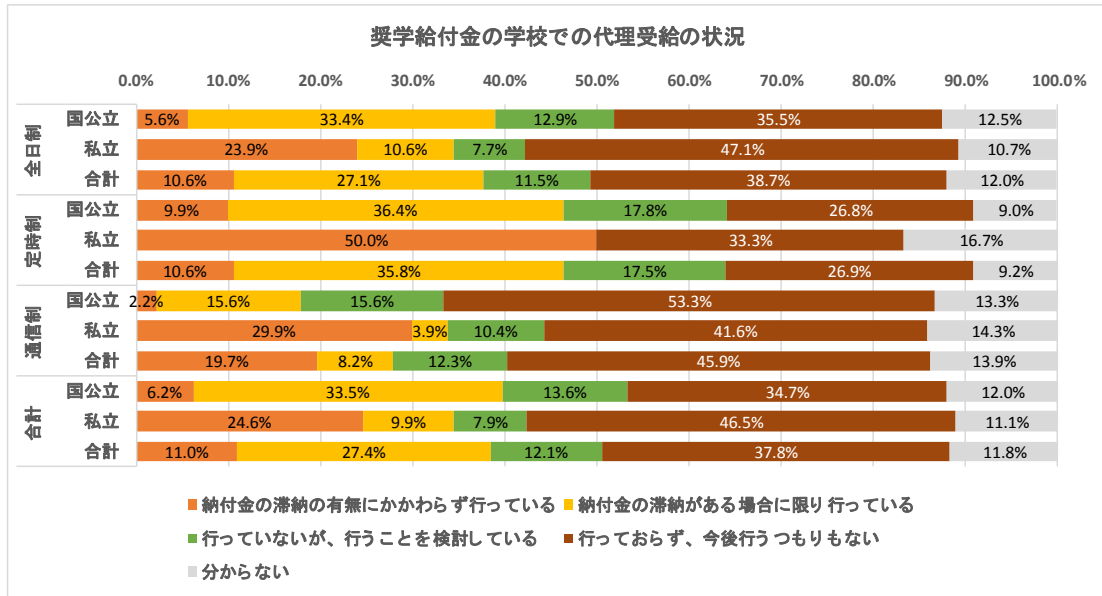


図 9. 奨学給付金の学校での代理受給の状況（設置課程・設置形態別）

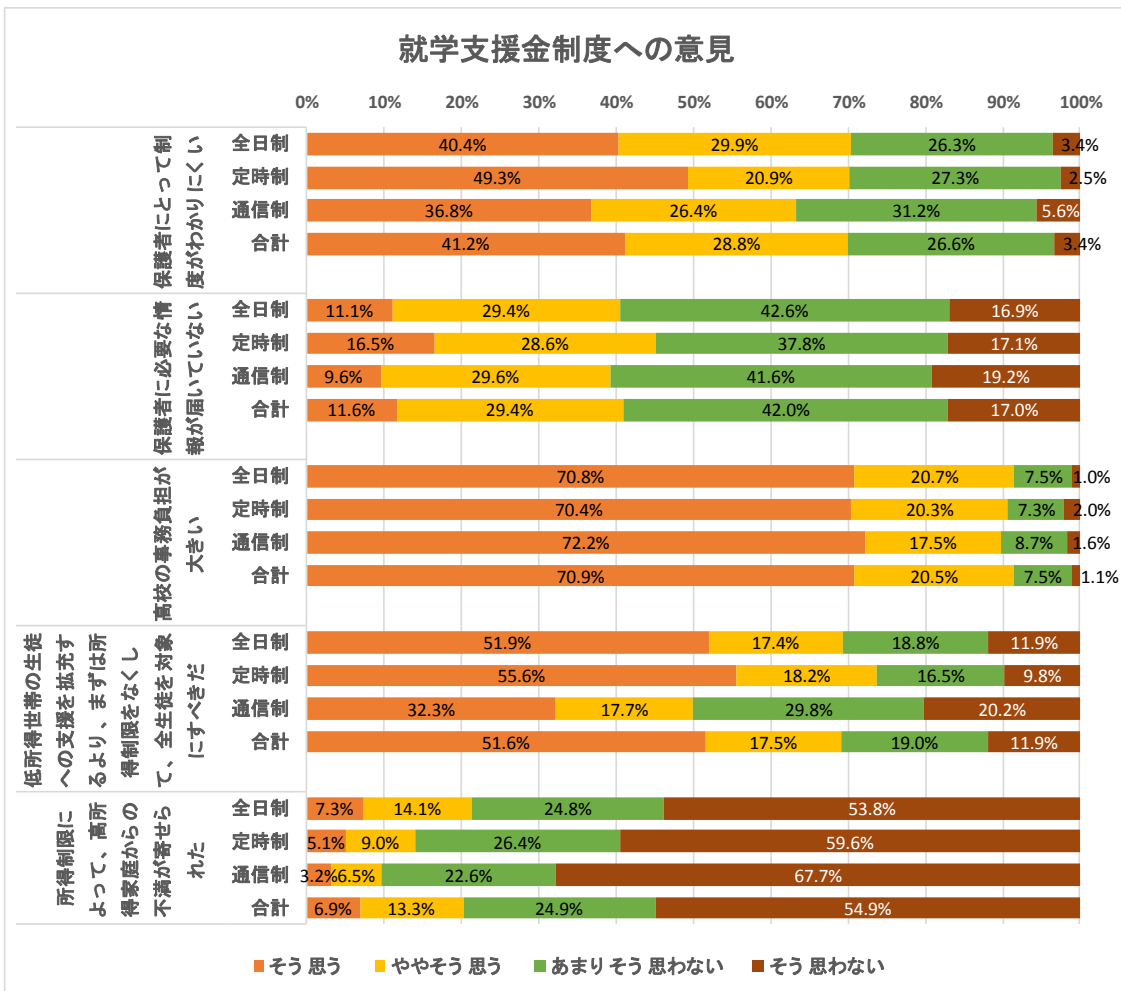


図 10. 就学支援金への意見

なお、「保護者にとって制度がわかりにくい」の設問について「そう思う」「ややそう思う」と回答した学校に対して分かりにくい部分やどのような資料があれば改善できると思うかを自由記述で尋ねたところ、多くの意見が寄せられた。以下はその一例である。

<制度の名称について>

- ・ 「就学支援金、奨学給付金、給付型奨学金、似たような名前でもわかりにくい。」（全日制・定時制・公立）
- ・ 「就学支援金、奨学給付金、各種奨学金等を混同する保護者が多く、説明に手間がかかる。」（全日制・私立）
- ・ 「制度の名称が似通っているうえ、日本学生支援機構の奨学金申請時期と重複するため、書類申請を何度も提出させられていると勘違いする保護者が多い。」（全日制・公立）

<市町村民税所得割額について>

- ・ 「基準である「市町村民税所得割額」に馴染みがなく、生活保護世帯、シングルマザーでないと受給出来ないと思込んでいる人が多い。」（定時制・公立）
- ・ 「「市町村民税の所得割額」という言葉自体に馴染みがなく、「市町村民税の所得割額が確認できる書類」の様式が各市町村等によって異なるため、保護者にとって分かりにくく、高等学校では各市町村の様式を目にすることができないので、保護者からの問い合わせに回答しにくい。例えば、中学3年次の6月に高校に進学希望の生徒の保護者に対して実際に受け取った「特別徴収税額の決定・変更通知書」や「納税通知書」をもってどの部分を見れば良いか説明し、高校入学時に提出する必要があるので紛失しないように徹底することができれば改善できると考える。」（全日制・私立）

<申請について>

- ・ 「就学支援金の適用期間を、4月～翌3月の年度区切りではなく、毎年課税証明書の発行時期に合わせて7月～翌6月としていることで、他の授業料軽減制度と適用期間が合わず、結果、事務処理が複雑となり、保護者に対する説明に時間を取られる事態となっている。また、加算の区分が多いため、年度途中の保護者変更などにより何度も就学支援金額が変わることがあり、返金処理や授業料軽減制度における事務処理が複雑になっている。追加の資料などは不要。むしろいかに少ない資料や提出書類で確実に申請をさせられるかを考えた方が、改善できるのではないか。」（全日制・私立）

また、「高校の事務負担が大きい」については、「そう思う」（70.9%）、「ややそう思う」（20.5%）と回答した高校は全体の9割以上を占めている。課程間の差はほとんどない。こ

れについて、どのような事務が負担かを尋ねたところ、多くの意見が寄せられた。以下はその一例である。

<高校の事務負担について>

- ・ 「生徒・保護者に対する事務連絡及び書類の回収業務がかなりの負担である。就学支援金も基本は「申請主義」であるため、なんら回答をしない保護者に対してはあえて働きかけをする必要はないのかもしれないが、制度の趣旨から判断すると、すべての生徒・保護者に対して思いやりのある適切な対応をすべきであると考え。しかしながら、就学支援金の支給がどれほどありがたいものであるか、どれほどの教育費負担の軽減になっているかを理解していない生徒・保護者が多く存在するのも事実で、そのような「行政や学校からやらされている感」の強い家庭から、面談や電話等を駆使して必要書類を回収することは大変な作業である。」(全日制・私立)
- ・ 「保護者の教育費の負担軽減は、意義あることだと思うが、支援金、給付金、各都道府県の軽減補助金等複数の制度が出てくると、トータルでの作業量が相当なものになる。学校規模(申請者数や担当職員数)により体感的な負担感は違ってくると思うが、本校の場合、1名で全て処理を行っており、各府県の軽減補助金のみだったころと比べると、作業量自体がかなり負担になっている。作業内容としては、まず、周知をはかるという部分から実際は大変な作業であり、また、申請時も所得の証明に適正なものが出されているか、また、市町村民税金額の確認と金銭にかかわる作業だけに失敗は許されないことからくる心理的負担は相当なものである。」(全日制・私立)
- ・ 「本県では、制度導入当初は学校現場は書類を収集するだけでよい、基本は申請主義であるとの説明があったが、最終的には辞退申出を含めて全員提出を必須としたため、督促に時間を要する。また、申請者も添付書類不備の収集に時間を要する。」(全日制・公立)

なお、就学支援金制度は平成26年度から所得制限を設け、それにより捻出した財源で授業料以外の支援を行う高校生等奨学給付金の創設や、私立高校等に通う生徒への加算の拡充など、低所得世帯を中心とした支援の拡充が行われている。これについて「低所得世帯への支援を拡充するより、まずは所得制限をなくして、全生徒を対象にすべきだ」という意見について「そう思う」(51.6%)、「ややそう思う」(17.5%)と回答した学校は全体で約7割であった。

一方、「所得制限によって、高所得家庭からの不満が寄せられた」という意見について「そう思う」(6.9%)、「ややそう思う」(13.3%)と回答した高校は合計で約2割であった。

これらの回答から、所得制限をなくすことに賛同している高校は、全生徒を対象とすることで各種資料の回収・確認作業の事務負担を減らしたいという考えがあることが推察される。

2. 奨学給付金への意見

図 11 は、奨学給付金への意見を尋ねた結果を示している。「そう思う」「ややそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」4つの選択肢から当てはまるものを一つ回答してもらった。

まず、「対象者にとって制度がわかりにくい」については、「そう思う」(32.0%)、「ややそう思う」(28.7%)が全体の約 6 割を占めている。自由記述でどこがわかりにくいかを尋ねたところ、多くの回答が寄せられた。以下はその一例である。

<名称について>

- ・ 「制度の名前が似ているため（他の各種奨学金も含めて）混同する。」（全日制・定時制・通信制・公立）
- ・ 「名称が奨学金に似ているため、返済しなければならないというイメージが付きやすい。」（全日制・定時制・公立）

<手続きについて>

- ・ 「就学支援金のやりとりと時期が被るため、両者を区別できていないことがある。特にこれは、配偶者控除条件により課税証明書等が一枚で済む就学支援金と、配偶者控除条件いかんに関わらず課税証明書等を保護者全員分提出しなければならない奨学給付金のちがいにより、不備による返却が多くなる原因となる。」（全日制・定時制・公立）
- ・ 「保護者は、そもそも学納金が項目別になっていることを理解していないため、「授業料以外の教育費」という表現が伝わらず、保護者は何に対する補助なのか理解していない。自分が対象者かどうか（非課税世帯かどうか）も分かっていない。生業扶助受給者という認識もないため、指定外の生活保護証明書や生活保護受給者証を提出する保護者が多い。制度上の第一子・第二子について理解できず問い合わせがくる。対象者、趣旨、金額についてシンプルかつ端的に表した資料であれば少しは改善すると考える。」（全日制・私立）
- ・ 「本校は転編入生が多く、高校の在学年数が4年を超える生徒も多い。そのため、支給給付対象になるかが分かりづらい。」（通信制・公立）

次に、「対象者に必要な情報が届いていない」については、「そう思う」(10.5%)、「ややそう思う」(23.4%)であり、課程別には大きな違いはみられない。

また、「所得制限を緩やかにして、給付対象者を増やすべきだ」については、「そう思う」(11.9%)、「ややそう思う」(13.1%)が約4分の1を占めている。

「給付額をもっと増やした方がよい」については、「そう思う」(9.1%)、「ややそう思う」(11.4%)と約2割の高校が給付額を増やすべきだと考えている。

「高校の事務負担が大きい」については、「そう思う」(48.7%)、「ややそう思う」(27.0%)であり、約4分の3の高校が負担は大きいと回答している。

最後に、「現在の第一子と第二子以降の支給金額の差を踏まえると、まずは第一子への支給を引き上げるべきだ」については、「そう思う」(21.0%)、「ややそう思う」(25.6%)で5割近くを占めている。半数に近い学校が、第一子への支給金額を引き上げるべきだと考えていることがわかる。

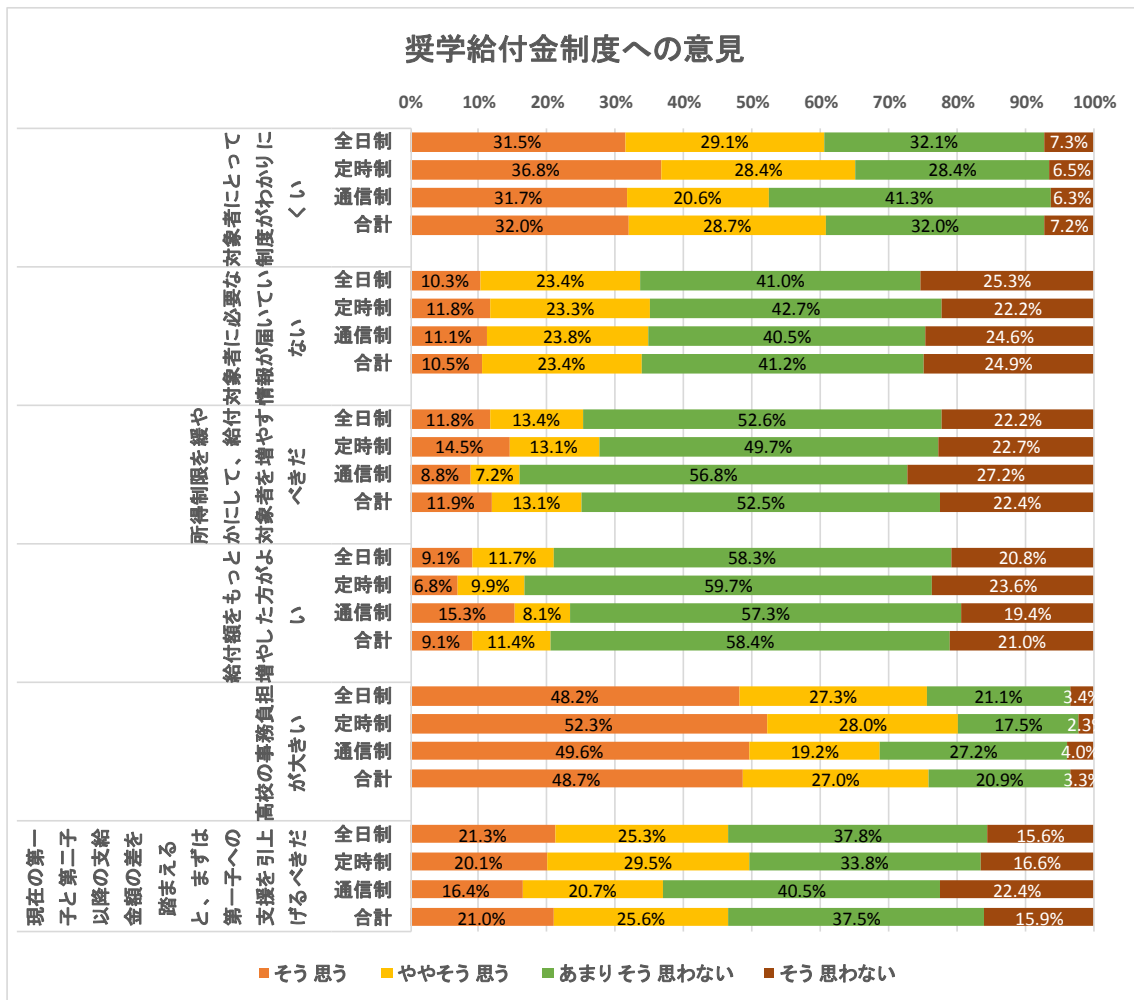


図 11. 奨学給付金への意見

7. まとめ

以上、全国高校アンケート調査について、就学支援金・奨学給付金の周知方法、申請書類を提出しなかった生徒への働きかけ、制度の効果、制度への意見、を設置課程に注目しながら整理を行ってきた。

各高校は、制度の周知に取り組み、申請書類を出していない家庭に対しては督促を行っているが、なかには督促を行っていない・行う余裕のない高校も多々見受けられる。また、

奨学給付金制度については、保護者等が在住している都道府県にて給付される在住地主義がとられているため、実際に学校のある都道府県以外に住む保護者が在住地で手続きをしたかどうかは情報がなく督促が難しい、という側面もある。特に、通信制で督促を行っていない高校の多くは広域通信制高校であり、在学者が様々な都道府県に在住しているため対応が困難であるとの意見が寄せられている。都道府県ごとに異なる様式を統一してほしいという要望もあり、今後の課題として指摘できよう。

また、就学支援金の効果については「効果があった」「少しは効果があった」の肯定的意見の上位5つの項目は「生徒の家計の負担軽減」(88.6%)、「経済的理由による高校中退・長期欠席の予防・減少」(43.3%)、「低所得世帯の生徒の学校選択の幅の充実」(40.6%)、「高校卒業後の大学・短大・専門学校等進学希望者の増加」(16.0%)、「志願者の増加」(14.9%)であった。これを設置課程・設置形態別にみると、全体的にみてどの設置課程においても国公立より私立の方が肯定的意見が多い、という特徴がみられた。

一方、奨学給付金の効果について「効果があった」「少しは効果があった」の肯定的意見の上位5つの項目は「家計の負担軽減」(88.1%)、「学校への納付金の未納や延滞が減少した」(63.2%)、「経済的理由による高校中退・長期欠席の予防・減少」(37.2%)、「修学旅行や学校行事への参加率の上昇」(29.2%)、「低所得世帯の生徒の学校選択の幅の充実」(29.0%)であった。これらを設置課程・形態別にみたところ、就学支援金と同様に全体的にみて国公立よりも私立の割合が高い傾向にあった。

最後に、就学支援金・奨学給付金への意見としては「保護者にとって制度がわかりにくい」について「そう思う」「ややそう思う」と回答したのは就学支援金で約7割、奨学給付金で約6割であった。これらの学校からは多くの意見が寄せられており、例えば、就学支援金、奨学給付金、給付型奨学金、似たような名前でも名称がわかりにくいこと、名称が似ているため同じ書類を何度も提出させられているという誤解が生じていること、市町村民税所得割額とは何かを知らない保護者が多いこと、「申請主義」とは言え制度の趣旨から判断すると丁寧で適切な対応が求められるが事務作業量が多くなり処理をしきれないこと、など、現場での苦勞の声が寄せられている。

本アンケート調査からは、就学支援金制度および奨学給付金制度が生徒の家計の負担軽減や学校納付金の未納・延滞の減少、経済的理由による高校中退・長期欠席の予防、低所得世帯の生徒の学校選択の幅の充実等に成果をあげていると高校側から評価されていることが明らかとなった。今後は、高校側の事務負担を減少させ、制度の持続可能性を確保するために、できるだけ手続きの簡素化を図る方向で検討を行っていくことが求められていると言えよう。

<注>

¹ 広域通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議，2017，「高等学校通信教育の質の確保・向上方策について（審議のまとめ）」文部科学省初等中等教育局，6頁。

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/125/houkoku/1388793.htm 2018年2月14日最終アクセス)

² 文部科学省「学校基本調査－平成29年度結果の概要」各種公表データより。

(http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k_detail/1388914.htm 2018年2月14日最終アクセス)

第4章 全国高校アンケート調査からみた全日制高校の 在学生・就学支援金・奨学給付金制度の現状

白川優治

1. はじめに

本章では、全国高校アンケート調査の結果について、数値を記入してもらう回答形式により回答を得た設問の結果を整理する。今回実施した全国高校アンケート調査では、就学支援金や奨学給付金の効果等について各高校に選択式設問で尋ねるとともに（その結果は、第1・2・3章で提示）、各高校の在学生の状況や就学支援金や奨学給付金の受給生徒数等を記入回答で尋ねる設問も設けた。在学生の状況として尋ねた内容は、具体的には、在校生徒数、経済的な困難を有する在校生の状況（生活保護世帯の在学生数や児童養護施設の在学生数など）、中退者数などである。これらの在学生の状況について、平成29（2017）年もしくは平成28（2016）年と平成25（2013）年の2時点の状況を探ることで、旧制度から就学支援金・奨学給付金制度への変更後の変化を確認することを意図した。また、就学支援金・奨学給付金制度については、各校の受給生徒数を尋ねることを全体の傾向として受給状況を確認するとともに、学校ごとの相違や特徴を確認することを意図した。

本章では、これらの記入回答を整理するにあたって、全日制の高校と中等教育学校を取り上げ、国公立と私立の設置形態ごとにその結果を整理する。

2. データについて

分析対象である高校調査の実施方法と回答状況については、第1章にすでに示されている。ここでは、本章が整理の対象とする高等学校・中等教育学校の全日制課程のデータについて、分析対象データの特徴を確認しておきたい。文部科学省の『平成29年度学校基本調査』によれば、平成29（2017）年度の全日制の高等学校・中等学校数と在籍生徒数は表1の通りである。

表1. 平成29年度 全日制 高等学校・中等教育学校数・生徒数

	学校数				生徒数			
	国立	公立	私立	合計	国立	公立	私立	合計
高等学校	15	2955	1293	4263	8548	2137906	1044080	3190534
中等教育学校	4	31	18	53	1612	10877	3640	16129

出典) 文部科学省『平成29年度 学校基本調査』

表1から、学校数では、高校数は4,263校、中等教育学校数（後期課程）は53校、生徒数では高校在学学生は3,190,534人、中等教育学校数（後期課程）在学学生は、16,129人である。設置形態別にみると国立の量的規模、学校種別にみると中等教育学校の量的規模が、それぞれ小規模となっている。

このような全体状況を背景に、本章では、設置形態や学校種別の状況を詳細に確認するよりも、全体の傾向を確認することに主眼をおき、設置形態については国立と公立をあわせて「国公立」の区分として、国公立と私立の区分を用いるとともに、高等学校と中等教育学校は区分せずにあわせて整理することとする。本章の分析対象とする高等学校・中等教育学校の全日課程について、今回の高校調査の有効回答の集計結果を示したものが表2である。表2では、本調査の有効回答とともに、表1の数値をもとに算出した「学校基本調査での数値」を記載している。ここから、今回の高校調査の有効回答は、国公立は、学校数では全体の7割である一方で、生徒数では6割となっており、学校数と生徒数で捕捉状況に差がみられる（この背景は、相対的に小規模の学校からの回答が多かったことが考えられる）。他方、私立については、学校数・生徒数ともに6割程度となっている。以下では、これらの補足状況に留意しつつ、本調査の結果を確認していく。

表2. 本調査の有効回答と学校基本調査における分析対象の対比（平成29年度）

	国公立		私立	
	学校数	生徒数	学校数	生徒数
本調査の有効回答 (A)	2116	1296674	814	662094
学校基本調査での数値 (B)	3005	2158943	1311	1047720
(A) / (B)	0.704	0.601	0.621	0.632

3. 在校生の状況

まず、調査結果から、全日制の高等学校・中等学校の在学学生の中での、経済的な困難を有する在校生の状況を確認する。今回の調査では、生活保護世帯の在学学生数、児童養護施設の在学学生数、何らかの奨学金を受給している在学学生数について、平成29（2017）年と平成25（2013）年の2時点の人数を、各時点の在校生数とともに尋ねた。ここから、この2時点での変化を確認することができる。

（1）生活保護世帯の在学学生数の状況

表3は生活保護世帯の在学学生の状況を示したものである。2013年と2015年のそれぞれの有効回答（有効回答は、生徒数と生活保護世帯数の在学学生数の両方の数値が

含まれているもの、以下同じ)を示すとともに、2時点の変化を確認するために、2時点の回答が揃っている学校のみを抜き出した「経年比較」を示した(以下、表4、5、6について同じ)。

表3.生活保護世帯の在学生の状況(平成25年度・平成29年度)

		国公立				私立			
		有効回答		生活保護世帯の在學生数	生徒数に占める比率	有効回答		生活保護世帯の在學生数	生徒数に占める比率
		校数	生徒数			校数	生徒数		
有効回答	2013年	179	94375	520	0.55%	380	291618	3448	1.18%
	2017年	1607	984000	10110	1.03%	596	488621	5338	1.09%
経年比較	2013年	175	93843	505	0.54%	377	287438	3447	1.20%
	2017年	175	93185	679	0.73%	377	306128	3201	1.05%

表3から、生活保護世帯の在學生については、国公立では、2013年の有効回答では生徒数に占める割合が0.55%であったことに対して、2017年では1.03%となっている。2時点の回答が揃っている学校を対象とした経年変化では、2013年の0.54%から2017年の0.73%である。このことから、国公立の学校において、2時点の比較の結果、生活保護世帯の在學生が微増していると言えるだろう。他方、私立を見ると、2013年の有効回答では生徒数に占める割合が1.18%であったことに対して、2017年では1.09%となっている。2時点の回答が揃っている学校の経年変化を見ても、2013年の1.20%から2017年の1.05%である。私立では、生活保護世帯の在學生が微減していることがわかる。

なお、この結果について、国公立については、2013年の有効回答が2017年の1割しかないことは留意が必要である。この設問では、数値の記入を求めるのみでなく、「わからない」の選択肢を設定されていた。国公立では、2013年の在學生の状況については9割が「わからない」が選択されていた(国公立の2017年の「わからない」は23.3%。私立では、2013年の「わからない」が51.2%、2017年の「わからない」は26.2%)。このことは、以下の表4、表5にも共通する傾向であり、過去の生徒の状況を尋ねることの限界として留意が必要である。

(2) 児童養護施設の在學生数の状況

表4は、児童養護施設の在學生数の状況を示したものである。児童養護施設の在學生については、国公立では、2013年の有効回答では生徒数に占める割合が0.20%であり、2017年では0.21%となっている。2時点の回答が揃っている学校の経年変化でも、2013年の0.20%から2017年の0.21%として同じである。私立を見ると、2013年の有効回答では生徒数に占める割合が0.16%であったことに対して、2017年では0.15%となっている。

2時点の回答を揃っている学校の経年変化を見ても、2013年の0.16%から2017年の0.16%となっている。このことから、国公立、私立ともに、児童養護施設の在学生の在籍状況には変化が見られないといえることができる。

表4. 児童養護施設の在学生の状況（平成25年度・平成29年度）

		国公立				私立			
		有効回答		児童養護施設の在學生数	生徒数に占める比率	有効回答		児童養護施設の在學生数	生徒数に占める比率
		校数	生徒数			校数	生徒数		
有効回答	2013年	356	188441	376	0.20%	385	284666	467	0.16%
	2017年	1489	881147	1809	0.21%	537	435238	669	0.15%
経年比較	2013年	354	185415	370	0.20%	384	283159	467	0.16%
	2017年	354	183816	384	0.21%	384	295680	461	0.16%

(3) 何らかの奨学金を受給している在學生数の状況

表5は、何らかの奨学金を受給している在學生数の状況を示したものである。何らかの奨学金を受給している在學生数については、国公立では、2013年の有効回答では生徒数に占める割合が4.68%であったことに対して、2017年では3.41%となっている。2時点の回答を揃っている学校の経年変化で見ても、2013年の4.69%から2017年の3.678%となっており、1ポイント程度の低下がみられる。私立では、2013年の有効回答では生徒数に占める割合が8.46%であったことに対して、2017年では7.37%となっている。2時点の回答が揃っている学校の経年変化を見ても、2013年の8.53%から2017年の7.28%となっており、1ポイント程度の低下がみられる。このことから、国公立、私立ともに、何らかの奨学金を受給している在學生は減少していることが確認できる。

表5. 何らかの奨学金を受給している在學生数の状況（平成25年度・平成29年度）

		国公立				私立			
		有効回答		何らかの奨学金を受給している在學生数	生徒数に占める比率	有効回答		何らかの奨学金を受給している在學生数	生徒数に占める比率
		校数	生徒数			校数	生徒数		
有効回答	2013年	484	284552	13310	4.68%	313	233032	19723	8.46%
	2017年	1419	865973	29566	3.41%	512	400835	29534	7.37%
経年比較	2013年	480	282226	13234	4.69%	310	229884	19619	8.53%
	2017年	480	280646	10600	3.78%	310	243819	17757	7.28%

(4) 経済的な困難を有する在校生の状況

ここまでの整理から、経済的な困難を有する在学生の状況については、2013年と2017年の動向を比較すると、生活保護世帯の在学生については、国公立で微増、私立で微減しており、何らかの奨学金を受給している在学生は、国公立・私立ともに減少していることが確認された。

4. 中退者の状況

次に、中退者の変化を確認する。調査では、平成25(2013)年度と平成28(2016)年度の中退者数をそれぞれ尋ねた。表6は中退者の状況を示したものである。

国公立では、2013年の有効回答では生徒数に占める中退者の割合(=中退率)が1.10%であったことに対して、2016年では0.87%に減少している。2時点の回答が揃っている学校の経年変化で見ても、2013年の1.10%から2016年は0.85%に低下している。私立を見ると、2013年の有効回答では生徒数に占める割合が1.70%であったことに対して、2016年では1.36%に低下している。2時点の回答が揃っている学校の経年変化を見ても、2013年の1.71%から2016年の1.35%に低下している。

このことから国公立、私立ともに、2013年と2016年の2時点の比較の結果、中退率が低下していることが確認できる。なお、国公立と私立を比較すると、私立の方が国公立よりも相対的に中退率が高い傾向が見られる。

表6.中退者数の状況(平成25年度・平成28年度)

		国公立				私立			
		有効回答		中退者数	生徒数に占める比率	有効回答		中退者数	生徒数に占める比率
		校数	生徒数			校数	生徒数		
有効回答	2013年	1777	1098779	12114	1.10%	743	586764	9998	1.70%
	2016年	1832	1118659	9683	0.87%	762	611733	8308	1.36%
経年比較	2013年	1733	1069803	11791	1.10%	736	581985	9927	1.71%
	2016年	1733	1059585	8963	0.85%	736	596676	8061	1.35%

表7.学年別にみた中退者数の状況(平成25年度・平成28年度:単位(人))

	国公立 (n=1733)			私立 (n=736)		
	2013年(A)	2016年(B)	B/A	2013年(A)	2016年(B)	B/A
1年	6235	4504	0.722	5445	4151	0.7624
2年	4100	3184	0.777	3345	2927	0.8750
3年	1454	1275	0.877	1137	983	0.8646
合計	11791	8963	0.760	9927	8061	0.8120

なお、中退者については、各学年ごとの中退者数を尋ねた。2013年と2016年で、その変化を示したものが、表7である。ここから、国公立・私立ともに、中退者は1年次の中退が全体に占める割合が大きいことがわかる。2013年と2016年を比較すると、中退者の減少は、低学年ほど減少幅が大きくなっている(B/Aの数値が小さくなっている)。したがって、中退者の減少は、早期中退の減少が背景にあるといえるだろう。

5. 就学支援金と奨学給付金の状況

(1) 就学支援金の受給状況

次に就学支援金の受給状況について、今回の調査から示された状況を確認する。今回の調査では、就学支援金の受給生徒数と辞退者数について、各高校にそれぞれ尋ねた。表8は、受給生徒数から算出した受給率を国公立、私立それぞれに示したものであり、表9は、辞退者数から算出した辞退率を国公立、私立それぞれに示したものである。

ここから、国公立での就学支援金の受給率が82.1%であることに対して、私立では68.1%として、私立のほうが相対的に低くなっている。このことは、辞退率が国公立では3.5%、私立では14.8%となっていることにも整合的である。

他方、就学支援金の支給限度額については、私立の在学者については市町村民税所得割額が一定基準以下の場合には1.5倍、2.0倍、2.5倍の3段階での加算がなされている。今回の調査では、私立学校に対しては、これらの加算対象者数についても尋ねた。その結果を示したものが、表10である。

表8. 就学支援金の受給状況

	校数	生徒数	就学支援金の受給生徒数	受給率
国公立	2008	1284469	1054665	82.1%
私立	811	660519	449541	68.1%

表9. 就学支援金の受給状況

	校数	生徒数	就学支援金の辞退者数	辞退率
国公立	2095	1283029	44509	3.5%
私立	807	658433	97610	14.8%

表10. 私立高校等の就学支援金の加算対象者の状況

校数	生徒数	1.5倍 支給者数	1.5倍 支給者の 割合	2.0倍 支給者数	2.0倍 支給者の 割合	2.5倍支 給者数	2.5倍 支給者の 割合
802	655376	133698	20.4%	59128	9.0%	73071	11.1%

ここから、1.5倍支給者が20.4%、2.0倍支給者が9.0%、2.5倍支給者が11.1%であり、加算支給者が生徒全体の40.6%となっている。表9の結果から示された辞退率が相対的に高いこととあわせてみると、私立高校在学者の経済状況は個人差・家庭差が大きいことが推察される。

(2) 奨学給付金の受給状況

最後に、奨学給付金の受給状況について、確認する。調査では、奨学給付金の対象人数と受給人数について尋ねた。両者の数値が記載されている回答を有効回答として、国公立・私立の区分でその結果を整理したものが表11である。

ここから、国公立・私立ともに受給対象に対して、受給者数は9割となっていることがわかる。しかし、奨学給付金の対象人数については、国公立では表11の有効回答のうち、約3割にあたる511校が、私立では、約半数にあたる143校が「県外出身者についてはわからない」としていた。したがって、表11で示された数値上での把握と実態に差があることには留意が必要である。各高校において奨学給付金の対象人数の把握に限界があることも明らかになった。

表11.奨学給付金の対象者・受給者の状況

	校数	生徒数	奨学給付金の対象人数 (A)	奨学給付金の受給者数 (B)	B/A
国公立	1783	1094269	150161	136700	0.910356
私立	593	487393	60707	55482	0.913931

6. まとめ

以上、本章では、全国高校アンケート調査について、全日制の高校と中等教育学校を取り上げて、国公立と私立の設置形態ごとに、記述回答の結果を整理してきた。その結果から次のことが確認された。

まず、経済的な困難を有する在学生の状況の特徴的な傾向として、2013年と2017年の動向を比較することで、何らかの奨学金を受給している在学生は、国公立・私立ともに減少していることが示された。中退率については、国公立、私立ともに、2013年と2016年の2時点を比較すると、2017年の中退率が低下していることが確認された。これらのことは、全日制の高校についての就学状況は改善されてきた効果としてみることができるだろう。他方、中退率については、私立が国公立よりも相対的に高い傾向がみられた。

他方、就学支援金と奨学給付金の受給者数の現状をみると、就学支援金については、国公立での就学支援金の受給率が82.1%であることに対して、私立では68.1%として、私

立が相対的に低くなっていた。辞退率は国公立では 3.5%、私立では 14.8%となっており、私立の辞退率は相対的に高い。他方で、私立学校在籍者の加算支給者が生徒全体の 40.6% となっていることから、私立学校在籍者の経済状況の家庭差が改めて示唆されている。他方、奨学給付金については、今回の調査では対象者の 9 割が受給しているという数値上の結果が示された一方で、県外出身者については各学校が把握できるわけではない。各学校の告知や広報にも影響することを考えると、このことは現行制度の課題を示唆するものでもある。